

小松島市高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

令和6年3月

小松島市

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間.....	3
4 第9期計画の方向性（国の基本的な考え方）	4
5 計画の策定体制と手法	5
第2章 高齢者を取り巻く状況.....	6
1 小松島市の概況	6
2 高齢者に関わる施策の実施状況.....	13
3 高齢者の暮らしや介護に関わる実態と意識.....	26
第3章 計画の基本的な考え方.....	54
1 基本理念	54
2 基本方針と施策の体系	55
第4章 施策の展開.....	58
1 みんなのこころが通う地域包括ケアの推進.....	59
2 高齢期の健康と生きがいづくり.....	67
3 安心して暮らせる生活支援体制の充実.....	72
第5章 介護保険事業等の今後の見込み.....	77
1 介護保険料設定の基本的な考え方	77
2 将来フレームの設定	79
3 利用者数と給付費の見込み	81
4 第9期の介護保険料.....	112
第6章 計画の推進に向けて.....	120
1 計画の推進体制及び進行管理.....	120
2 保険者機能強化推進交付金等の活用.....	121
3 計画の周知.....	121
参考資料.....	122
1 小松島市介護保険事業計画等策定委員会設置要綱.....	122
2 小松島市介護保険事業計画等策定委員会委員名簿.....	124
3 策定の経過.....	125
4 用語の解説.....	126

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しており、世界で最も高い高齢化率となっています。人口減少と少子化・高齢化が進行している中において、超高齢社会に対応した社会のあり方が求められています。

平成12年に創設された介護保険制度は、20年以上が経過し、介護の問題を社会全体で支える制度として定着してきました。その一方、要支援・要介護認定者の増加や介護サービスの需要の高まり、さらには団塊の世代のすべての人が75歳以上となる令和7（2025）年や、高齢者人口がピークに達するとともに、現役世代の人口が急減する令和22（2040）年を見据え、制度の持続可能性を確保していくことがより重要となっています。

本市においても、高齢化が急速に進展する中で、生産年齢人口（15歳～64歳）が減少し続けており、高齢化率の上昇をはじめ、一人暮らし高齢者や認知症高齢者も増加していくことが、今後も見込まれています。

国では、こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取り組み内容や目標を検討することが重要であるとしています。

また、近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行による新たな生活様式等も踏まえ、高齢者保健福祉・介護保険制度に関する事業等についても、安全と安心を確保するための創意工夫を常に行うことが今後も求められています。

本市では、令和3年（2021年）3月に『**こころで まわりを つつむ しあわせなまち**』を基本理念として、「小松島市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下、「前計画」という。）を策定しています。この基本理念のもと、「地域共生社会」の考え方も踏まえ、地域包括ケアシステムの継続的な充実を進めるとともに、高齢者自身も役割や生きがいをもって住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるまちをめざし、各種取り組みを進めてきました。

このたび、前計画の期間が令和5年度（2023年度）末で終了することから、社会経済情勢の変化をはじめ、本市の現状と課題を踏まえ、これまで進めてきた地域包括ケアシステムの強化や地域共生社会の実現に取り組みながら制度の持続可能性を確保していくことができるよう、中長期的な視点に基づき「小松島市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、老人福祉法(第20条の8)及び介護保険法(第117条)に基づき、本市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図るために定めるものです。このため、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しています。

《老人福祉法(抜粋)》

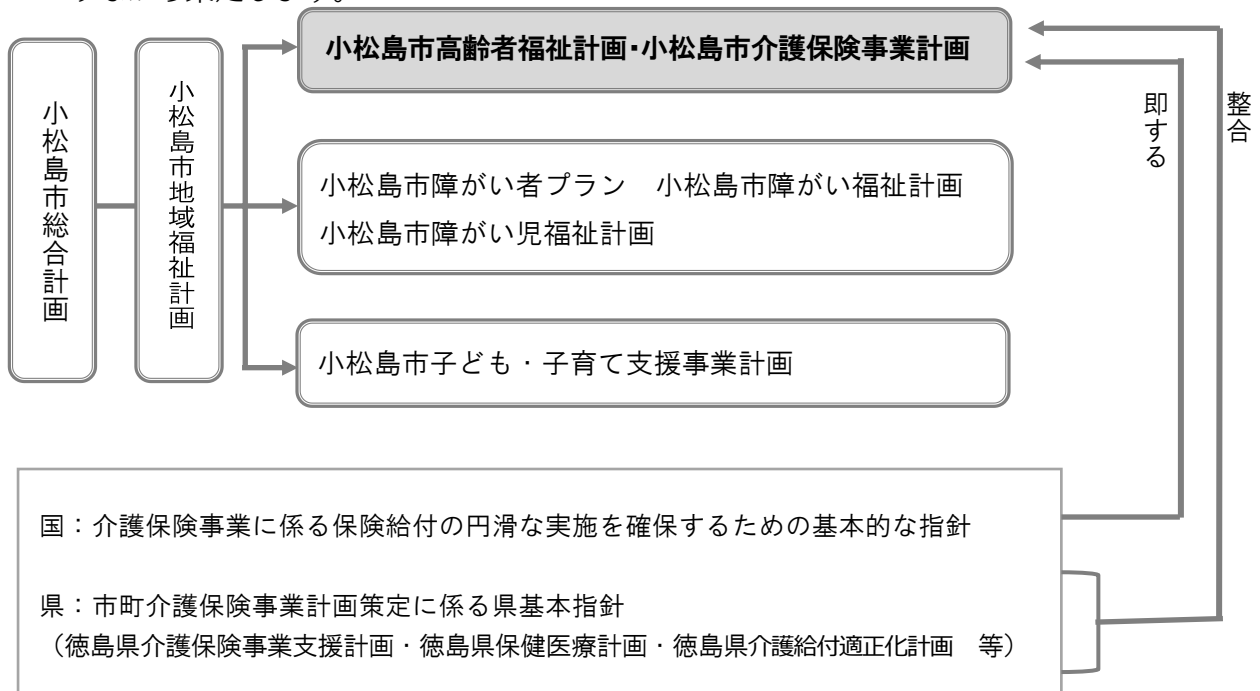
- 第20条の8第1項 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。
- 第20条の8第7項 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

《介護保険法(抜粋)》

- 第117条第1項 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。
- 第117条第6項 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

(2) 他の計画との関係

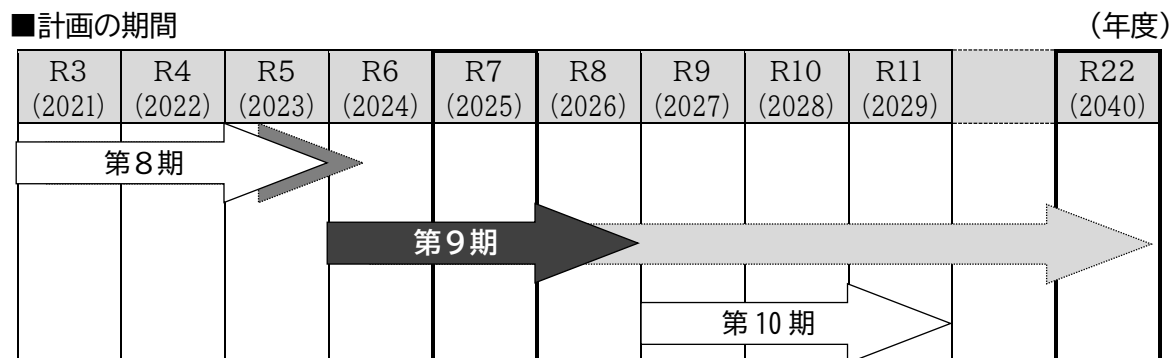
本計画は、国や徳島県の基本的な指針や関連計画の内容を十分に踏まえるとともに、行政執行の指針である「小松島市総合計画」をはじめ、関連計画等との整合・調整を図りながら策定します。



3 計画の期間

令和3年3月に策定した計画を見直し、計画期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とした新たな計画を策定します。

また、中長期的な視点として、団塊の世代が75歳以上の高齢者となる令和7年（2025年）、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、介護サービス需要が増加・多様化するとともに、現役世代の減少が顕著になる令和22年（2040年）を見据えて計画を定めます。



4 第9期計画の方向性（国の基本的な考え方）

（1）介護サービス基盤の計画的な整備

- ◆地域の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等に基づき、介護サービス基盤の計画的な確保が必要。
 - ◆医療・介護双方のニーズを有する高齢者のサービス需要や在宅医療の整備状況を踏まえ、医療・介護の連携を強化し、医療及び介護の効率的かつ効果的な提供を図ることが重要。
 - ◆各市町村では、地域における中長期的なサービス需要の傾向を提供事業者や地域と共有し、その上で、サービス整備の絶対量、期間を勘案して第9期計画を作成することが重要。
 - ◆居宅要介護者の在宅生活を支えるため地域密着型サービス等のさらなる充実が必要。
 - ◆居宅要介護者のニーズに柔軟に対応できるよう、複数の在宅サービスを組み合わせさせた新たな複合型サービスの創設を踏まえた整備の検討が必要。
- ⇒人口推計や実績に基づくサービス見込み量を踏まえ、計画的なサービス確保を図るとともに、在宅サービスの充実や在宅医療の充実に向けた医療介護連携の促進が必要。

（2）地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み

- ◆地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、地域包括支援センターの体制や環境の整備を図ることに加え、障害者福祉や児童福祉等の他分野との枠を超えた連携を促進していくことが重要。
 - ◆認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現に向け、「共生」と「予防」を車の両輪として、施策を推進していくことが重要。
 - ◆地域包括ケアシステムを深化・推進するため、医療・介護分野でのDX（デジタルトランスフォーメーション）を進め、デジタル基盤を活用した情報の共有・活用等の推進が重要。
 - ◆介護給付費適正化や効果的・効率的な事業実施に向けた保険者機能の強化が必要。
- ⇒地域共生の観点から、関連分野との連携も含め、地域における共生・支援・予防の取り組みの充実、デジタル基盤を活用した効果的・効率的な事業の推進が求められている。

（3）地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上

- ◆介護サービス需要の高まりの一方で生産年齢人口は急速な減少が見込まれており、介護人材の確保が一段と厳しくなることが想定される。
 - ◆介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備等の取り組みを総合的に実施することが必要。
 - ◆ICTの導入や適切な支援につなぐワンストップ型窓口の設置等、生産性向上に資する取り組みを都道府県と連携して推進することが重要。
- ⇒介護人材の確保に向けた取り組みを県等と連携して推進していくことが求められている。

5 計画の策定体制と手法

本計画の策定にあたっては、学識経験者などから構成される「小松島市介護保険事業計画等策定委員会」に提言を求めるとともに、被保険者やサービス提供事業者に対する実態調査やパブリックコメントを実施するなど、高齢者の生活実態、福祉施策・サービスに対する意識等の把握と意見の反映に努めました。

(1) 被保険者に対する実態調査の実施

計画策定にあたって、高齢者の生活実態や意向等を把握するため、令和5年6月に65歳以上の市民を対象としてアンケート形式による「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施し、集計・分析結果を計画に反映しました。

(2) 市内サービス提供事業者に対する実態調査の実施

計画策定にあたって、サービスの提供状況や事業所における課題とともに、高齢者の生活実態やニーズ、また介護保険制度に対する意向の把握を行うため、令和5年8月に市内介護サービス提供事業者に対してアンケート調査を実施しました。

(3) 計画策定に向けた委員会の設置

本計画は、「小松島市介護保険事業計画等策定委員会」を設置し、令和5年10月から令和6年2月までに計4回の審議を行い、策定しました。

この委員会では、公募による市民に加え、小松島市地域密着型サービス運営委員会、小松島市地域包括支援センター運営協議会、小松島市医師会、小松島市社会福祉協議会、小松島市民生委員・児童委員連絡協議会、小松島市老人クラブ連合会、徳島保健所、介護サービス提供事業者、学識経験者等の関係諸団体の代表者等に委員として参画いただき、幅広い意見の集約を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の方のご意見を募集するため、令和6年1月15日から令和6年2月5日までの期間においてパブリックコメントを実施しました。

第2章 高齢者を取り巻く状況

1 小松島市の概況

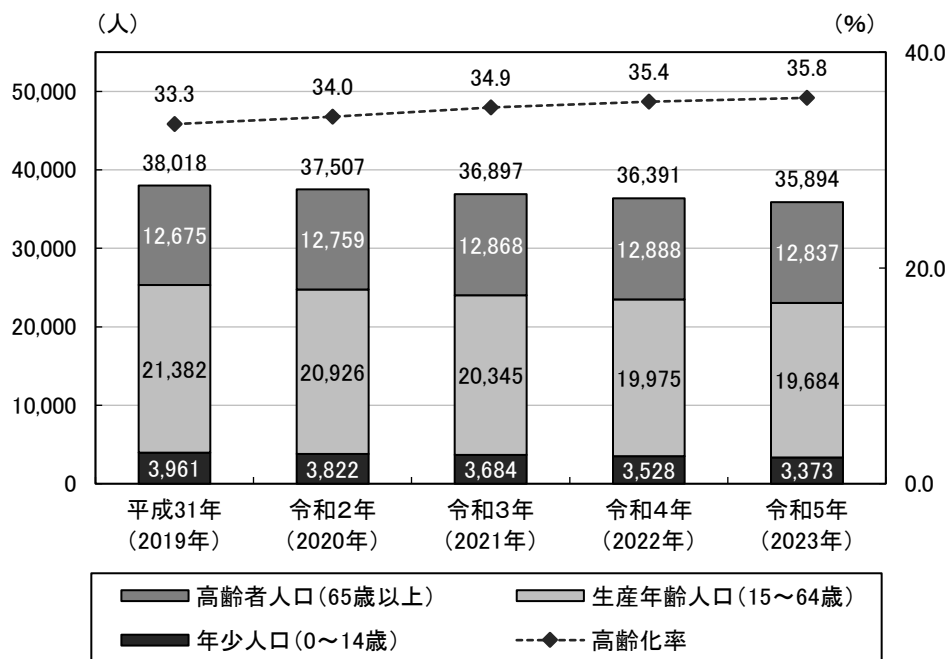
(1) 人口・世帯の動向

① 人口の推移

本市の総人口は減少傾向にあり、令和5年（2023年）現在、35,894人となっています。年齢区別に人口推移をみると、0～64歳の年齢人口は、年々減少し、高齢者人口（65歳以上）は、令和4年（2022年）までは増加で推移していましたが、令和5年（2023年）は減少に転じています。

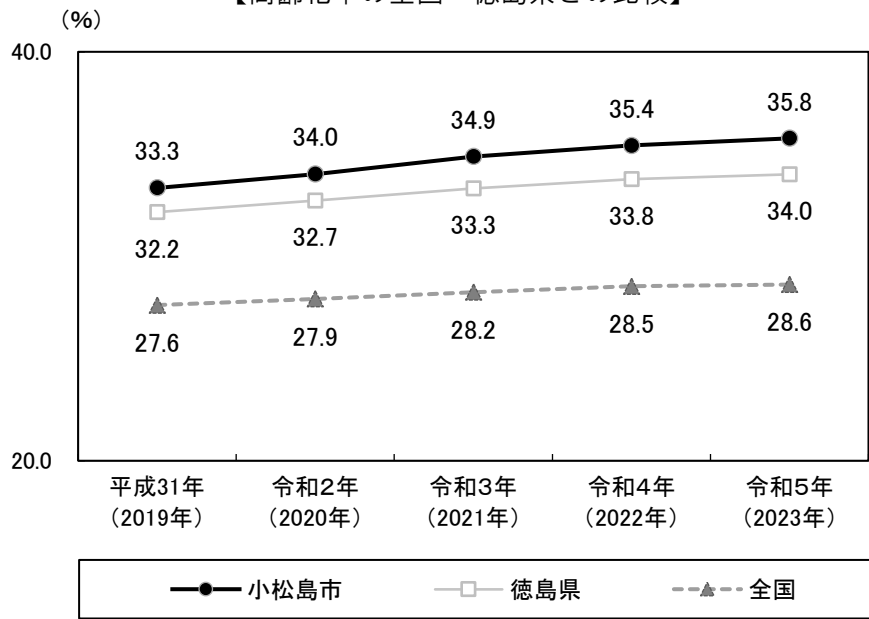
また、高齢化率は、全国を大きく上回る数値で推移しています。

【年齢区別人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

【高齢化率の全国・徳島県との比較】



資料：住民基本台帳(各年1月1日現在)

② 高齢者のいる世帯

令和2年国勢調査の結果によると、本市の一般世帯のうち、65歳以上の世帯員がいる世帯は52.2%を占めています。このうち、一人暮らしの高齢者世帯が27.3%、高齢夫婦のみ世帯が30.5%を占めています。

【高齢化世帯の状況】

(単位：世帯)

	世帯数			構成比	
	総数	単独世帯	夫婦のみ の世帯	単独世帯	夫婦のみ の世帯
一般世帯数	15,104	4,792	3,414	31.7%	22.6%
65歳以上世帯員がいる世帯	7,883	2,159	2,406	27.3%	30.5%
75歳以上世帯員がいる世帯	5,643	1,249	1,939	22.1%	34.3%
85歳以上世帯員がいる世帯	1,771	475	383	26.8%	21.6%

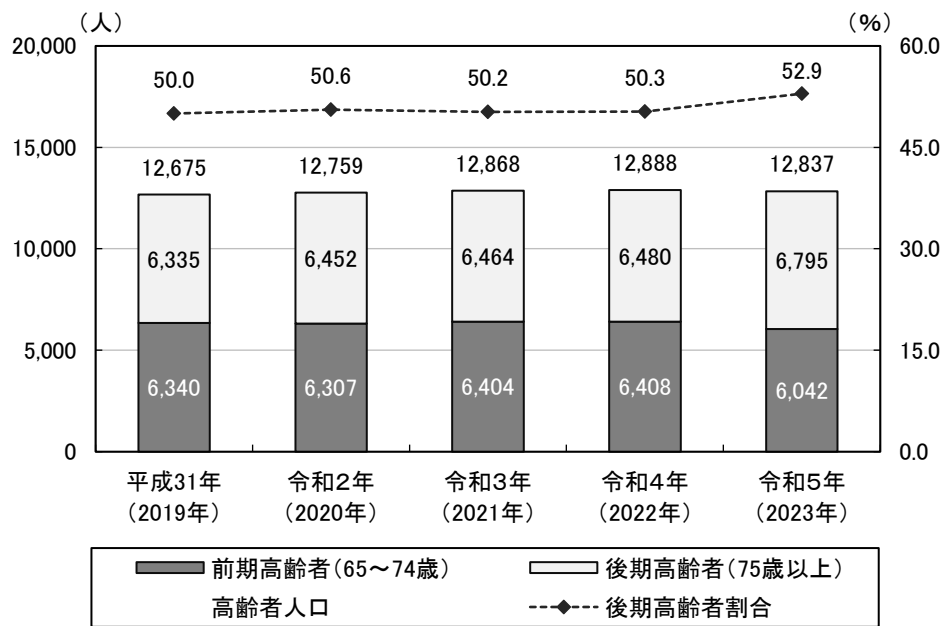
※一般世帯とは、①住居と生計をともにする人の集まり、②一戸を構えて住んでいる単身者、③それらの世帯と住居をともにして別に生計を維持している単身者、④会社や官公庁などの寮・寄宿舎等に居住する単身者のいずれかの世帯をいい、長期入所、入院者など「施設との世帯」に属する世帯は含まれません。

資料：令和2年国勢調査

③ 前期・後期高齢者人口の推移

65歳以上の高齢者人口のうち、後期高齢者（75歳以上）の割合は、令和5年（2023年）時点で、52.9%となっており、平成31年（2019年）と比べると2.9ポイント高くなっています。

【前期・後期高齢者人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

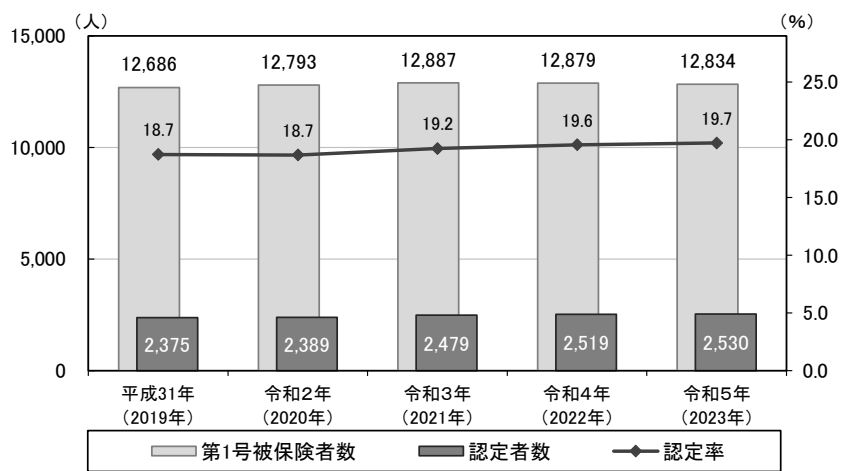
(2) 要介護・要支援認定者の状況

① 要介護・要支援認定者数の推移

要介護・要支援認定者の推移をみると、平成31年（2019年）の2,375人から、令和5年（2023年）では2,530人となっており、認定者数は年々増加しています。

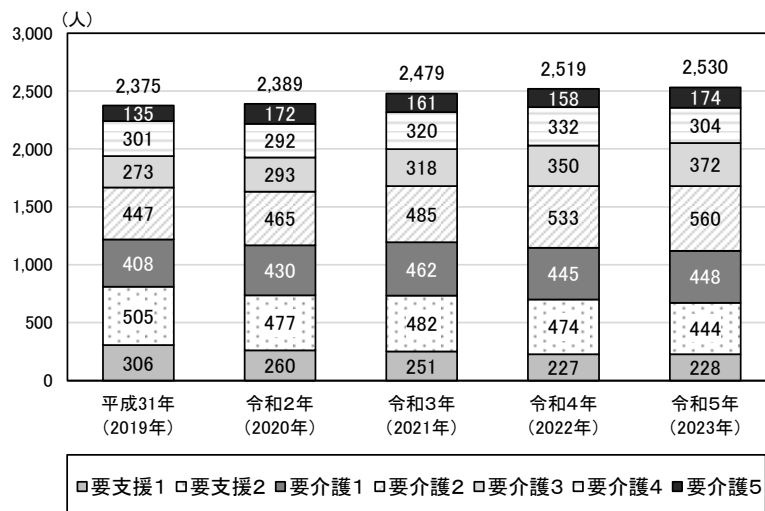
また、要介護度別に推移をみると、要介護2、要介護3の認定者数の増加が著しく、平成31年（2019年）から令和5年（2023年）にかけて、要介護2は113人、要介護3は99人増加しています。

【第1号被保険者数及び要介護・要支援認定者数の推移】



資料：「介護保険事業状況報告（年報）」「介護保険事業状況報告（月報）」（各年3月末）

【介護度別要介護・要支援認定者数（第1号被保険者）の推移】



資料：「介護保険事業状況報告（年報）」「介護保険事業状況報告（月報）」（各年3月末）

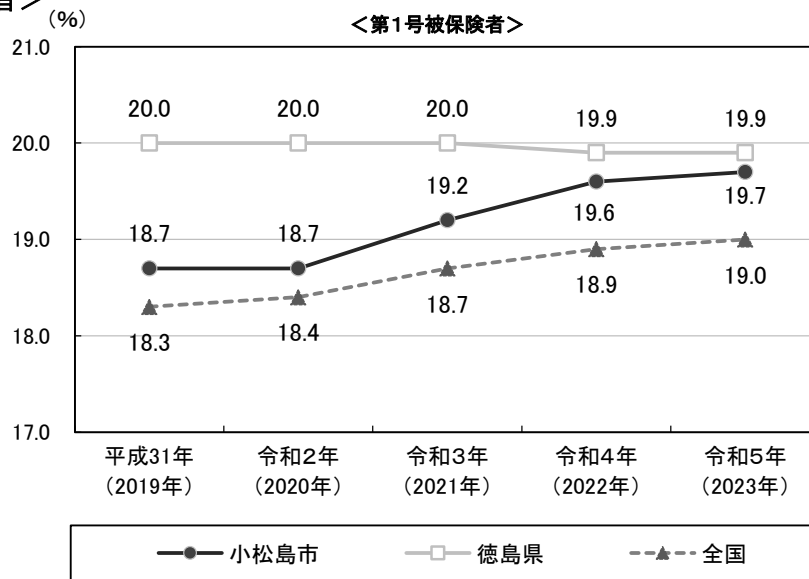
② 認定率の推移

第1号被保険者における認定率をみると、令和3年（2021年）以降19%台で推移しており、徳島県を下回る数値で推移しています。

また、75歳以上の認定率については、全国、徳島県、本市ともに令和3年（2021年）に上昇したのち、令和5年（2023年）にかけて下降しています。

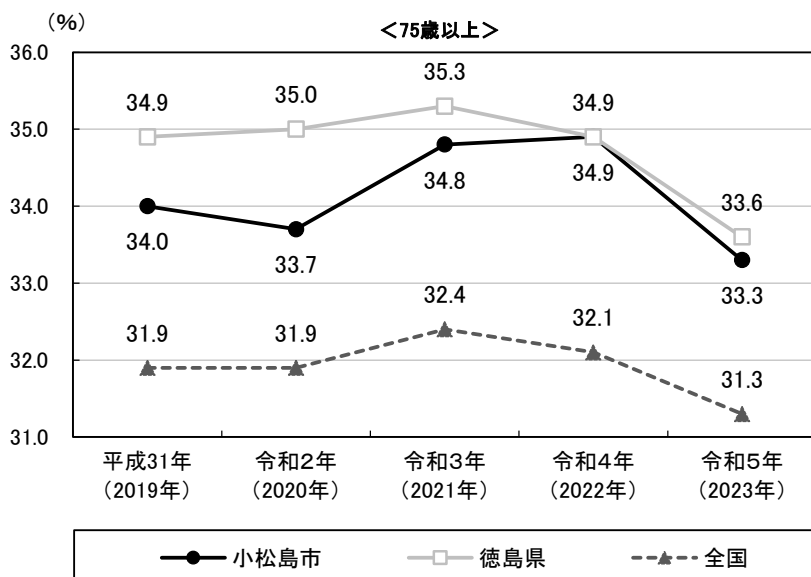
【認定率の全国・徳島県との比較】

<第1号被保険者>



資料：「介護保険事業状況報告（年報）」「介護保険事業状況報告（月報）」（各年3月末）

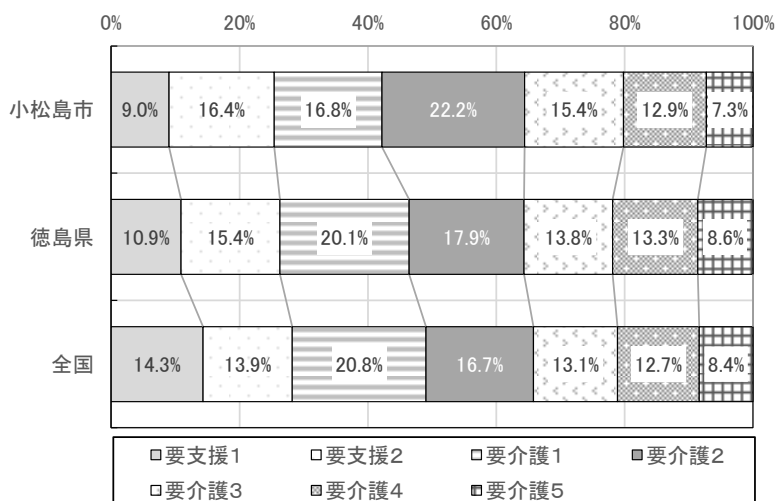
<75歳以上>



資料：「介護保険事業状況報告（年報）」「介護保険事業状況報告（月報）」（各年3月末）

介護度別に要介護・要支援認定者の割合をみると、本市は、全国、徳島県に比べて、要支援2及び要介護2、要介護3の割合が高く、要支援1、要介護1、要介護5の割合は低くなっています。

【介護度別構成比の全国・徳島県平均との比較（令和5年）】



※第1号被保険者のみ 資料：「介護保険事業状況報告（月報）」（令和5年10月末時点）

③ 計画値と実績値の比較

第8期計画で見込んだ令和3年度から令和5年度の要介護・要支援認定者数について、実績値と比較した結果は下表のとおりです。

第8期計画では、要支援者の増加を多く見込んでいたものの、見込みほどは伸びず、一方で要介護者は見込み以上の実績となっており、総数では令和3年度までは計画値を上回っています。

【要介護・要支援認定者数（第1号被保険者）の第8期計画値と実績（見込み）値】

（単位：人）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
認定者総数	2,473	2,479	2,530	2,519	2,578	2,530
要支援1	259	251	266	227	272	228
要支援2	512	482	522	474	532	444
要介護1	450	462	459	445	465	448
要介護2	485	485	496	533	504	560
要介護3	307	318	313	350	319	372
要介護4	304	320	313	332	321	304
要介護5	156	161	161	158	165	174

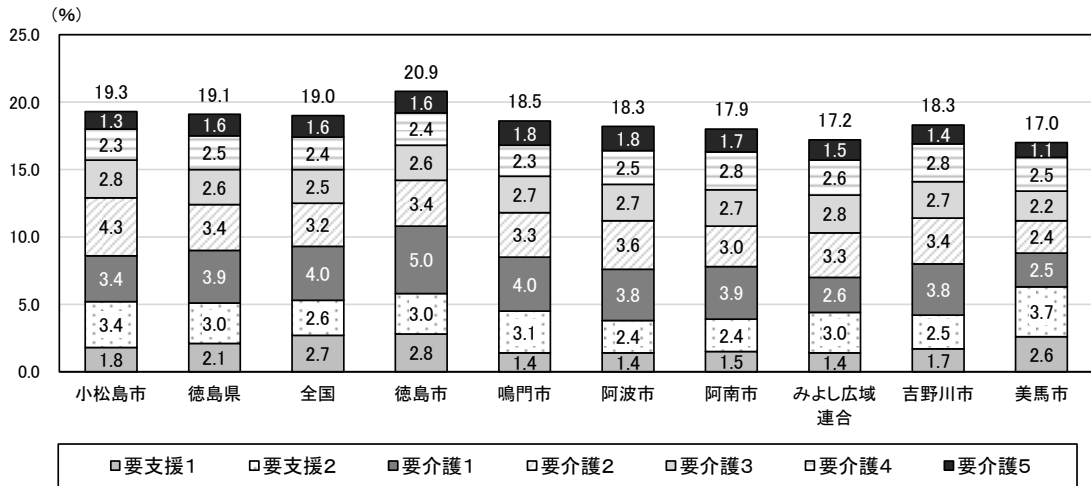
資料：介護保険事業状況報告

(3) 本市の介護保険事業の特徴

① 認定率の特徴

本市の認定率は、全国平均・県平均に比べて高くなっています。県内7市等と比較すると、2番目に高い認定率となっています。

【調整済み認定率近隣7市等との比較(要介護度別)(令和4年)】

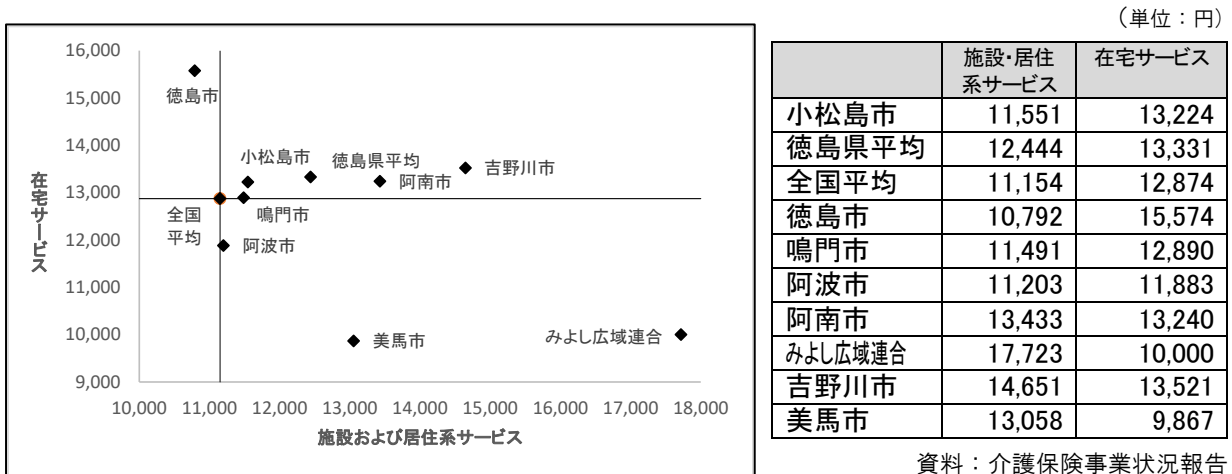


資料：介護保険事業状況報告、住民基本台帳人口・世帯数

② 介護保険給付の特徴

本市の介護保険給付の特徴は、施設・居住系サービス、在宅サービスのいずれも全国平均より上回っています。一方、県平均と比較すると、施設・居住系サービス、在宅サービスのいずれも下回っています。

【介護保険給付近隣7市等との比較(令和3年)】



資料：介護保険事業状況報告

2 高齢者に関わる施策の実施状況

(1) 高齢者福祉計画の実施状況と評価

本計画の策定にあたって、PDC Aサイクルに基づき、第8期計画で掲げた施策について評価・検証を行いました。

① みんなのこころが通う地域包括ケアの推進

ア 地域包括ケア体制の充実

≪地域包括支援センターの機能強化≫

介護保険をはじめとする福祉サービスや健康に関すること、成年後見制度の活用や消費者被害防止のための支援、家族介護など日常生活に関する困り事の相談を受け、必要な情報提供、関係機関への繋ぎなど相談者の支援等を行っています。

介護支援専門員の指導・支援に努めており、支援専門員の質の向上へ繋がる研修会や勉強会を開催しています。また、支援専門員から共有した支援困難事例について地域ケア個別会議へとつなげ、多職種の関係者間で情報共有やネットワークづくりを行っています。

【当該事業の実施実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
総合相談支援事業における実態把握件数	計画	61件	62件	63件
	実績	26件	43件	21件
支援困難事例への指導助言件数	計画	12件	14件	16件
	実績	48件	8件	27件
介護支援専門員等研修会の開催回数	計画	3回	3回	3回
	実績	4回	4回	4回

≪地域ケア会議の充実≫

医師、理学療法士、薬剤師などの専門職の他、生活支援コーディネーターが参加してケアマネジメント支援を行うとともに、地域支援ネットワークの強化に努めています。把握した地域課題について地域ケア推進会議で議論し関係機関で共有しています。

定期的に会議を開催し、個別ケースの検討を通じ地域の課題や社会資源の把握に努めています。また、会議後一定期間経過した後に、社会資源の活用状況など支援の継続性や変化などを把握する必要があります。

【当該事業の実施実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
地域ケア会議の開催回数	計画	22回	24回	26回
	実績	18回	15回	15回

《地域で支え合う仕組みづくり》

老人クラブ会員が地域の高齢者宅を定期的に訪問する友愛訪問活動により、地域社会との交流が少ない高齢者等を見守り、孤独感の解消や事故の未然防止等に取り組んでいます。

介護予防サポーターを毎年養成し、サポーターとなった市民は自身の介護予防だけでなく、地域の福祉や健康についての意義、地域づくりに貢献しています。

脳トレクラブやいきいき百歳体操、高齢者サロンなどの通いの場の充実のために地域包括支援センター職員が出向き活動支援やニーズ把握に努めています。

【当該事業の実施実績】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
老人クラブ連合会による友愛訪問活動の訪問回数	計画	2,739回	2,789回	2,839回
	実績	2,924回	2,662回	2,662回
介護予防サポーターの養成人数	計画	6人	7人	8人
	実績	11人	14人	12人
高齢者サロンの参加者数	計画	1,000人	1,750人	1,850人
	実績	1,301人	1,952人	2,000人

《医療と介護の連携》

小松島市医師会に在宅医療・介護連携推進事業を委託し、医師会事務局に在宅医療や介護に関する相談窓口を設置し、地域包括支援センター等とも連携しながら、不安を抱える高齢者及びその家族等からの相談支援を行っています。また、多職種の関係者による研修会を実施し、地域の現状把握、情報共有及び課題解決に向けた体制構築に努めています。

地域住民に医療と介護の連携について、市民公開講座の開催や小松島市在宅医療と介護マップ、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）啓発冊子の作成などを行い市民の理解を深める活動を行っています。

【当該事業の実施実績】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
市民公開講座の開催回数	計画	1回	1回	1回
	実績	1回	1回	2回

イ 認知症支援策の推進

《認知症の予防と理解の促進》

認知症について幅広い世代の方に正しい知識と理解を広めることができるよう、シルバー大学 0B 会やシルバー人材センターや小学校、地域の通いの場に対して講座を開催しています。また、市民に認知症について一緒に考えることをテーマに「オレンジセミナー」を開催しドキュメンタリー映画の上演や講演会を通じて意見交換を行うなど理解の促進に繋げています。

認知症サポーターキャラバンのマスコットを地域の施設やボランティアと協力して製作し、広く市民に認知症への正しい理解が啓発できるよう取り組んでいます。

認知症の人や家族への支援は、地域での見守り、支え合いが重要であることから、実際の地域での支援者を講師に迎え認知症サポーターを養成し、さらに実践の場で必要となる知識やスキルを養成するステップアップ研修を開催しています。

【当該事業の実施実績】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
認知症サポーターの登録者数	計画	2,555人	2,600人	2,650人
	実績	2,641人	2,793人	2,850人
もの忘れ相談の参加者数	計画	16人	20人	24人
	実績	19人	20人	20人

《認知症高齢者・家族等の支援》

認知症の疑いがある方やその家族の家庭をチーム員が訪問して包括的・集中的に支援を行い、必要に応じて情報提供や医療機関への受診、サービスにつなげています。

また、認知症サポート医や支援チーム、関係者会議で事例の情報共有や検証を行い、地域住民との連携のもと、適切な認知症ケア体制を構築できるよう取り組んでいます。

認知症の人の家族等に対して「位置情報検索機器（GPS 機器）」導入補助を実施し、本人の安全及び家族等の見守り支援を強化するとともに、認知症サポーターの近隣チームによる日常生活面の支援等を行う「チームオレンジ」の活動や、認知症カフェの取り組みを支援しています。

【当該事業の実施実績】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
認知症初期集中支援チーム 支援対応件数	計画	22回	24回	26回
	実績	15回	15回	15回
認知症カフェの数	計画	6か所	7か所	8か所
	実績	6か所	6か所	6か所
認知症に関する相談窓口の 認知状況（介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査結果）	計画			現状値(18.5%) 以上
	実績			+0.9%(19.4%)

ウ 高齢者の尊厳の確保

《高齢者の権利擁護の推進》

成年後見制度や高齢者虐待など権利擁護に関する相談を地域包括支援センターと関係機関で情報共有しており早期対応に努めています。

認知症等により自己判断能力が低下した人の権利を尊重・擁護し、安心して暮らせる地域社会の実現を目的として、令和3年12月1日に成年後見制度の利用促進における中核機関「小松島市成年後見センターひだまり」を小松島市社会福祉協議会内に設置し、地域連携ネットワーク運営の中心としての役割を担っています。

家族形態の変化や健康不安などにより成年後見制度の関心が高まっています。

また、経済的事情による市長による審判申立ても増加傾向にあります。

【当該事業の実施実績】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
地域包括支援センターにおける権利擁護事業の支援件数	計画	77件	79件	81件
	実績	133件	140件	145件
中核機関の設置	計画	年度未設置	年度未設置	年度未設置
	実績	年度内設置	設置済み	設置済み

《虐待や暴力の防止に向けた取り組みの充実》

高齢者虐待が疑われる事案が発見された場合には、地域包括支援センターや警察などの関係機関と連携しながら訪問対応等により状況把握に努め、介入や場合によっては保護・分離して養護老人ホームへの措置など必要な支援を行っています。

虐待の種類は、暴力などの身体的虐待が多く、虐待の背景には経済困窮、被虐待者の認知症や擁護者の精神疾患など様々です。

虐待の解消後も高齢者の安全で安心な環境下での生活再建が必要です。

② 高齢期の健康と生きがいづくり

ア 健康づくり・介護予防の推進

《健康づくり・生活習慣病予防の推進》

「健康こまつしま 21 第2次計画」の基本的方向である「生活習慣病の発症予防と重症化予防」「市民が自ら健康づくりに取り組む」を目指して各種保健事業を実施しています。令和5年度は計画における目標を評価し、令和6年度から施行する「健康こまつしま 21 第3次計画」を作成しています。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施については、関係機関と連携し推進しています。フレイルのリスクを持つ方への保健指導や市内の通いの場を一枚にまとめたマップを配布し、高齢者が健康づくりや介護予防に自ら取り組んでもらえるような支援に努めています

【当該事業の実施実績】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
現在の健康状態が「とてもよい」または「まあよい」と回答した割合（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果）	計画			現状値(72.8%) 以上
	実績			▲7.3% (65.5%)

《介護予防の推進》

介護予防・生活支援サービスについては、従前相当サービスに加え、緩和基準型の訪問サービス（訪問型サービス A）・通所型サービス（通所型サービス A）、短期集中型の通所型サービス C を実施しています。

地域で介護予防健康教室、運動教室、脳トレクラブ生き生きを定期的に開催しています。また、住民主体の介護予防活動である「いきいき百歳体操」の活動は市内全域に広がりを見せており、活動を継続的に支援するために、理学療法士の派遣やポイント事業を行っています。

【当該事業の実施実績】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
介護予防に関する各種講座・教室への延べ参加者数	計画	1,500人	4,000人	4,200人
	実績	2,354人	2,761人	3,200人
介護予防サポーターの養成人数	計画	6人	7人	8人
	実績	11人	14人	12人
高齢者サロンの参加者数	計画	1,000人	1,750人	1,850人
	実績	1,301人	1,952人	2,000人

イ 生きがいつくりの促進

《社会参加・交流の促進》

ウォーキングやグラウンドゴルフなどスポーツを通じた体力づくりや交流促進、パソコン・スマホ等の学習講座や民謡・舞踊などの教養趣味講座を開催することで、高齢者が健康で安心して生活ができるよう支援を行っています。

多様な原因により、老人クラブ数とその会員や、主体となって活動できる人材の確保も課題となっており、活動実績のPRや魅力づくりが必要です。

【当該事業の実施実績】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
老人クラブ連合会を中核としたスポーツ大会、各種講座の開催回数	計画	90回	90回	90回
	実績	90回	90回	90回
単位老人クラブ数	計画	30団体	30団体	30団体
	実績	29団体	29団体	27団体
ボランティアに定期的に参加している割合(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果)	計画			現状値(13.5%)以上
	実績			▲2.1(11.4%)

《生涯学習活動の推進》

シルバー大学校において、卒業生がこれまでに得た知識と経験を用いて、様々な文化教養分野において、後進の育成に貢献されています。高齢者一人ひとりが自分らしく、いきいきとした生活が送れるよう、多様な生きがいつくりの機会の充実を図るとともに、活動状況の情報発信に努め、生涯学習活動を推進します。

【当該事業の実施実績】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
学習・教養サークルに定期的に参加している割合(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果)	計画			現状値(7.8%)以上
	実績			+0.2%(8.0%)

《雇用・就労への支援》

健康で働く意欲のある高齢者に、生活水準の維持や生きがいの充実を図り、地域づくりにも寄与することを目的に公益社団法人シルバー人材センターへの支援を行っています。

【当該事業の実施実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
シルバー人材センターの就業人数	計画	13,400人	13,700人	14,000人
	実績	14,167人	14,093人	14,100人

③ 安心して暮らせる生活支援体制の充実

ア 在宅生活の支援

《生活支援サービスの充実》

ひとり暮らしや寝たきりの高齢者や高齢者のみの世帯の方へ配食事業を行っています。

既に実施している固定電話型の緊急通報装置に加え、より利便性の高い携帯電話型の緊急通報装置について実証実験を経て本格運用を開始しています。これにより家庭内のみならず自宅周辺での外出中での緊急時においても迅速な対応ができるようになっています。

【当該事業の実施実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
会食・配食サービスの延べ提供食数	計画	3,800食	3,850食	3,900食
	実績	4,622食	4,725食	4,830食
緊急通報装置の設置台数	計画	129台	130台	130台
	実績	116台	125台	130台

《生活支援体制の整備》

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備・提供体制の構築に向け、多職種の関係者間で連携して問題解決を行っています。

住民主体の活動を支援し、通いの場の創出など地域資源の発掘に努めるとともに、コーディネーターの支援等により、いきいき百歳体操活動グループやチームオレンジなどの立ち上げを実現しています。

【当該事業の実施実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
協議体会議開催数	計画	2回	2回	2回
	実績	0回	0回	1回

《高齢者の住まいの確保》

経済的な問題や居宅での擁護を受けることのできないなどの高齢者に対し養護老人ホームへの措置を行うとともに、居宅での生活に不安のある方に対して、生活相談、各種保健・福祉サービス利用手続き支援などのサービスを提供している生活支援ハウスへの入居を支援しています。

認知症等により身寄りが確認できない場合や虐待により緊急保護が必要な場合に備え、養護老人ホーム「松寿園」の1室を借り上げ、一時的に入居ができる体制を確保しています。

【当該事業の実施実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
養護老人ホーム	計画	1カ所	1カ所	1カ所
	実績	1カ所	1カ所	1カ所
生活支援ハウス	計画	1カ所	1カ所	1カ所
	実績	1カ所	1カ所	1カ所
ケアハウス	計画	2カ所	2カ所	2カ所
	実績	2カ所	2カ所	2カ所
有料老人ホーム	計画	2カ所	2カ所	2カ所
	実績	2カ所	2カ所	2カ所
サービス付き高齢者向け住宅	計画	2カ所	2カ所	2カ所
	実績	2カ所	2カ所	2カ所

《安心して暮らせる生活環境づくり》

防災対策については、関係部局の連携のもと福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災会等の避難支援などに携わる関係者と連携して、避難行動要支援者ごとに、同意を得て個別避難計画を作成しています。また、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直し等、状況を適切に反映し更新しています。

防犯対策については、高齢者、認知症等により判断力が不十分となった方の消費者被害を防ぐため、本市及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う「小松島市消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」を設置しています。徐々に構成団体を拡大するとともに、消費者庁と本市及び民間事業所の協働により、「見守りフローシート」を従来の紙媒体から、デジタル化した実証試験を実施しています。

【当該事業の実施実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
避難行動要支援者登録者数	計画	1,573人	1,598人	1,623人
	実績	1,600人	1,617人	1,624人

イ 介護保険サービスの円滑な提供

《サービス提供体制の充実》

今後、高齢化の進行により在宅サービスの更なる拡充、地域に根ざした入所施設など施設整備の必要性が高まることが予想されます。利用者及び事業者のニーズを的確に把握し、必要なサービス量の確保に努めていきます。

【当該事業の実施実績】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
訪問リハビリテーションの利用率	計画			現状値以上
	実績			5.82%
通所リハビリテーションの利用率	計画			現状値以上
	実績			35.4%

《介護保険事業の円滑な運営》

徳島県ケアプラン点検支援員派遣事業を活用しつつ、ケアプラン検討会を毎月複数回実施しています。また、「小松島市ケアマネジメントの基本方針」を策定し、ケアマネジャー間の共通認識を図るとともに多様なケースの検討を行うことで資質向上に繋げています。

住宅改修については、着工前に申請資料による工事内容等の確認、福祉用具の貸与については、複合的な機能を有する場合についての判断基準を設定し、介護支援専門員に対する周知を行っています。

本市指定の事業所への運営指導を期間中に実施し、必要な改善指導を行うことで、運営の適正化や安全対策に繋げています。

【当該事業の実施実績】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
介護給付費通知件数	計画	年2回	年2回	年2回
	実績	年2回	年2回	年2回
住宅改修等の点検件数	計画	335件	340件	345件
	実績	348件	359件	362件
ケアプラン検討会の総件数	計画	80件	85件	90件
	実績	12件	58件	60件
介護サービス相談員による施設訪問回数	計画	30回	120回	120回
	実績	0回	0回	15回

(2) 介護保険事業計画の実施状況と評価

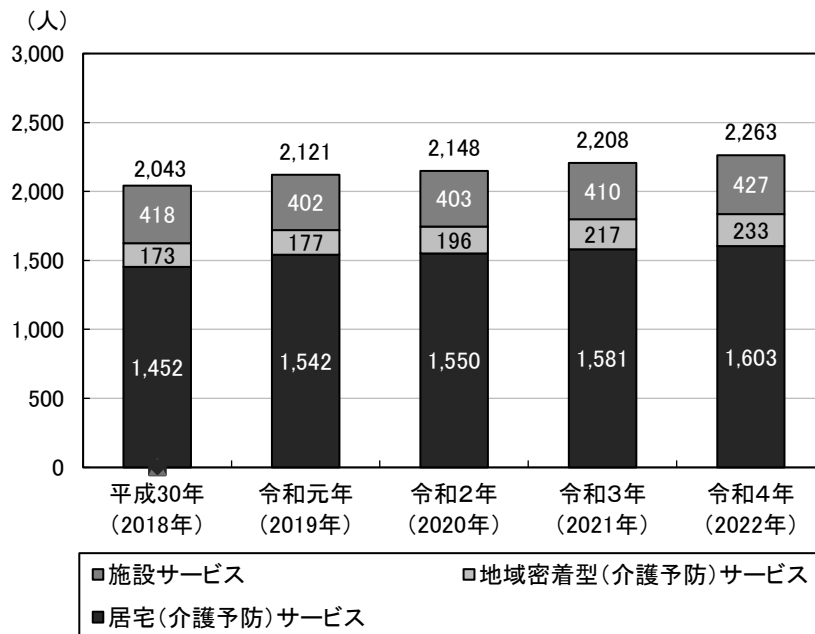
① 介護保険サービス受給者の状況

介護保険サービスの受給者数については年々増加にあります。

また、サービスの種類別でも、居宅（介護予防）・地域密着型（介護予防）・施設サービス全てにおいて、増加傾向にあります。

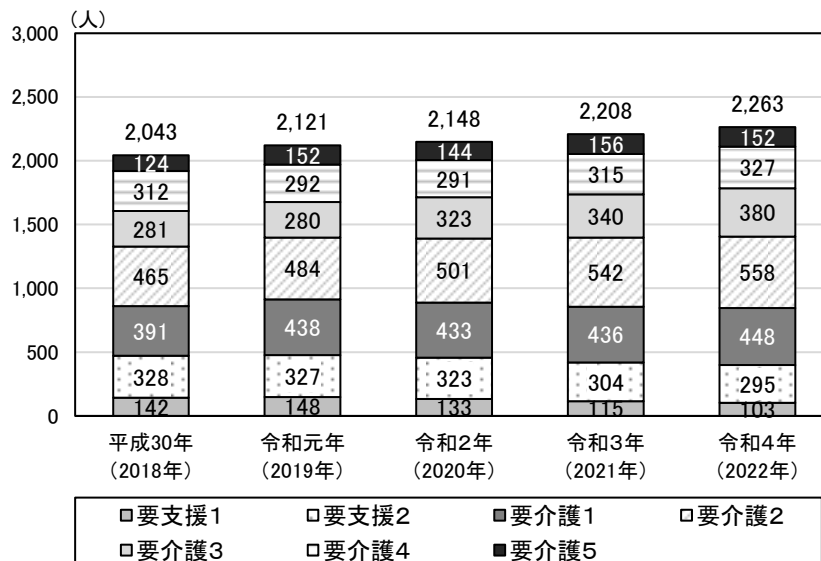
要介護度別にみると、要介護2、要介護3では受給者数が大幅に増加しています。

【サービス種類別受給者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告・現物給付（9月サービス分）・償還給付（10月支出決定分）

【要介護度別受給者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告・現物給付（9月サービス分）・償還給付（10月支出決定分）

② 介護保険事業における給付費の状況

介護保険サービス総給付費は、年々増加傾向であり、令和4年では3,889,024（千円）となっています。

サービスごとの内訳をみると、居宅サービスが特に増加傾向であり、令和4年は総給付費の45.4%を占めています。

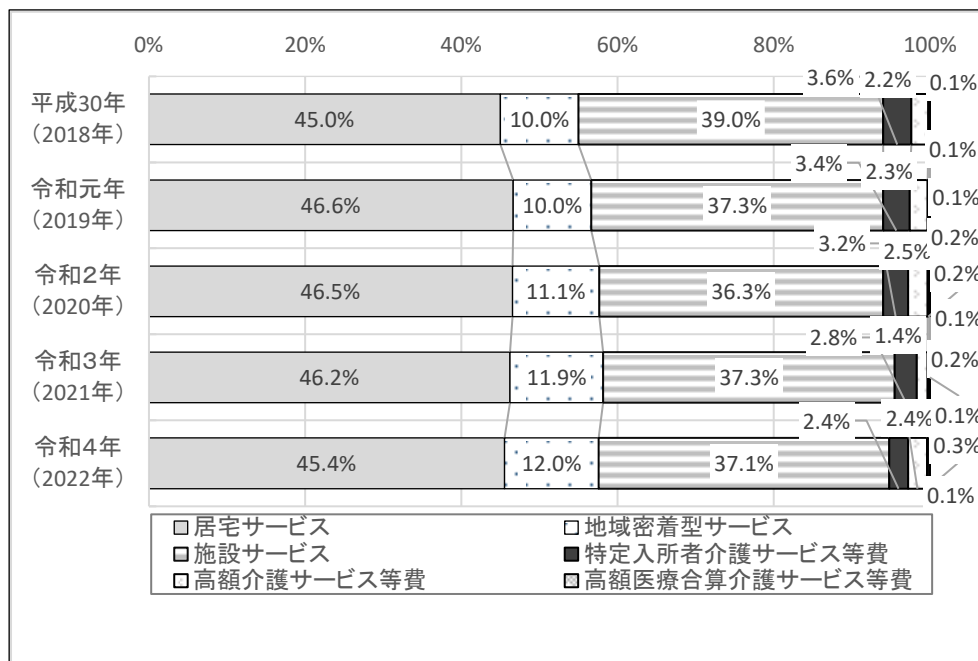
次いで、施設サービスが1,444,732（千円）で37.1%を占め、地域密着型サービスが470,143（千円）で12.0%となっています。

【介護保険総給付費の推移】

単位：千円

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	平成2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
居宅サービス	1,525,254	1,649,517	1,714,172	1,758,071	1,767,858
地域密着型サービス	340,025	353,797	407,684	452,689	470,143
施設サービス	1,320,286	1,320,357	1,337,882	1,418,782	1,444,732
特定入所者介護サービス等費	121,075	120,910	119,066	106,691	93,649
高額介護サービス等費	73,022	79,756	90,701	54,193	96,044
高額医療合算介護サービス等費	2,137	7,482	8,636	9,412	11,168
算定対象審査支払手数料	4,720	5,030	5,065	5,289	5,430
総給付費	3,386,519	3,536,849	3,683,206	3,804,127	3,889,024

資料：介護保険事業報告（年報）



令和3年度と令和4年度の介護サービス給付費の計画値と実績値の対計画比については、訪問リハビリテーション、介護老人福祉施設等の対計画比は110%を超えています。

一方、短期入所療養介護（病院等）、短期入所療養介護（老健）などの対計画比は50%未済と低くなっています。

また、総給付費の対計画比は、令和3年度は96.3%、令和4年度は96.1%となっています。

【介護サービス給付費の計画値と実績値】

(単位：千円)

	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
(1) 居宅サービス	1,507,310	1,398,554	92.8%	1,565,176	1,408,785	90.0%
訪問介護	186,811	191,074	102.3%	194,926	203,242	104.3%
訪問入浴介護	11,764	6,139	52.2%	12,533	6,940	55.4%
訪問看護	77,688	81,153	104.5%	82,204	87,245	106.1%
訪問リハビリテーション	23,686	30,363	128.2%	24,740	33,955	137.2%
居宅療養管理指導	20,535	20,028	97.5%	21,629	21,594	101.5%
通所介護	368,727	322,614	87.5%	383,013	325,764	85.1%
通所リハビリテーション	470,109	455,486	96.9%	484,289	447,782	92.5%
短期入所生活介護	206,327	170,508	52.6%	214,890	156,054	72.6%
短期入所療養介護(老健)	30,874	17,445	56.5%	32,219	11,653	36.2%
短期入所療養介護(病院等)	7,065	80	1.1%	7,069	590	8.3%
福祉用具貸与	92,614	95,875	103.5%	96,554	104,200	107.9%
特定福祉用具購入費	3,080	2,465	80.0%	3,080	2,965	96.3%
住宅改修費	8,030	5,324	66.3%	8,030	5,820	72.5%
特定施設入居者生活介護	0	0		0	981	
(2) 地域密着型サービス	513,924	449,666	87.5%	520,590	466,569	89.6%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	173		0	0	
夜間対応型訪問介護	0	0		0	0	
認知症対応型通所介護	34,923	21,551	61.7%	37,524	23,602	62.9%
小規模多機能型居宅介護	60,935	47,638	78.2%	60,969	56,613	92.9%
認知症対応型共同生活介護	342,087	309,668	90.5%	342,277	313,688	91.6%
地域密着型特定入居者生活介護	0	0		0	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0		0	0	
看護小規模多機能型居宅介護	0	0		0	0	
地域密着型通所介護	75,979	70,636	93.0%	79,820	72,666	91.0%
(3) 施設サービス	1,384,474	1,418,782	102.5%	1,385,241	1,444,732	104.3%
介護老人福祉施設	399,576	492,948	123.4%	399,798	458,953	114.8%
介護老人保健施設	658,883	713,283	108.3%	659,248	709,320	107.6%
介護療養型医療施設	94,108	59,708	63.4%	94,160	2,968	3.2%
介護医療院	231,907	192,843	83.2%	232,035	273,491	117.9%
(4) 居宅介護支援	177,027	183,687	103.8%	183,262	193,384	105.5%
合計	3,582,735	3,450,689	96.3%	3,654,269	3,513,472	96.1%

資料：介護保険事業報告（年報）

令和3年度と令和4年度の介護予防サービス給付費の計画値と実績値の対計画比をみると、介護予防訪問看護については、令和3年度は125.7%、令和4年度は153.4%と大きく変動しています。

また、介護予防住宅改修費については、令和4年度は110%を超えています。

一方、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護などの対計画比は50%未満と低くなっています。

【介護予防サービス給付費の計画値と実績値】

(単位：千円)

	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
(1) 介護予防サービス	174,369	153,183	87.8%	178,743	144,401	80.8%
介護予防訪問入浴介護	0	0		0	0	
介護予防訪問看護	2,177	2,737	125.7%	2,363	3,625	153.4%
介護予防訪問リハビリテーション	3,369	3,259	96.7%	3,838	2,549	66.4%
介護予防居宅療養管理指導	1,397	966	69.1%	1,493	883	59.1%
介護予防通所リハビリテーション	146,613	127,703	87.1%	149,983	117,893	78.6%
介護予防短期入所生活介護	1,224	386	31.5%	1,225	770	62.9%
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0		0	33	
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0		0	0	
介護予防福祉用具貸与	13,067	12,341	94.4%	13,318	12,887	96.8%
特定介護予防福祉用具購入費	1,129	901	79.8%	1,129	1,040	92.1%
介護予防住宅改修費	3,754	4,090	109.0%	3,754	4,249	113.2%
介護予防特定施設入居者生活介護	1,639	800	48.8%	1,640	472	28.8%
(2) 地域密着型介護予防サービス	2,502	3,023	120.8%	2,503	3,574	142.8%
介護予防認知症対応型通所介護	0	0		0	0	
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,502	0	0.0%	2,503	420	16.8%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	3,023		0	3,154	
(3) 介護予防支援	24,963	22,647	90.7%	25,507	21,286	83.5%
合計	201,834	178,853	88.6%	206,753	169,261	81.9%

資料：介護保険事業報告（年報）

3 高齢者の暮らしや介護に関わる実態と意識

(1) アンケート調査の概要

高齢者の生活状況や介護サービスの利用意向、介護保険制度、保健福祉施策等に対する意見を把握し、今後の高齢者施策の立案に必要な資料を得るために、3種類のアンケート調査を実施しました。

調査名	調査対象	調査方法	調査期間
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	市内在住の介護保険の認定を受けていないか、「要支援」認定を受けている65歳以上の方	郵送による配布・回収	令和5年6月9日～6月22日
在宅介護実態調査	市内在住の「要介護」認定を受けた65歳以上の方	郵送による配布・回収	令和5年6月9日～6月22日
サービス提供事業所調査	市内において高齢者福祉関係のサービスを提供する事業者	郵送・メールによる配布・回収	令和5年8月15日～8月31日

調査名	配布数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2,000	1,162	58.1%
在宅介護実態調査	1,000	439	43.9%
サービス提供事業所調査	29	21件	72.4%

《調査結果の見方》

- ◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本計画書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ◇複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◇図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。
- ◇「その他」「不明・無回答」を除き、回答の高いものの第1位と第2位に網掛けをしています。
- ◇集計対象者総数（n）が少ない（10件未満）クロス集計については、分析文の記載を省略しています。

(2) 主な調査結果

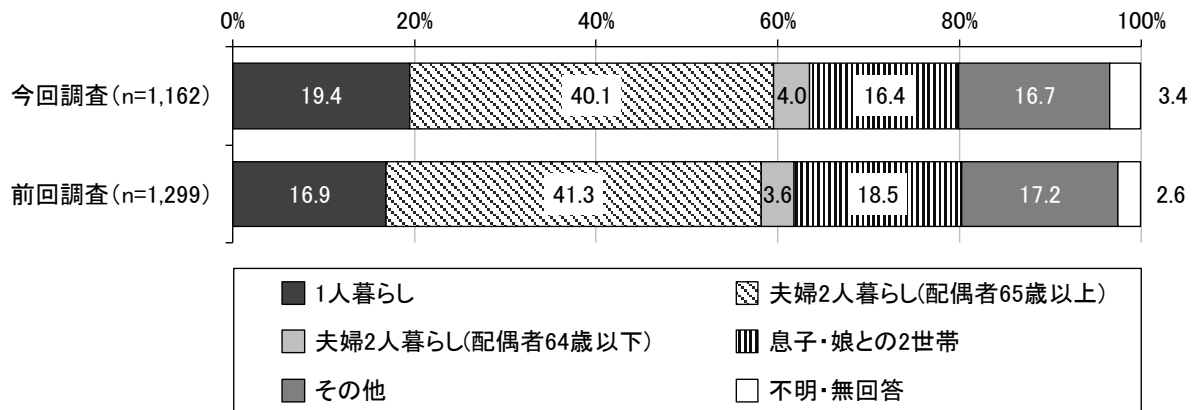
① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の主な結果

《記入者について》

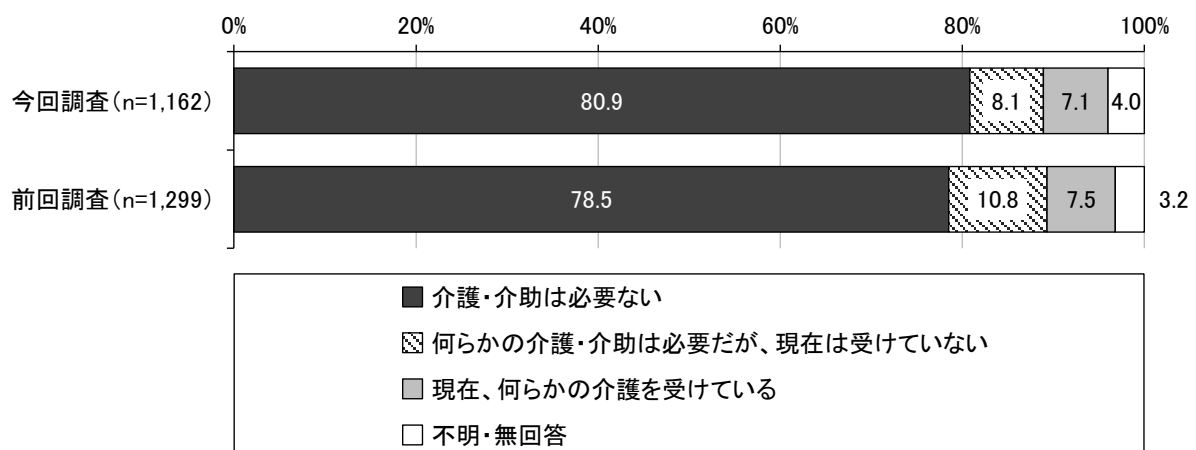
家族構成についてみると、その他を除くと「夫婦2人暮らし(配偶者 65歳以上)」が40.1%と最も高く、次いで「1人暮らし」が19.4%、「息子・娘との2世帯」が16.4%となっています。

普段の生活における介護・介助の必要性についてみると、全体では80.9%が「介護・介助は必要ない」と回答しています。

◆家族構成をお教えてください。



◆普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか。

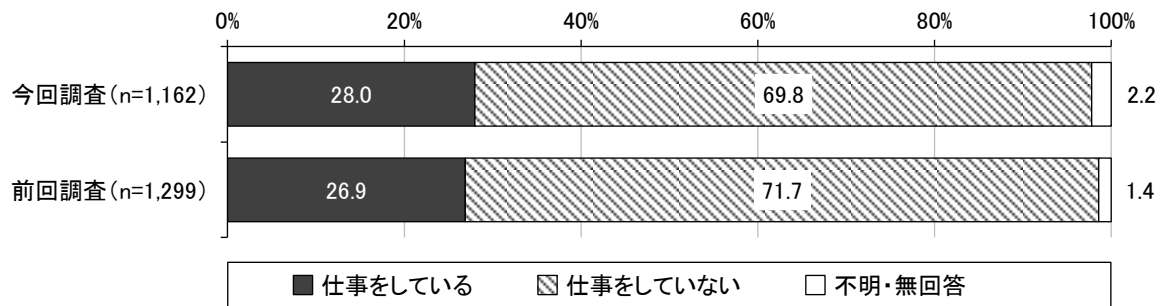


《就労状況》

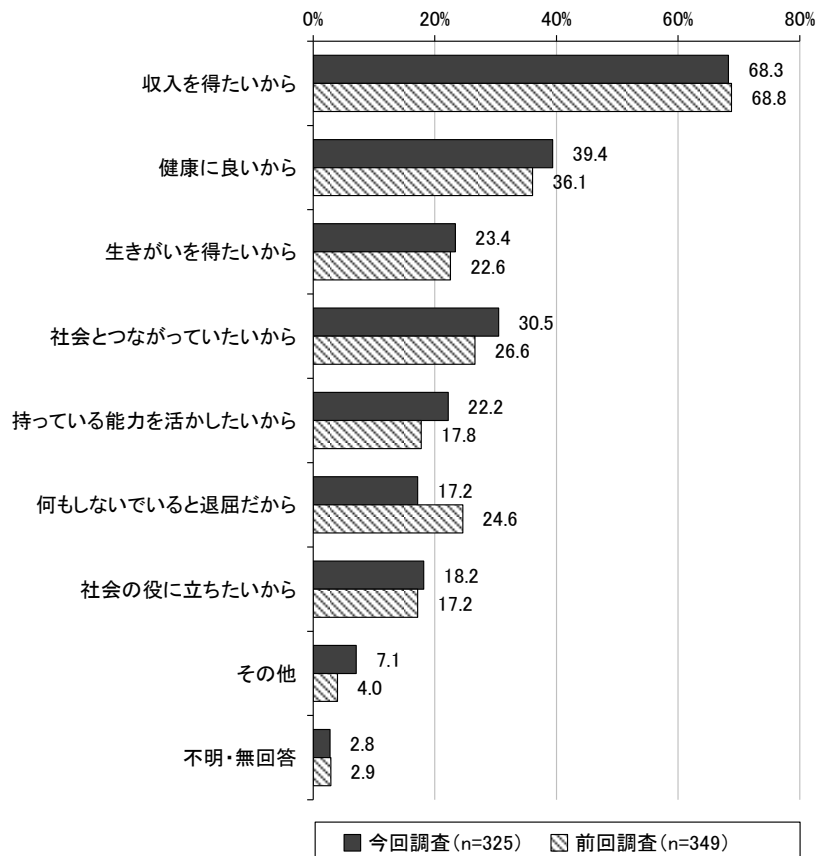
収入のある仕事をしている人は、全体の28.0%となっており、仕事をしている理由は、「収入を得たいから」が68.3%と最も多く、その割合は突出しています。

就労意欲のある人が、その年齢に関係なく、働ける体制づくりが今後必要です。

◆現在、収入のある仕事をしていますか。



◆仕事をしている理由は何ですか。

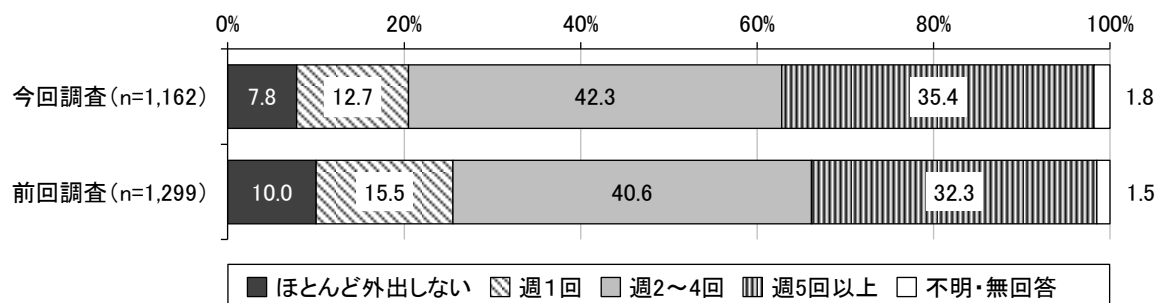


《外出状況》

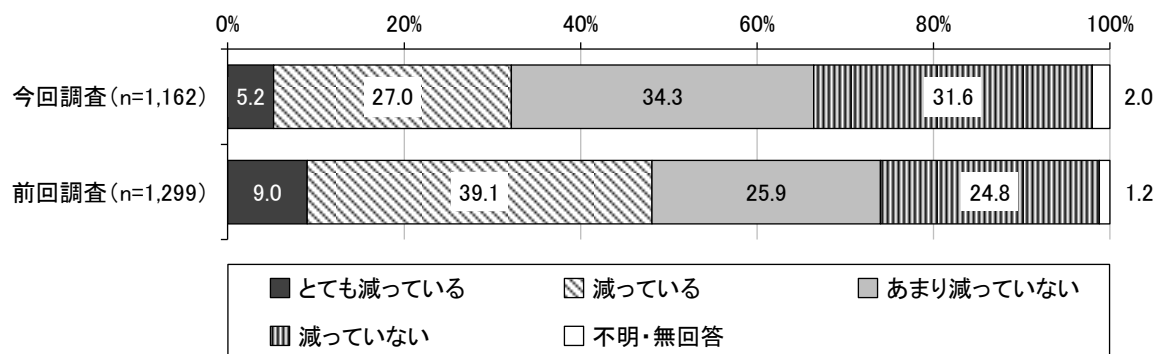
1週間当たりの外出回数についてみると、週2回以上外出している人は、全体の77.7%を占めており、外出機会の減少については、「とても減っている」「減っている」の合計が32.2%と前回調査と比較すると15.9ポイント低下していることから、アフターコロナへの動きが進んでいます。

また、外出機会の減少について、家族構成別にみると、1人暮らしでは「減っている」、夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)、息子・娘との2世帯では「あまり減っていない」が最も高くなっており、単身世帯ほど外出頻度が低下している傾向がみられることから、移動手段の確保をはじめ、世帯状況を考慮しながら外出しやすい状況を作ることが必要と考えられます。

◆週に1回以上は外出していますか。



◆昨年と比べて外出の回数が減っていますか。



◆昨年と比べて外出の回数が減っていますか。(家族構成別)

単位：%		とても減っている	減っている	あまり減っていない	減っていない	不明・無回答
全体 (n=1,162)		5.2	27.0	34.3	31.6	2.0
家族構成	1人暮らし (n=226)	5.3	34.1	30.1	29.6	0.9
	夫婦2人暮らし (配偶者65歳以上)(n=466)	4.3	26.2	37.8	30.5	1.3
	夫婦2人暮らし (配偶者64歳以下)(n=46)	2.2	15.2	32.6	50.0	0.0
	息子・娘との2世帯 (n=190)	7.9	28.9	32.1	28.9	2.1
	その他 (n=194)	4.1	23.7	32.5	36.6	3.1

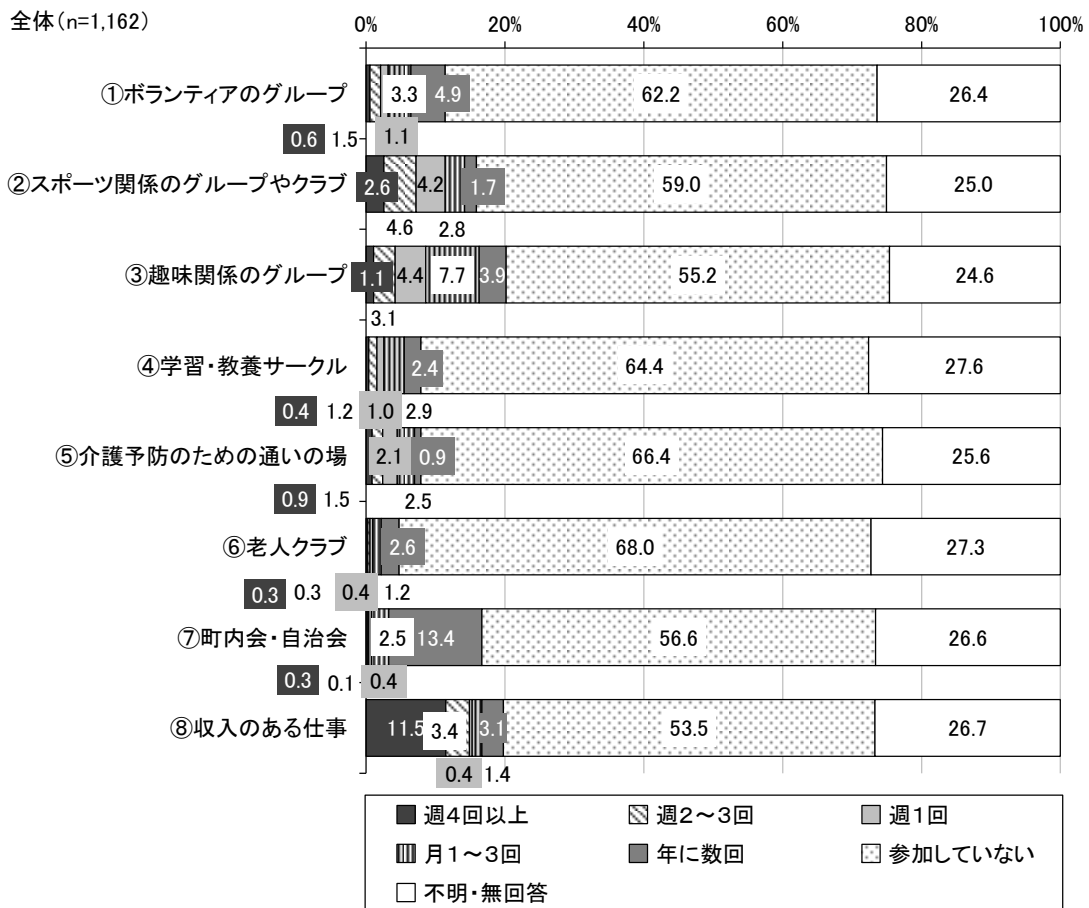
《地域での活動について》

地域内の会・グループ等にどのくらいの頻度で参加しているかについては、どの項目でも「参加していない」が最も高く、次いでボランティアのグループ、老人クラブ、町内会・自治会が「年に数回」となっています。

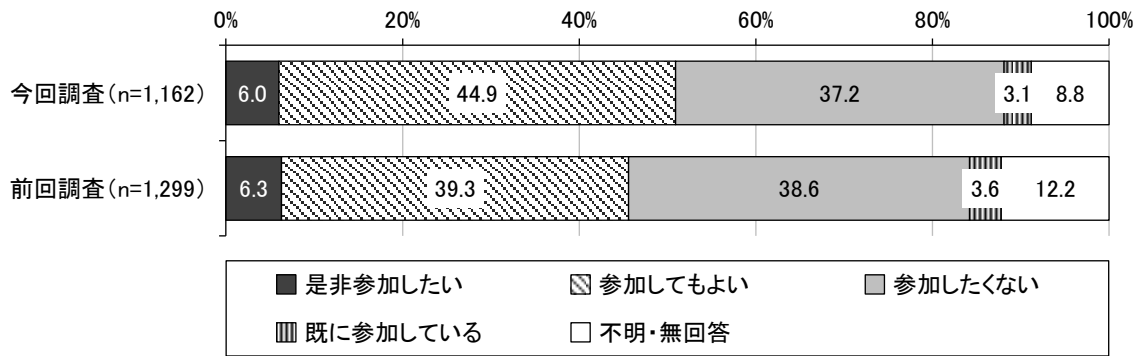
また、地域活動に参加者として参加したいかについては、「是非参加したい」「参加してもよい」の合計が、50.9%と前回調査と比べ、5.3ポイント高くなっているのに対し、運営者として参加したいかについては、今回・前回調査ともに3割を切っています。

地域内での活動にまずは参加してもらい、活動する中でお世話役にも興味を持ってもらうことで、意欲的に健康づくりや福祉活動の担い手として地域の中で活躍できる仕組みづくりが大切です。

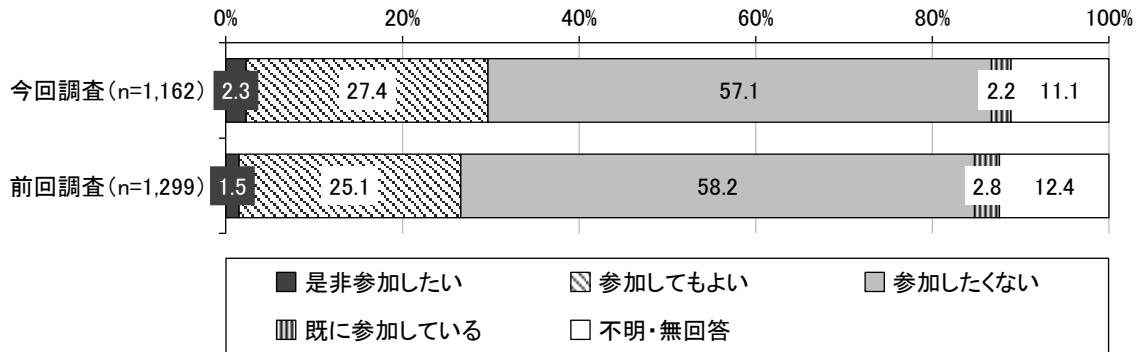
◆会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか。



◆地域活動に、参加者として参加してみたいと思いますか。



◆地域活動に、運営者として参加してみたいと思いますか。



《認知症に関する状況と意識》

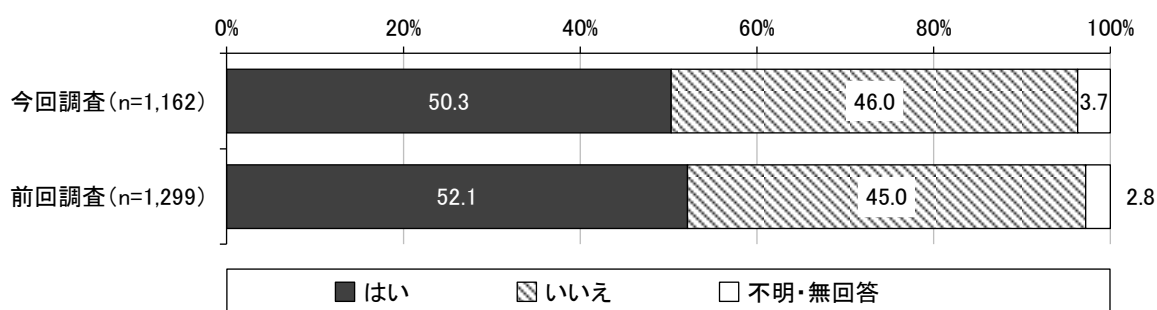
もの忘れが多いと感じるかどうかについては、「はい」が50.3%と過半数を占めているものの、実際に、認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人は1割程度となっています。

また、認知症に関する相談窓口の認知度は2割程度にとどまっています。

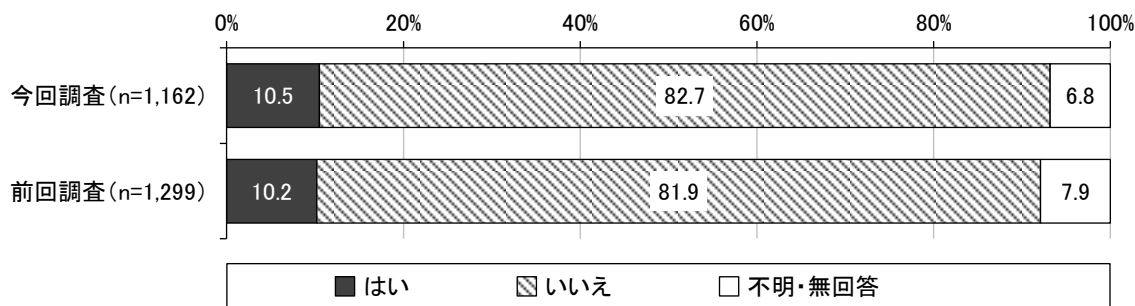
認知症対策として必要だと思うことは、「相談窓口の充実」「早期発見のための診断の充実」となっており、前回調査と比較すると、「相談窓口の充実」が7.0ポイント高くなっています。

認知症についての相談窓口の設置に加え、相談窓口の認知度を高めていく工夫が必要と考えられます。

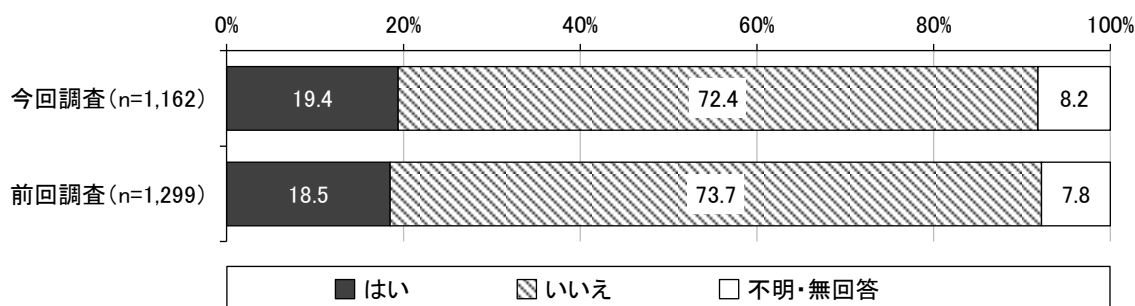
◆もの忘れが多いと感じますか。



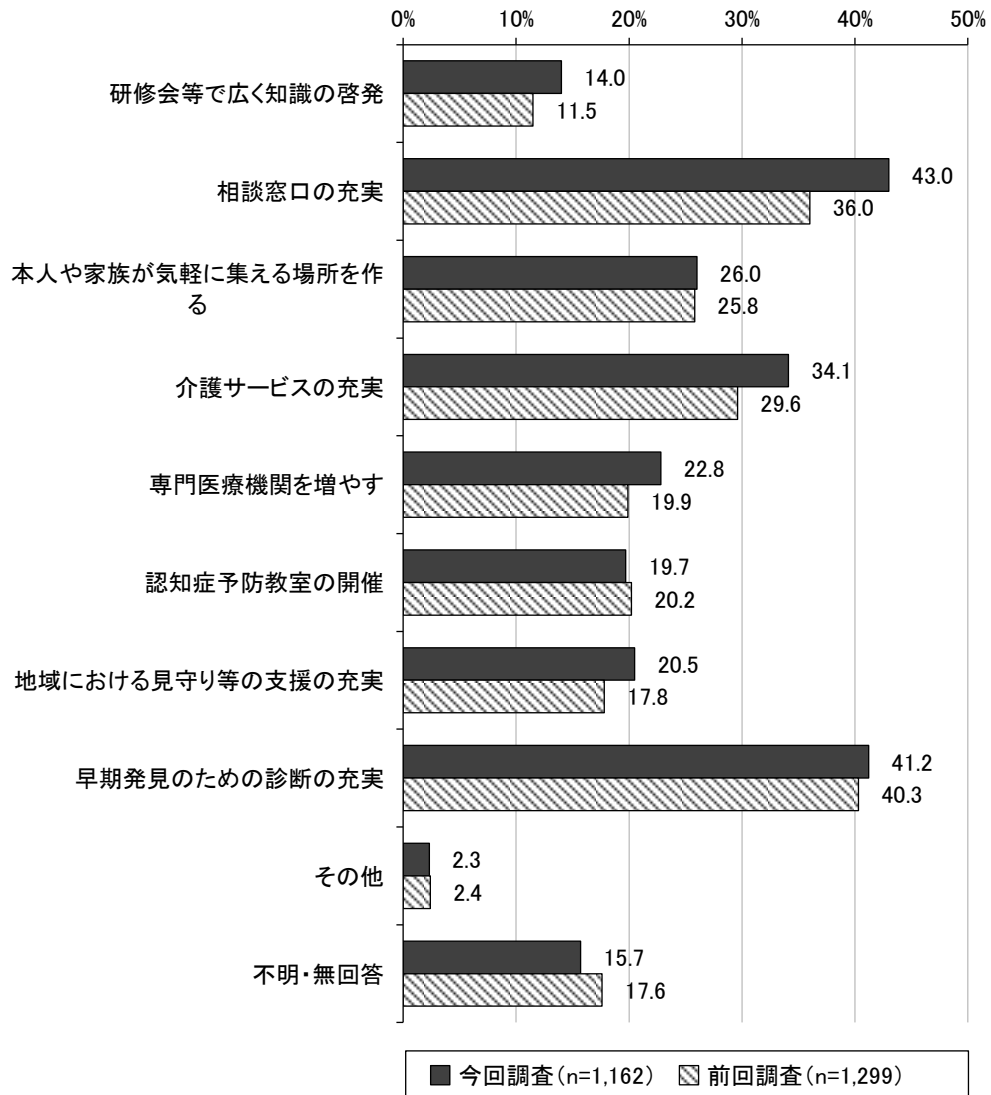
◆認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか。



◆認知症に関する相談窓口を知っていますか。



◆認知症対策として、どのようなことが必要だと思いますか。



◀相談先や地域での助け合いの状況▶

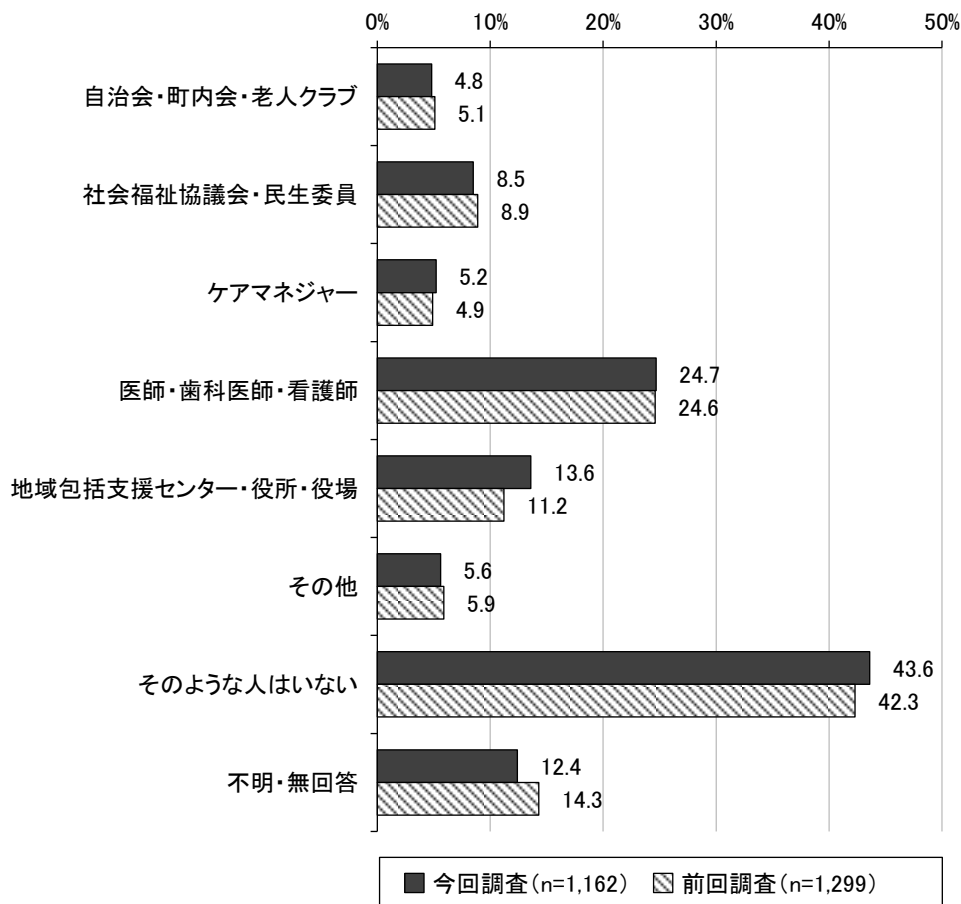
家族や友人・知人以外の相談先としては、「医師・歯科医師・看護師」が24.7%と最も多くなっています。

地域住民同士の助け合い活動に参加しやすくするために、重要だと思うことでは、「地域での助け合い活動の重要性を周知する」が28.9%と最も多くなっています。

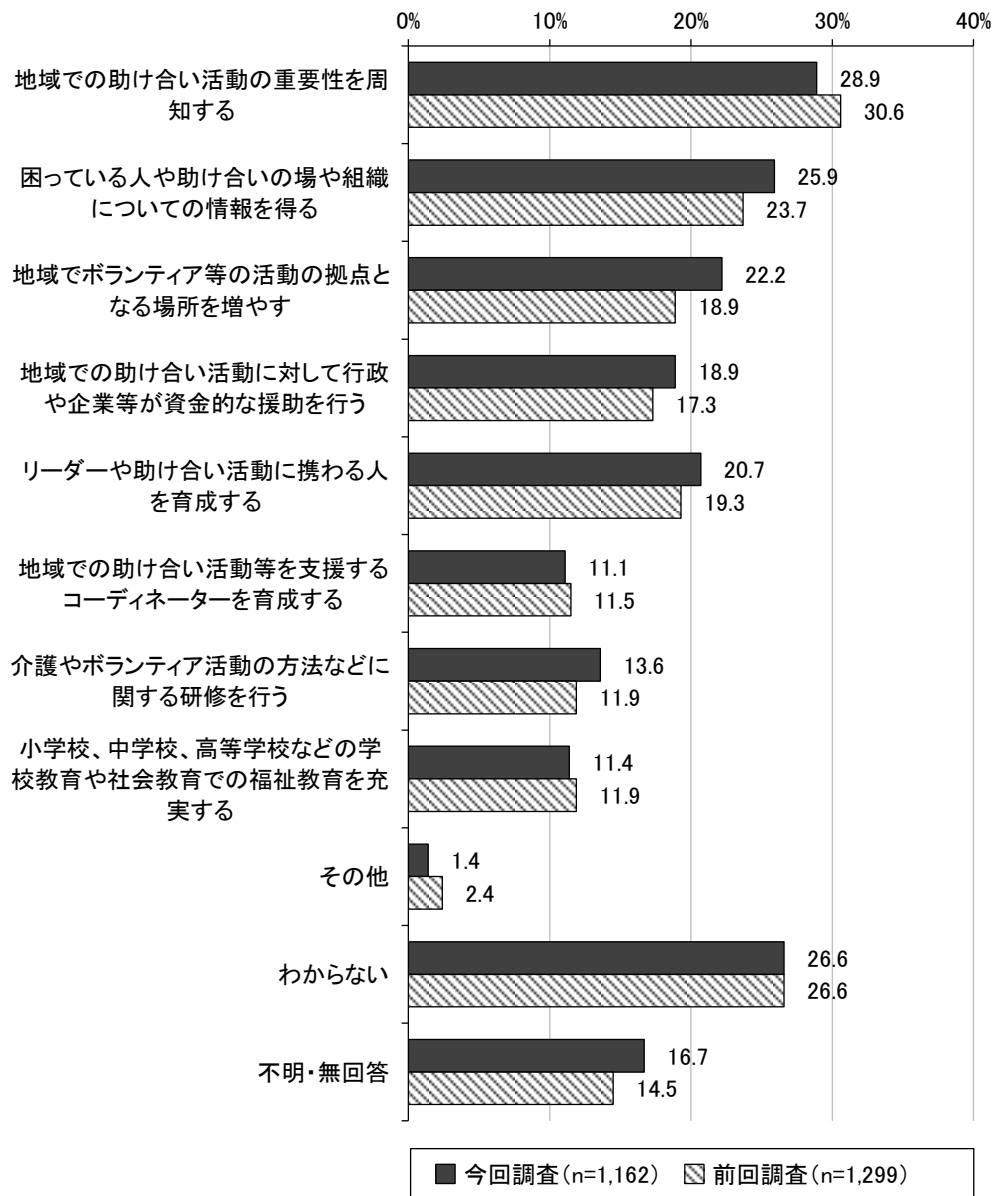
相談先については、「そのような人がいない」が43.6%を占めていることから、悩みを抱えながらも相談できないで孤立してしまうケースが考えられます。

支援が必要な人が一人で悩まないために、地域内での助け合いやつながりの重要性を周知するとともに、地域内で活動している団体・組織の情報を積極的に発信し、参画の輪を広げていく必要があると考えられます。

◆家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください。



◆地域の住民同士の助け合い活動に参加しやすくするためには、どのようなことが重要だと思いますか。



《在宅での生活や高齢者施策について》

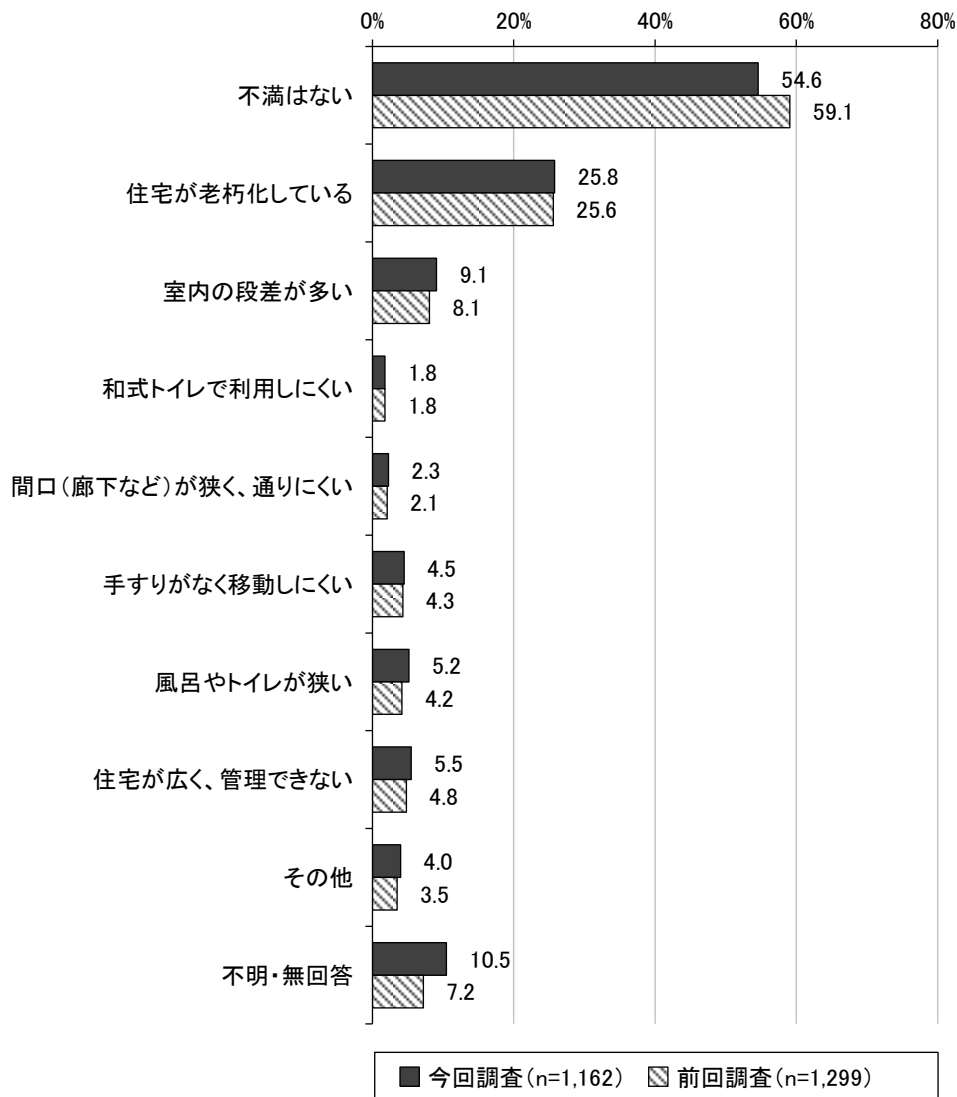
現在の住まいに対する不満については、「不満はない」が5割を超え、次いで「住宅が老朽化している」(25.8%)などとなっています。

今後、介護や支援を受けて暮らす場としては、「現在の自宅」が58.8%を占め、「施設など」は24.9%となっています。

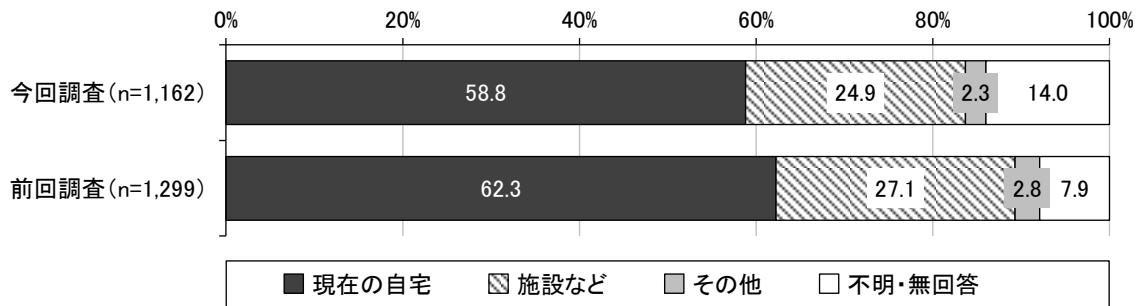
さらに、今後、高齢者のために本市がさらに充実させた方がよいと思うものは、「困ったときに相談できる体制づくり」、「在宅での生活を支える医療・介護サービスの充実」、「家族介護者への支援」などとなっています。

介護や支援を受けながらであっても約6割の人が住み慣れた自宅での生活を希望していることから、住宅改修サービスなどの支援の充実と継続が必要であるとともに、困ったときに相談できる相談体制の確保や在宅での暮らしを支える介護サービスの強化を行うことが必要であると考えられます。

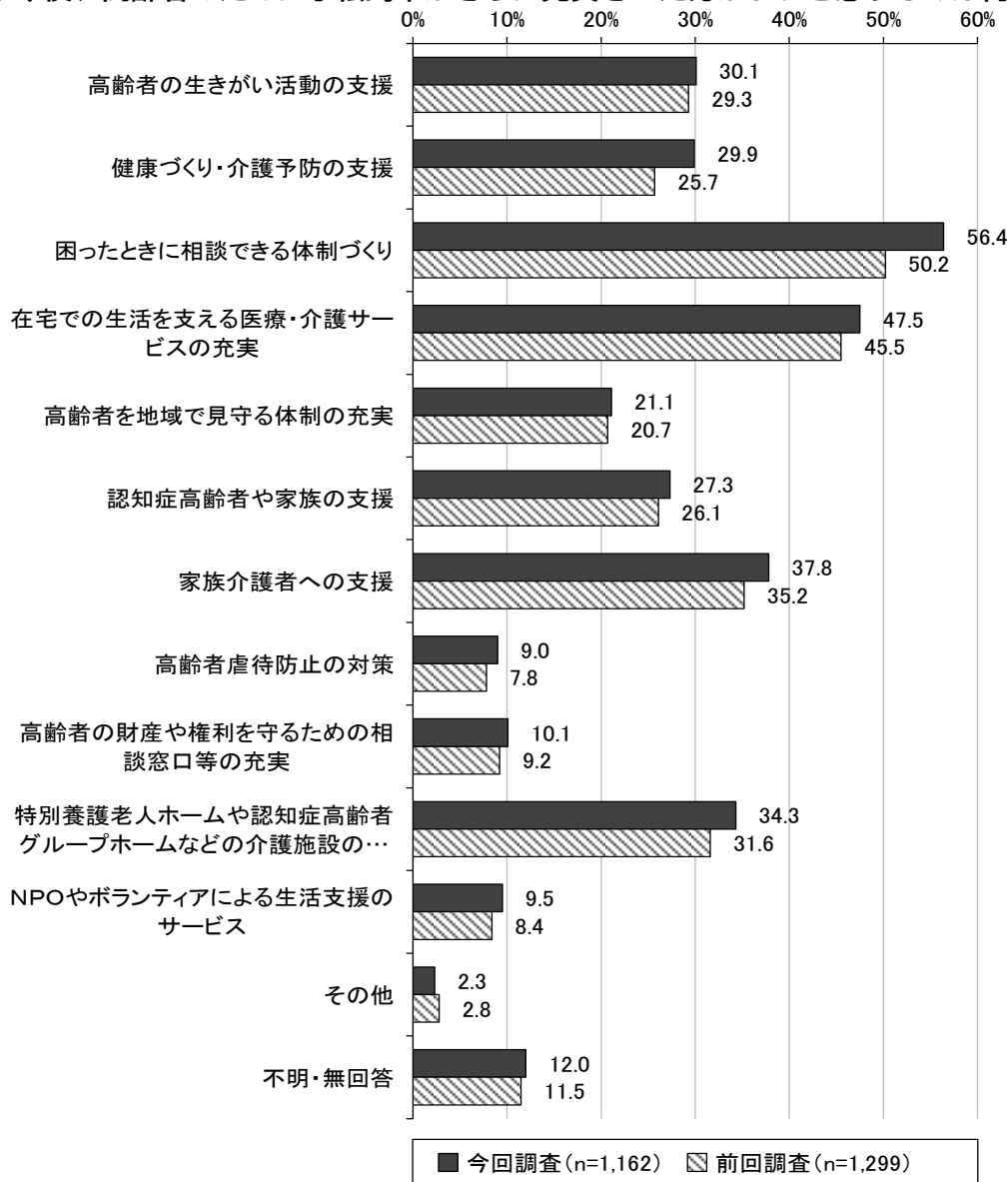
◆現在のお住まいの住宅に不満がありますか。



◆今後、介護や支援を受けて暮らす場合、どのように生活したいですか。



◆今後、高齢者のために小松島市がさらに充実させた方がよいと思うものは何ですか。



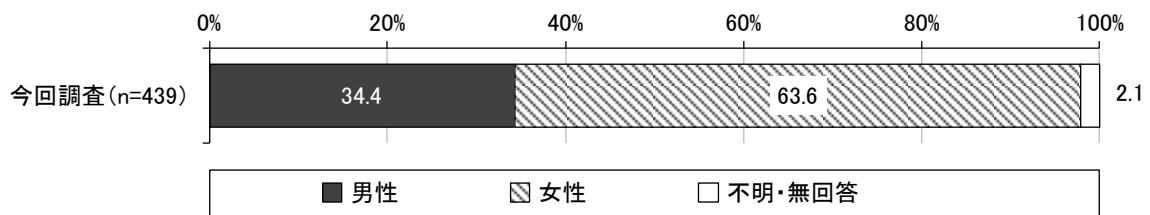
② 在宅介護実態調査の主な結果

《認定者本人の主な属性》

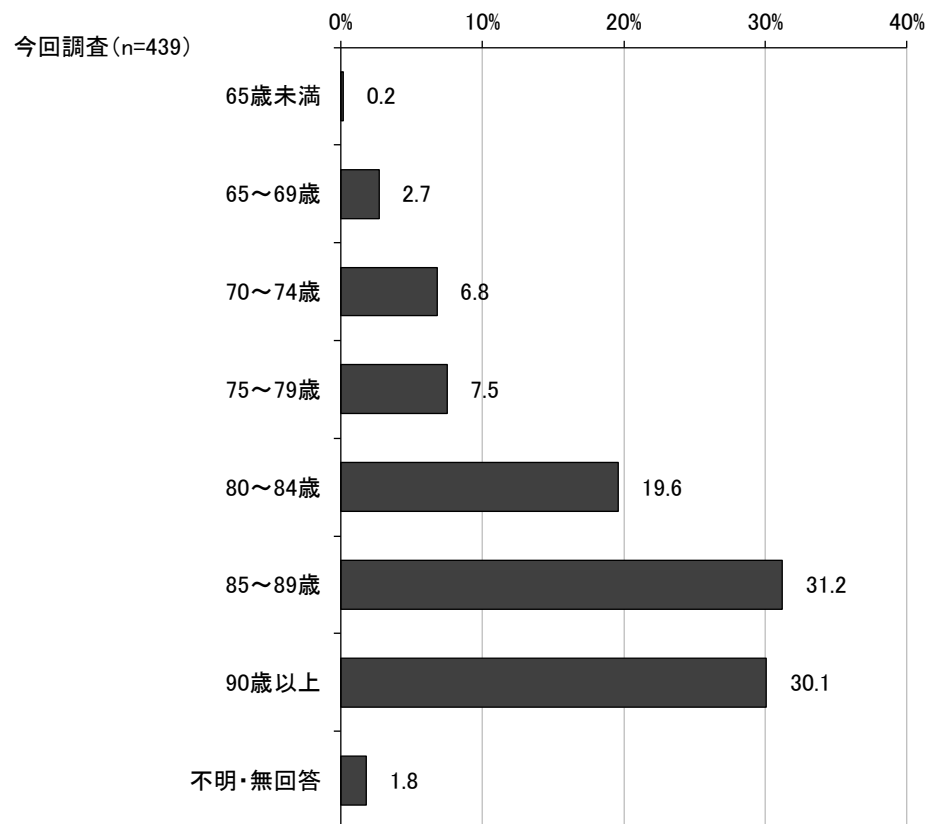
認定者本人の属性は、女性が63.6%、男性が34.4%。年齢属性では、80歳以上が80.9%、要介護については要介護1・2の合計が58.8%と約6割を占めています。

世帯類型についてみると、「単身世帯」が27.6%、「夫婦のみ世帯」が26.7%となっています。

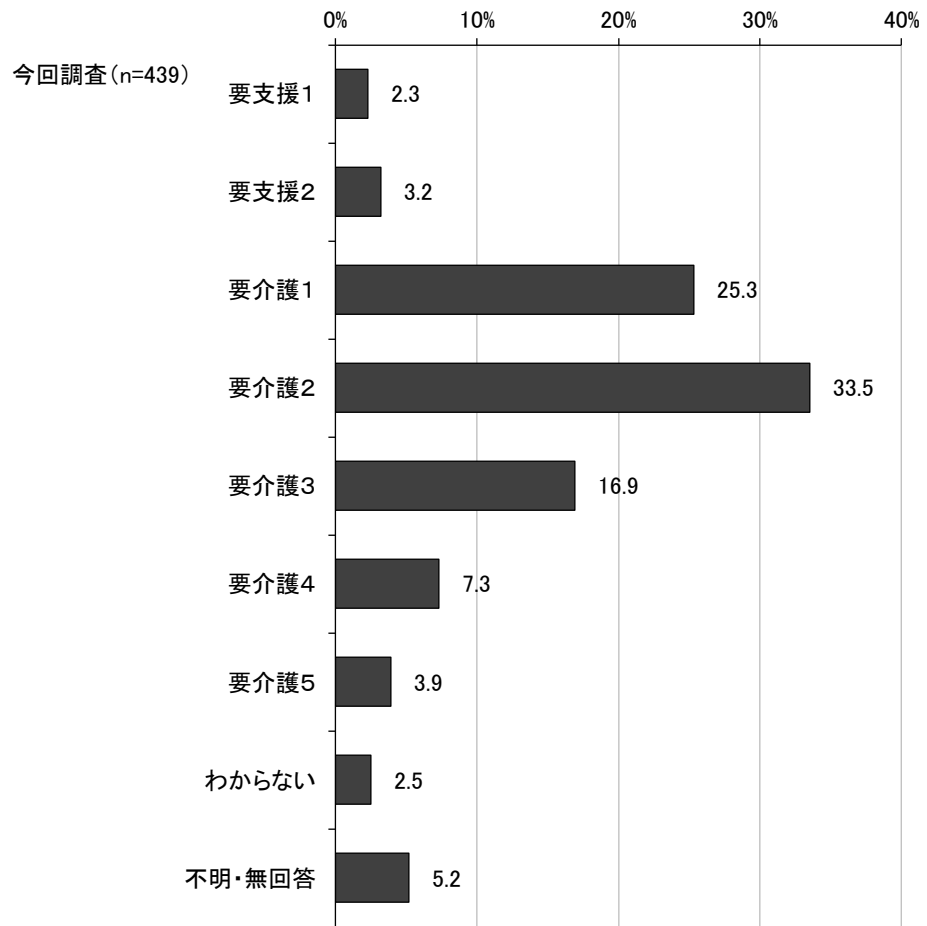
◆本人の性別



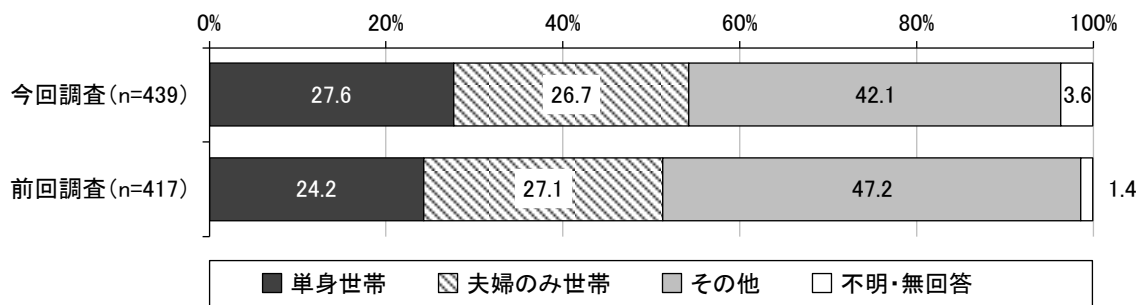
◆本人の年齢



◆要介護度



◆世帯類型

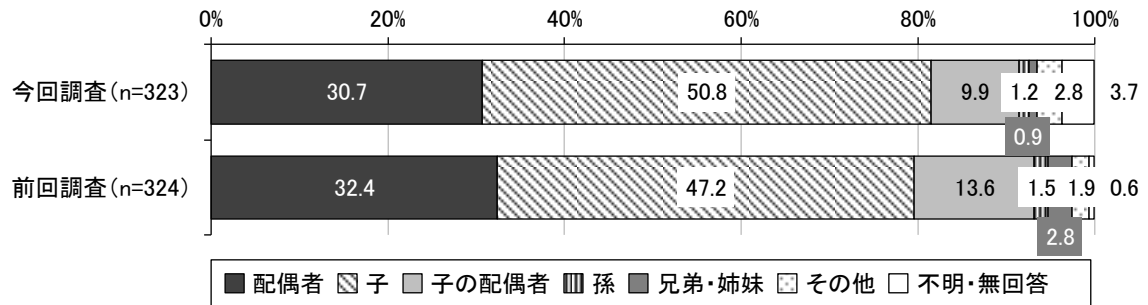


《主な介護者の属性》

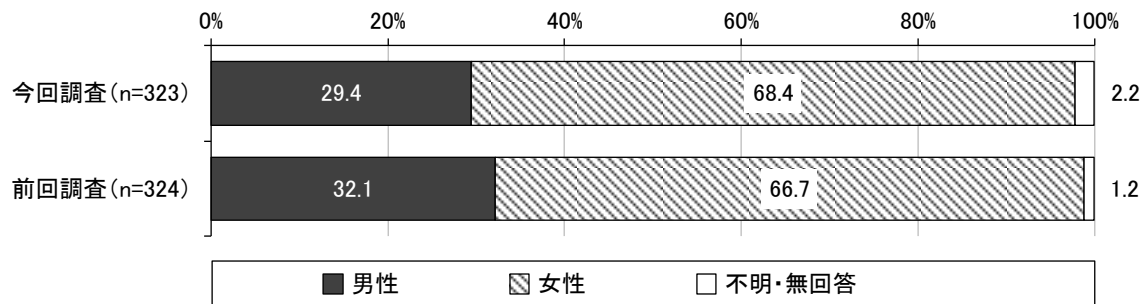
主な介護者は、「子」が 50.8%と最も高く、性別は、「女性」が 68.4%となっています。また、介護者の年齢は 60 歳代が 35.3%と最も高くなっています。

60 歳以上の介護者が 7 割以上を占めており、60 歳以上の介護者が 65 歳以上を介護する「老老介護」の状態にあります。

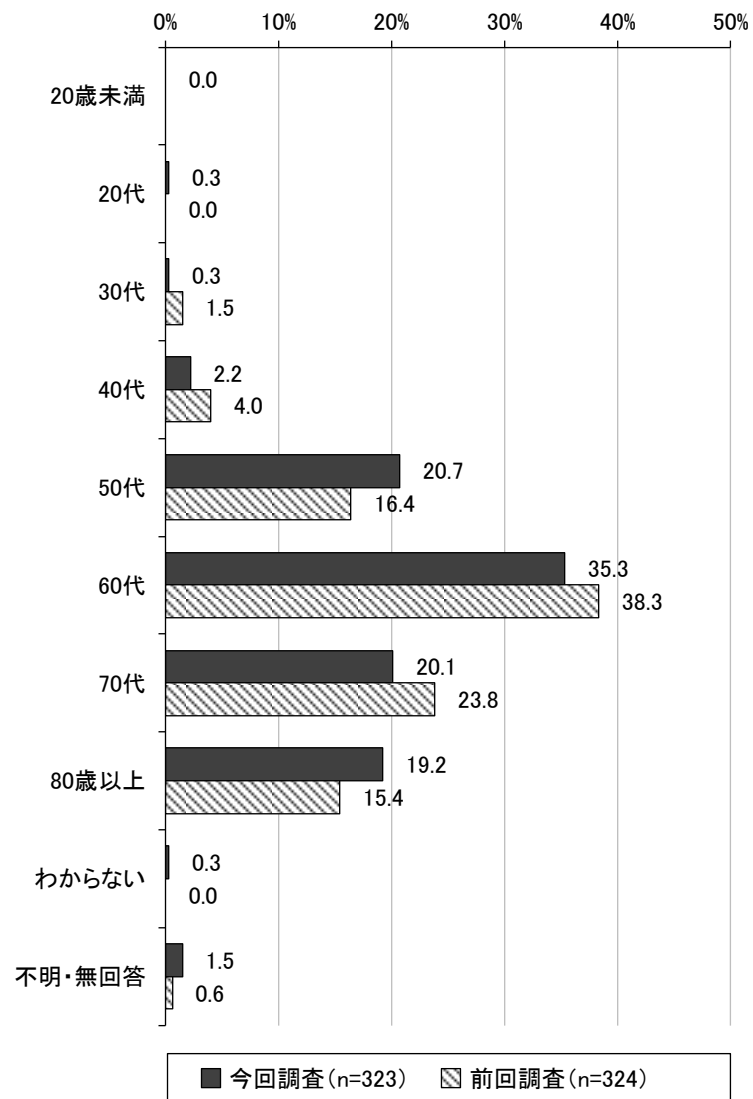
◆主な介護者



◆主な介護者の性別



◆主な介護者の年齢



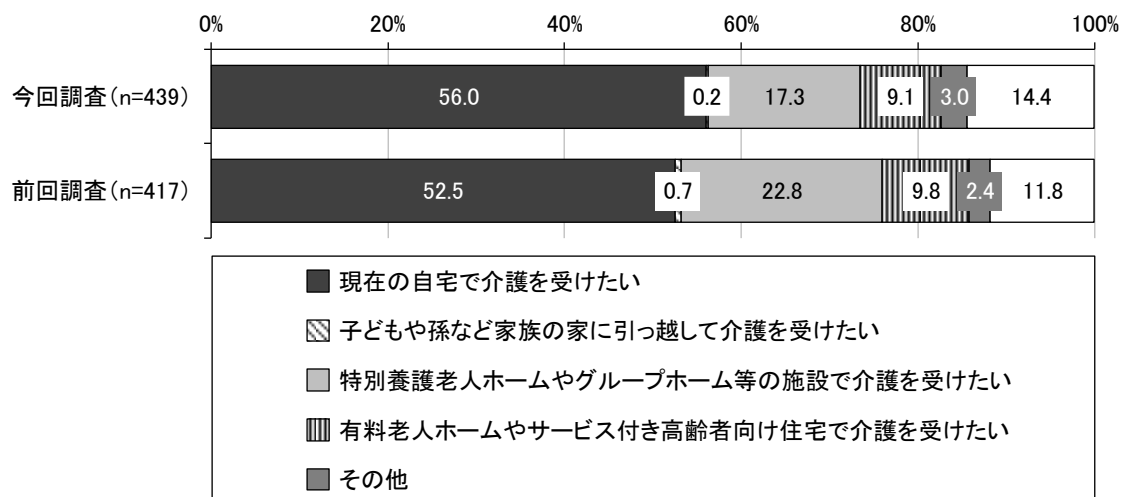
《在宅生活の継続に対する意識》

将来的な介護の希望としては、現在の自宅での介護を希望する人が半数以上を占めており、介護継続のための条件として、「家族の協力」、「適切な量の介護サービスの利用」等が求められています。

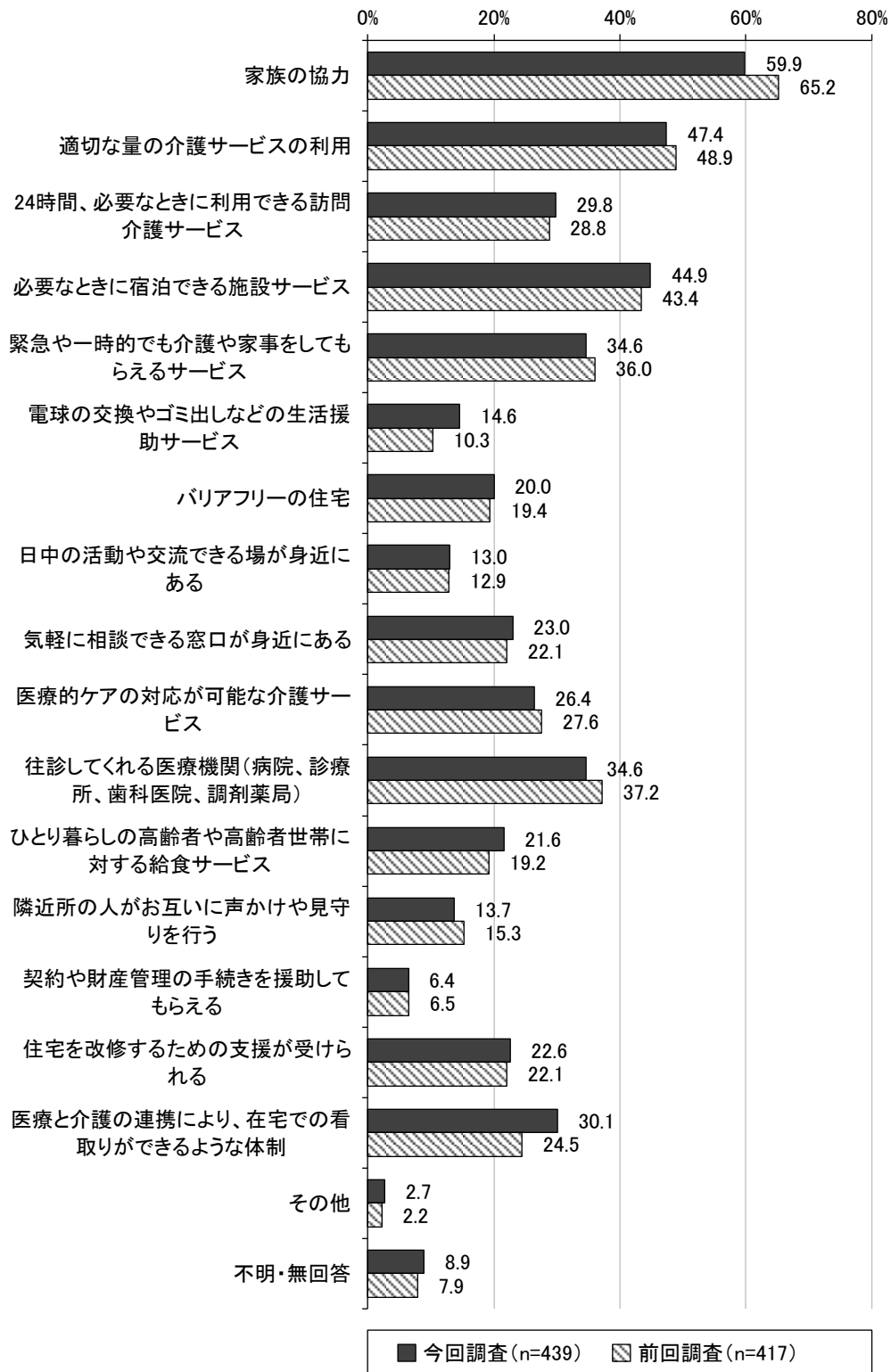
介護者が行っている介護の内容としては、「外出の付き添い、送迎等」をはじめ、「食事の準備（調理等）」「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」の割合が高く、多岐に及んでいるため、介護者の介護内容の実態に基づいた負担軽減・支援体制の強化が必要です。

また、今後在宅生活継続のために充実が必要だと感じる支援・サービスについては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「外出同行（通院、買い物など）」「配食」等が日常的に利用するもののニーズが高い傾向にあることから、これらの実情に基づいた支援体制の整備を行っていく必要があると考えられます。

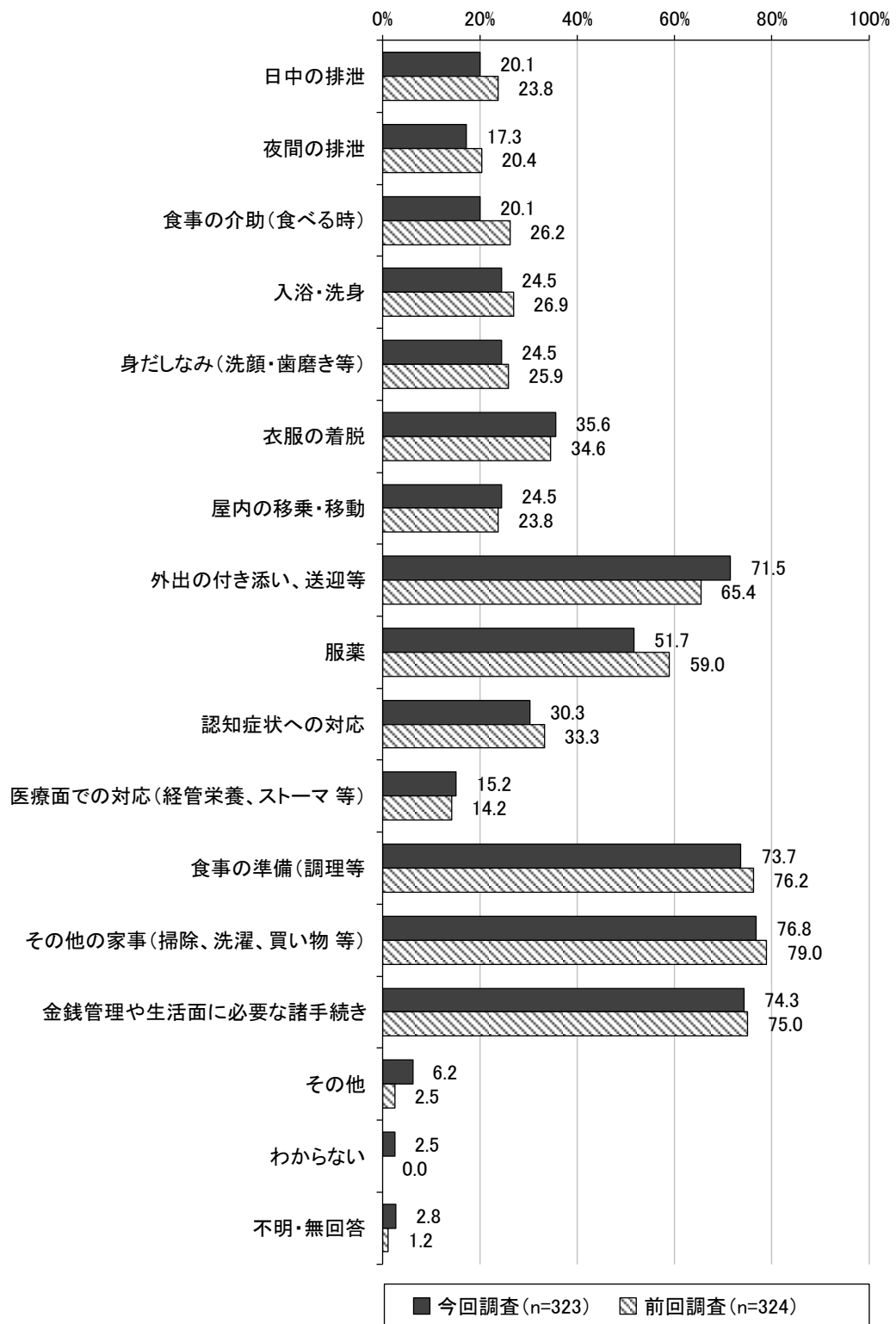
◆あなたは、将来どのような介護を受けたいですか。



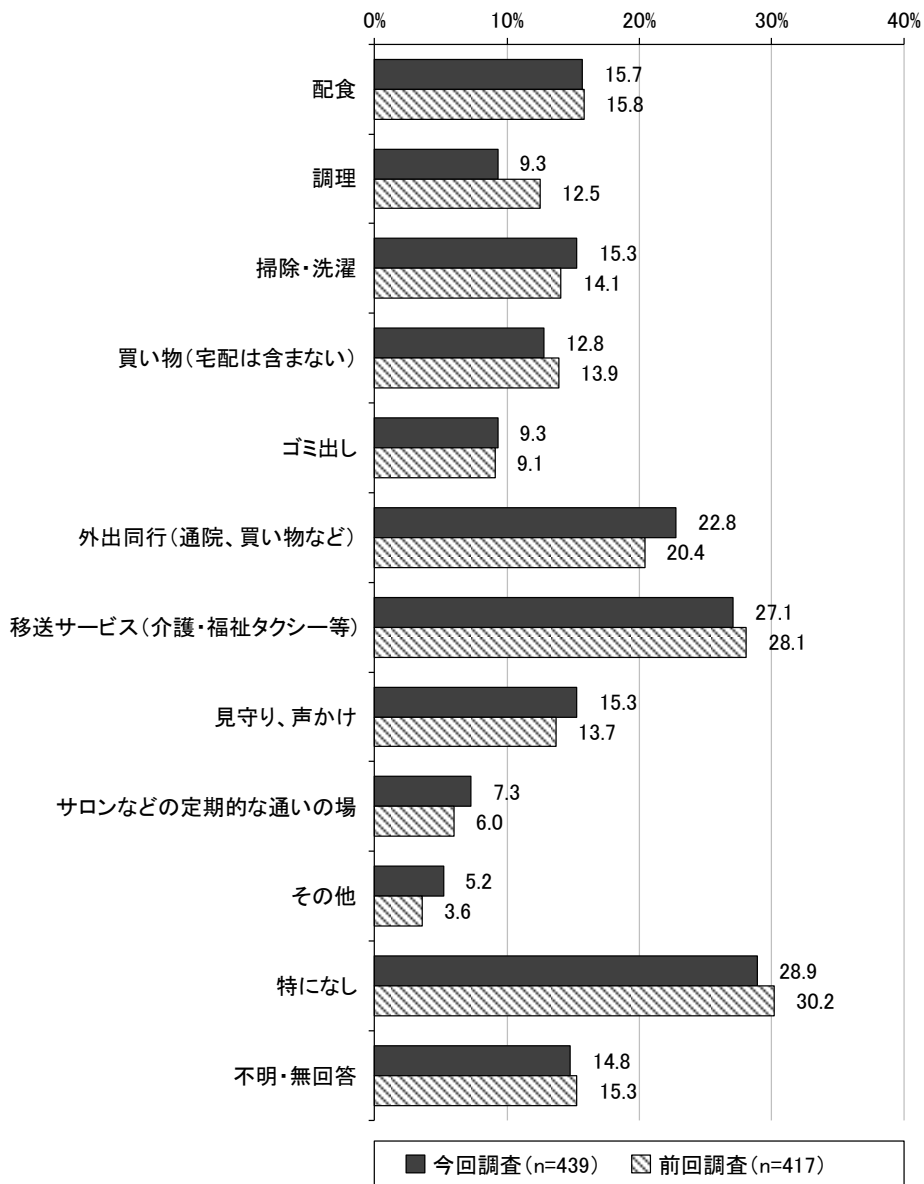
◆自宅での生活を続けるためにどのようなことが必要だと思いますか。



◆現在、主な介護者の方が行っている介護等について、ご回答ください。



◆今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、ご回答ください。



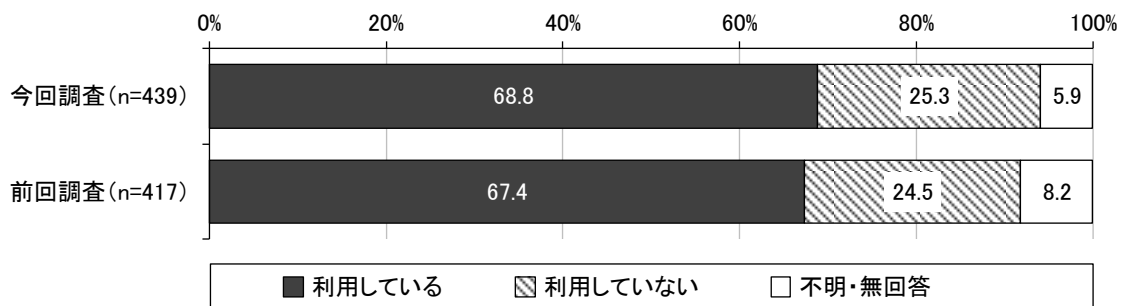
《介護保険事業の利用状況と意識》

現在、（住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の）介護保険サービスを利用しているかについてみると、「利用している」が68.8%を占めています。

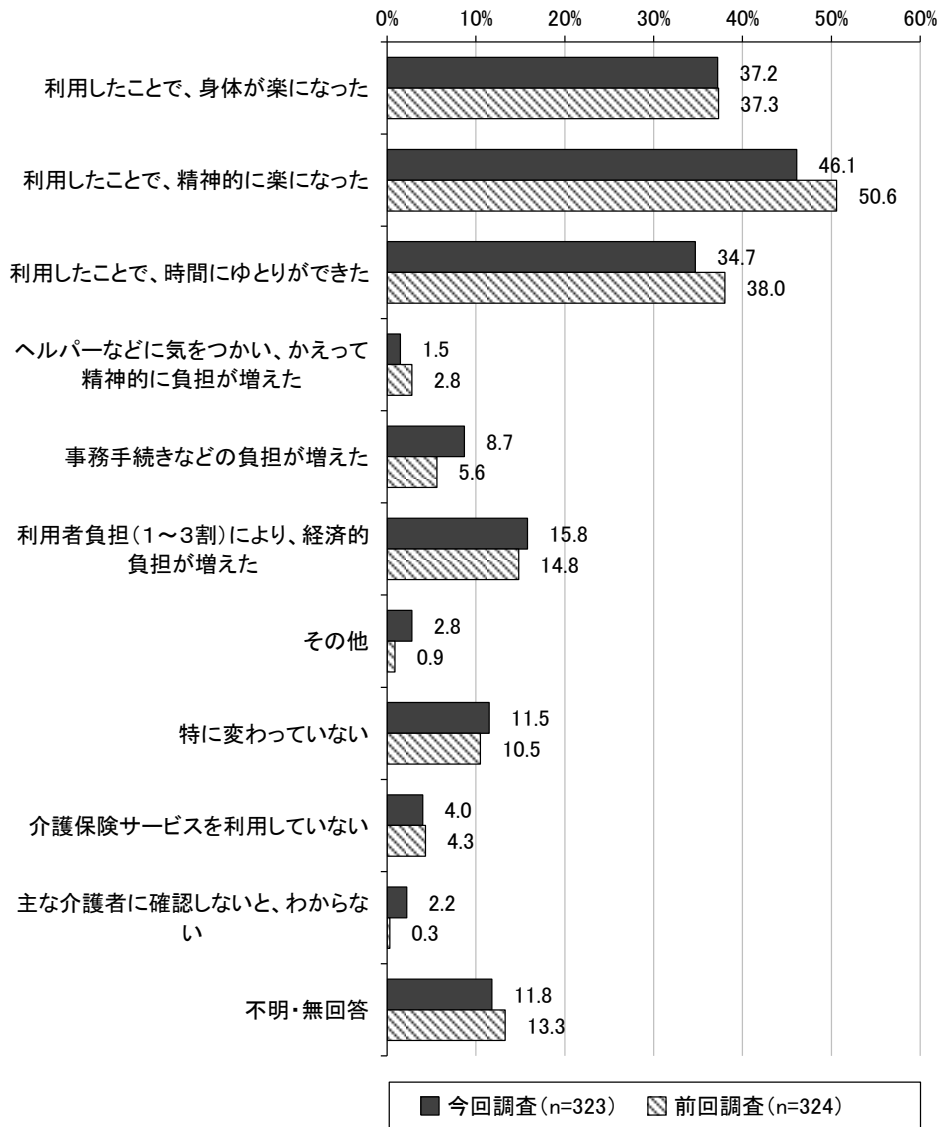
介護保険制度を利用して、どのように変わったかについてみると、「利用したことで、精神的に楽になった」が46.1%と最も多く、次いで「利用したことで、身体が楽になった」が37.2%、「利用したことで、時間にゆとりができた」が34.7%となっています。

また、介護保険サービスを利用していない理由としては、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が40.5%と最も多い一方、「サービスを受けたいが手続きや利用方法が分からない」「利用料を支払うのが難しい」等、利用したい意向はあるが利用に至っていない人も一定数いると考えられるため、必要とする人が適正にサービスを受けられるよう、提供側の支援や啓発が必要と考えられます。

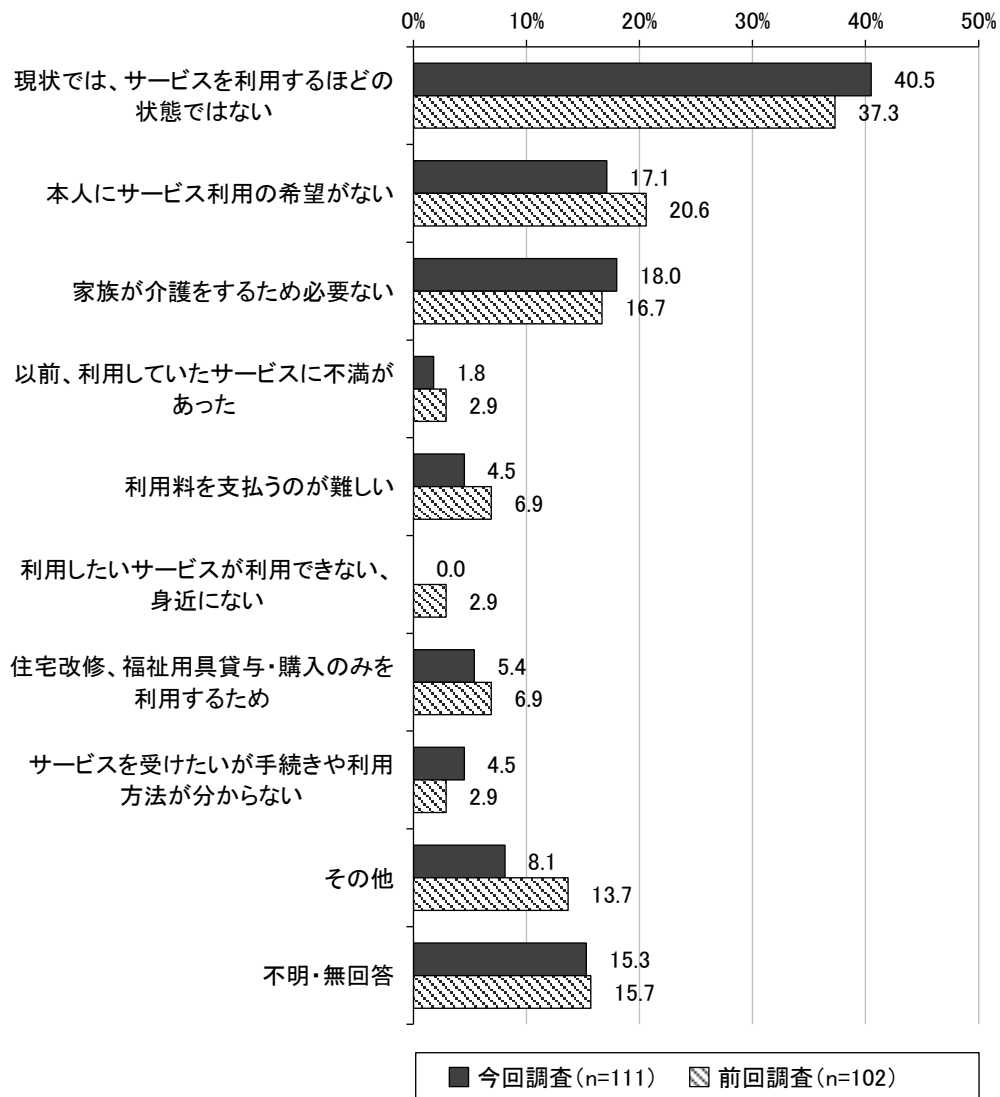
◆現在、（住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の）介護保険サービスを利用していますか。



◆主な介護者の方は、介護保険制度を利用して、どのように変わりましたか。



◆介護サービスを利用していない理由は何ですか。



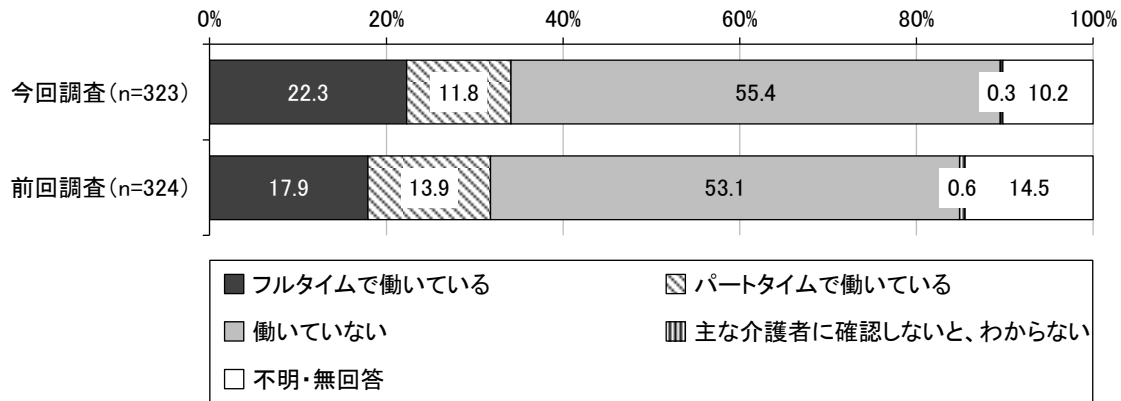
《仕事と介護の両立と介護離職の状況》

主な介護者の方の勤務形態についてみると、介護をしながら就労している人は、全体の34.1%を占めています。

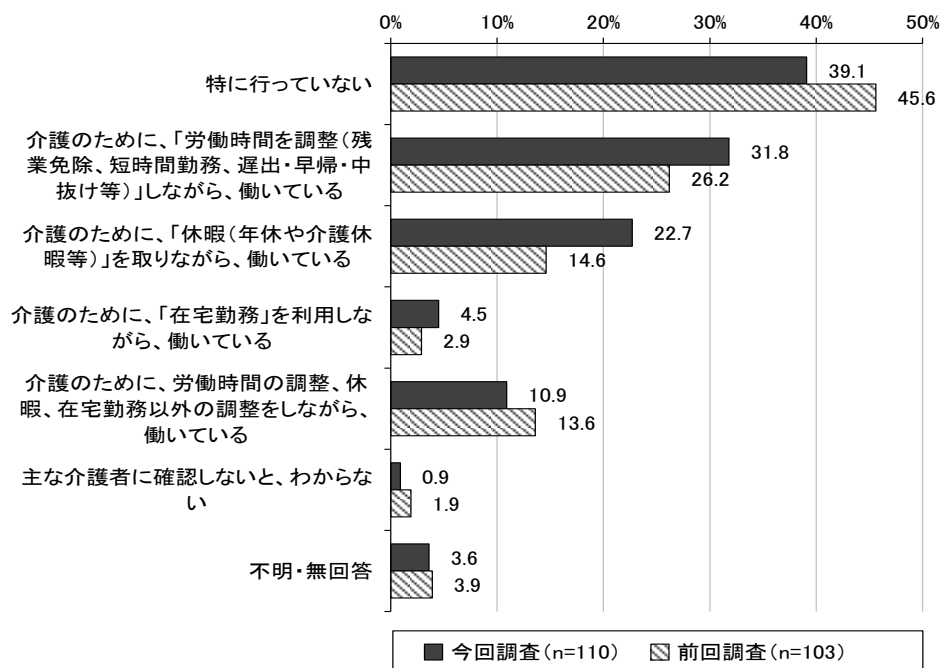
介護者が、介護のために働き方の調整等を行っている人は54.5%で、労働時間を調整している人が多くを占めています。

また、今後の仕事と介護の両立についてみると、「問題はあるが、何とか続けていける」が57.3%と約6割となっており、介護しながら就労している人の半数程度は、働き方の調整等を行いながら仕事と介護を両立しているものの、「続けていくのは、やや難しい（かなり難しい）」と感じている人もおり、介護者に向けた仕事と介護の両立のための支援体制の強化が必要と考えられます。

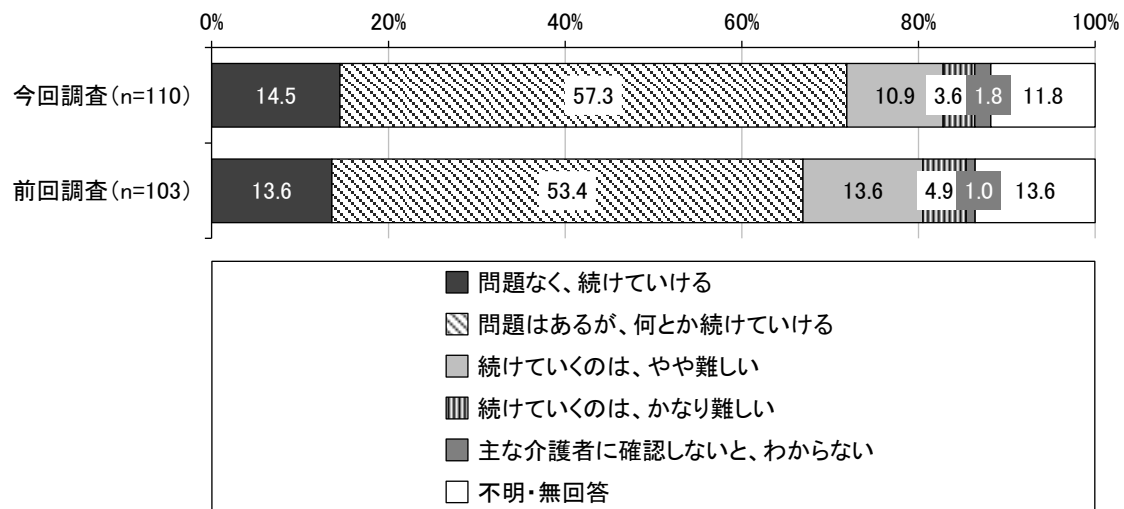
◆主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください。



◆主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしていますか。



◆主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか。



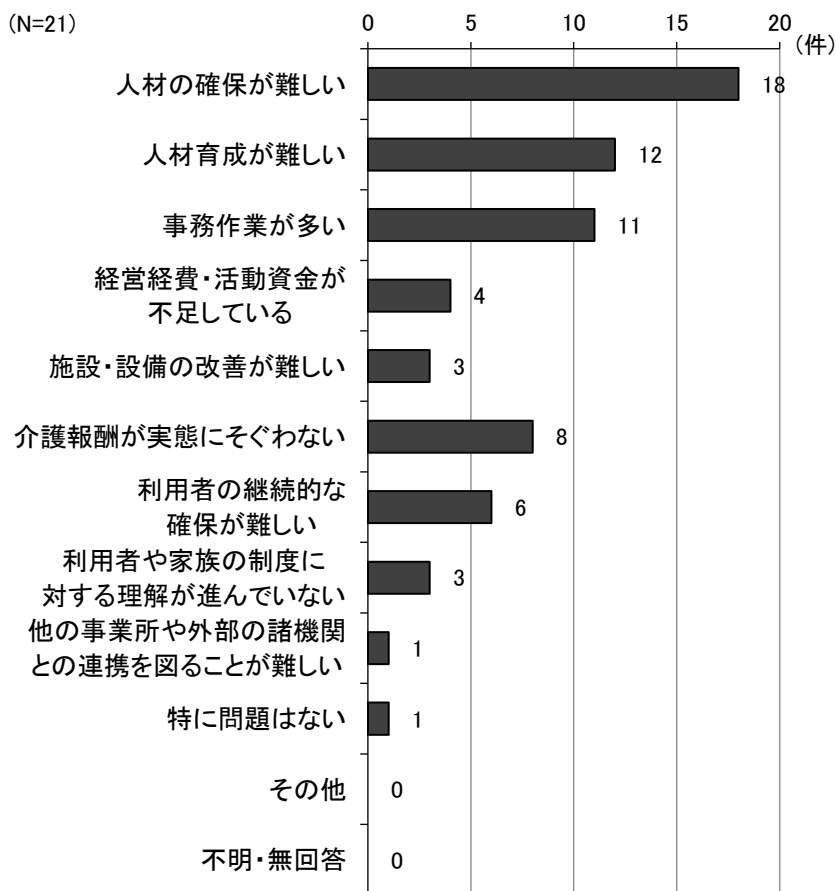
③ サービス提供事業所調査の主な結果

《サービス提供をする上での問題や課題》

事業運営における課題についてみると、「人材の確保が難しい」が18件と最も多く、次いで「人材育成が難しい」が12件、「事務作業が多い」が11件、「介護報酬が実態にそぐわない」が8件となっています。

良質な人材の確保・育成の難しさ、業務量に応じた賃金保障が追いついていないことが大きな課題と考えられます。

◆事業運営における課題は何ですか。



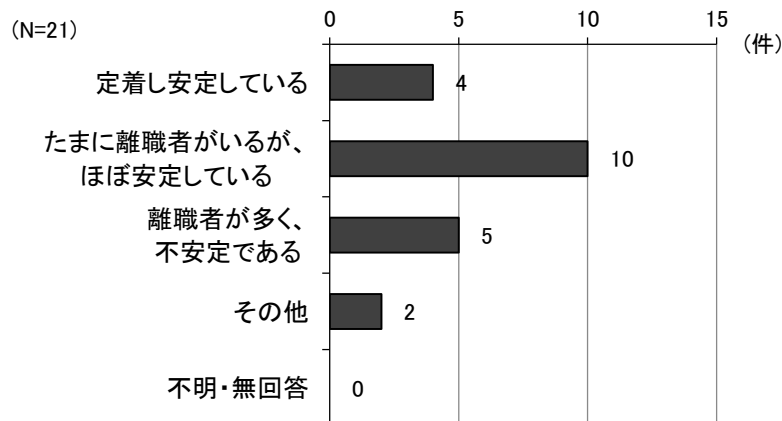
《人材の確保・育成について》

職員の定着については、「たまに離職者がいるが、ほぼ安定している」が10件ともっとも多く、次いで「離職者が多く、不安定である」が5件となっています。

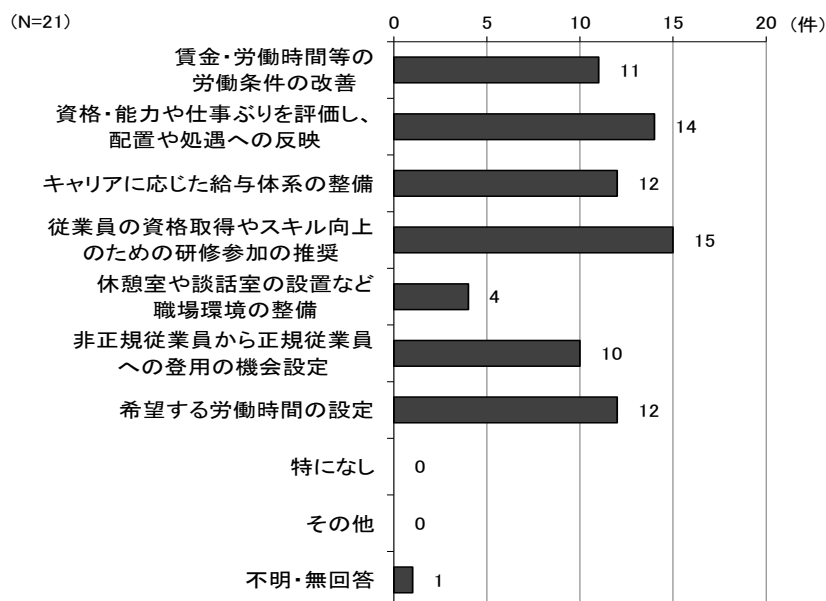
また、人材を定着させるために取り組んでいることは、従業員の資格取得やスキル向上のための研修参加の推奨」が15件ともっとも多く、次いで「資格・能力や仕事を評価し、配置や処遇への反映」が14件となっています。

事業所としては介護人材の確保のために、研修機会や資格取得についての助成や育成に恵まれた業界であることのPR、能力に応じた業務配置等、積極的に取り組んでいるものの、人材の安定した定着には至っていないため、介護職に対するイメージアップにつながるような周知・啓発のための支援を検討していく必要があると考えられます。

◆貴事業所では、職員の定着についておおむねどのような状況ですか。



◆人材を定着させるために取り組んでいることは何ですか。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

人生 80 年という時代から 90 年、100 年を越えようとする時代を迎え、市民の3人に1人が高齢者となりました。

こうした中、長寿社会の理想は、誰もがができる限り健康で、住み慣れたまちでいきいきとした暮らしを送れることであり、介護や何らかの支援が必要となったとしても、地域全体で支え合うような社会の創造にあります。

このような社会を実現するためには、高齢者を含むすべての市民が介護・高齢者福祉のあり方を日々の暮らしの問題として受けとめ、自らの健康や生活を自ら守り、築きあげていくことが基本となりますが、その上で、一人ひとりの努力だけでは自立した生活を維持できない場合に、安心して暮らしていける仕組みをつくる必要があります。

また、今後より一層高齢化が進行し、介護を必要とする高齢者が増加する半面、人生を積極的かつ能動的に捉える元気な高齢者についても年々増えつつあり、高齢者を介護・福祉サービスの受け手としてだけでなく、地域社会の重要な担い手として位置づけ、積極的に社会に参加・参画できる仕組みづくりを進めていくことが求められています。

本計画では、令和 22 年までの中長期視点を見据え、地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現を目指し、地域の実情に応じた施策・サービスの持続可能性を確保していくため、計画の継続性という観点から、基本理念を、第8期計画から引き継ぎ「**ここで まわりを つつむ しあわせな まち**」と定め、高齢者のみならず、すべての市民がいつまでもいきいきと暮らし続けることのできる地域社会の構築を目指します。

【基本理念】

ここで まわりを つつむ しあわせな まち

2 基本方針と施策の体系

基本理念を実現するため、以下の3つの基本方針を定めて取り組みます。

1 みんなのところが通う地域包括ケアの推進

地域包括ケアシステム構築のための中核的な役割を果たす地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の充実、切れ目のない医療・介護の連携の推進等を行い、たとえ介護が必要な状態になっても、社会全体で支え合い、心豊かに安心して暮らし続けられるまちづくりをめざします。

また、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布されたことを踏まえ、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進します。

あわせて、誰もが地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の活用や高齢者の虐待防止などを地域をあげて推進し、高齢者の尊厳と権利を守る仕組みづくりを進めます。

そのため、この基本方針では、次の主要施策に取り組みます。

《施策の体系》

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 地域包括ケア体制の充実<ul style="list-style-type: none">① 地域包括支援センターの機能強化② 地域ケア会議の充実③ 地域で支え合う仕組みづくり④ 医療と介護の連携
(2) 認知症支援策の推進<ul style="list-style-type: none">① 認知症の予防と理解の促進② 認知症高齢者・家族等の支援
(3) 高齢者の尊厳の確保<ul style="list-style-type: none">① 高齢者の権利擁護の推進② 虐待や暴力の防止に向けた取り組みの充実 |
|--|

2 高齢期の健康と生きがいつくり

高齢者の健康づくり事業、「介護予防・日常生活支援総合事業」や介護予防事業を充実させ、生きがいつくりや社会参加等の支援を行うことにより、自立支援・重度化防止の視点で高齢者の地域生活を支えることをめざします。

また、高齢者が地域社会の一員として様々な活動に積極的に参加し、いきいきと暮らせるよう、社会参加・交流の促進、生涯学習活動の推進、雇用・就労への支援など、豊かな知識と経験がいかせる機会の提供に努めます。

そのため、この基本方針では、次の主要施策に取り組みます。

《施策の体系》

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 健康づくり・介護予防の推進<ul style="list-style-type: none">① 健康づくり・生活習慣病予防の推進② 介護予防の推進
(2) 生きがいつくりの促進<ul style="list-style-type: none">① 社会参加・交流の促進② 生涯学習活動の推進③ 雇用・就労への支援 |
|---|

3 安心して暮らせる生活支援体制の充実

高齢者が要介護・要支援状態になることを予防し、介護や支援が必要になっても、可能な限り地域で安心して暮らし続けられるよう、各種の支援制度・サービスを効果的に組み合わせ、継続的・総合的な生活支援の実施を推進します。また、高齢者を含めたすべての市民が、地域の中で安心して共生していけるよう、生活支援コーディネーターが中心となる地域包括支援体制の充実に努めます。

介護保険サービスについては、サービスの量と質の確保に努めるとともに、被保険者にとって利用しやすい仕組みとするため、介護給付費等費用の適正化や低所得者対策、事業者への適正な指導監督などの取り組みを推進し、介護保険制度の持続可能性を高めることをめざします。また、近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所等と連携し、災害時や感染症発生時でも必要としている人へのサービスが提供できる体制の整備に努めます。

そのため、この基本方針では、次の主要施策に取り組みます。

《施策の体系》

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 在宅生活の支援<ul style="list-style-type: none">① 生活支援サービスの充実② 高齢者の住まいの確保③ 安心して暮らせる生活環境づくり
(2) 介護保険サービスの円滑な提供<ul style="list-style-type: none">① サービス提供体制の充実② 介護保険事業の円滑な運営③ 災害・感染症対策に係る体制整備 |
|---|

第4章 施策の展開

〔施策の体系〕

まいにじで まわりをつつむしあわせな まち	1 みんなのところが 通う地域包括ケア の推進	(1)地域包括ケア体 制の充実	① 地域包括支援センターの機能強化 ② 地域ケア会議の充実 ③ 地域で支え合う仕組みづくり ④ 医療と介護の連携
		(2)認知症支援策の 推進	① 認知症の予防と理解の促進 ② 認知症高齢者・家族等の支援
		(3)高齢者の尊厳の 確保	① 高齢者の権利擁護の推進 ② 虐待や暴力の防止に向けた取り組みの充実
	2 高齢期の健康と生 きがいづくり	(1)健康づくり・介 護予防の推進	① 健康づくり・生活習慣病予防の推進 ② 介護予防の推進
		(2)生きがいづくり の促進	① 社会参加・交流の促進 ② 生涯学習活動の推進 ③ 雇用・就労への支援
	3 安心して暮らせる 生活支援体制の充 実	(1)在宅生活の支援	① 生活支援サービスの充実 ② 高齢者の住まいの確保 ③ 安心して暮らせる生活環境づくり
		(2)介護保険サービ スの円滑な提供	① サービス提供体制の充実 ② 介護保険事業の円滑な運営 ③ 災害・感染症対策に係る体制整備

1 みんなのところが通う地域包括ケアの推進

(1) 地域包括ケア体制の充実

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となり、85歳以上人口の増加が見込まれる令和22年（2040年）を見据え、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送り続けることができるようにするため、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するための地域包括ケアシステムを構築していきます。

① 地域包括支援センターの機能強化

社会福祉協議会内に設置している地域包括支援センターは、本市における高齢者の総合相談、権利擁護をはじめ、高齢者の心身の健康維持、保健・福祉・医療の向上、生活安定のための必要な援助・支援を実施しており、地域包括ケアシステムの中核的機関となるものです。

本市がめざす地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創る地域共生社会の実現には、地域包括支援センターでの相談機能強化が必要不可欠であり、重層的支援体制整備事業の運用開始に伴い、属性を問わない相談支援体制へと強化していきます。

地域の実情に応じた効率的なセンター運営により、業務負担軽減と質の確保を図ることにより、包括的支援事業（認知症施策、医療・介護連携、地域ケア会議等）においても協働や連携を深めつつ、地域における課題や強みを分析・評価し、特性を活かした取り組みが実施できるよう支援を行うことで、機能強化を図っていきます。

評価指標

項目	現状	第9期計画		
	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合相談支援事業における実態把握件数	21件	25件	30件	35件
支援困難事例への指導助言件数	27件	28件	29件	30件
介護支援専門員等研修会の開催回数	4回	4回	4回	4回

② 地域ケア会議の充実

地域ケア会議とは、医療・介護関係者など多職種協働による専門的視点を交えて、個別困難ケースをはじめとしたケアマネジメント支援を行うことで、支援関係者相互の調整やネットワーク化を推進するとともに、個別ケース課題を分析し、地域の課題を把握することで、必要な資源開発や地域づくり、さらには政策形成につなげていくことをめざすものです。

また、高齢者の能力を生かした自立支援に資するケアマネジメントとなるよう、多職種が協働して検討するとともに、これらの検討を通じて明らかになった資源不足等の地域課題について、資源開発等の解決へ向けた検討を行います。

本市では、市が主催する「地域ケア推進会議」と、地域包括支援センターが主催している「地域ケア個別会議」を多職種参加のもと、定例的に開催し、個別課題の検討やそこから表面化した地域課題解決に向けた対応を行っていきます。

少子高齢化、核家族化が進行する中、住民や地域が抱える問題は複雑化・多様化しており、自立支援型ケア会議や困難ケースのケア会議など「地域ケア個別会議」に生活支援コーディネーター等の様々な主体が参加し、地域課題について洗い出しを行うとともに、「地域ケア推進会議」において個別会議で出た個別ケースの分析による体系化に加え、関係者からの聞き取り等を実施することにより、一定期間経過後の支援の状況や状況変化に対応した柔軟な支援となるよう努めます。

評価指標

項目	現状	第9期計画		
	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議の開催回数	15回	16回	17回	18回

③ 地域で支え合う仕組みづくり

高齢者が安心して暮らし続けていくためには、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加していることを踏まえ、日頃の高齢者実態の把握と身近な地域での相談支援体制の充実が必要です。また、高齢者の日常生活を支えるサービスについては、地域住民や地域の団体活動などによる自助・共助による取り組みとの連携を図りながら、地域全体で高齢者の生活全般を支える体制づくりを進めることが必要です。

そのため、老人クラブ連合会による友愛訪問活動、介護予防サポーターによる高齢者サロン活動、社会福祉協議会による傾聴ボランティア、地区社会福祉協議会による配食サービス等の既存の見守りサービスや、民生委員・児童委員連絡協議会、婦人会、自治会、郵便局、警察署、新聞販売店や生協などの「見守り活動協力機関」等と連携を図り、地域住民全体で高齢者を見守り、支えていくシステムの構築に引き続き努めます。

また、令和2年6月に、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う事業として、重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。

住民主体の活動の充実を通じて、支援の対象と担い手を高齢者に限ることなく、障がい者や子ども、子育て世代など属性を問わない支援へと広げ、地域共生社会の実現へとつないでいくために、関係部署との連携を図り、令和6年度から重層的支援体制整備事業を実施します。

評価指標

項目	現状	第9期計画		
	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
老人クラブ連合会による友愛訪問活動の訪問回数	2,662回	2,692回	2,722回	2,752回
介護予防サポーターの新規養成人数	12人	12人	13人	14人
高齢者サロンの参加者数(延べ人数)	2,000人	2,000人	2,100人	2,200人

④ 医療と介護の連携

一層の高齢化の進行に伴い、医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で最期まで生活することができるような支援が必要です。また、入院による急性期の治療から、リハビリテーションを含めた退院後の在宅療養へ円滑に移行し、切れ目なく適切な医療・介護サービスを提供するためには、地域での医療・介護連携の強化が重要です。

医療や介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、包括的・継続的な在宅医療・介護を提供するために、医療や介護の連携体制の構築を図り、PDCAサイクルに沿った各種の取り組みを推進します。

徳島県保健医療計画との整合性を図りながら医師会等関係機関との連携を密にし、高齢者のライフスタイルで主に共通する、日常の療養生活、入退院時、急変時、看取り時の4つの場面では、特に在宅医療と介護の連携の仕組みを構築が重要となります。

また、在宅医療・介護連携推進事業により在宅医療連携運営会議や在宅医療研修会の開催などを通じて、高齢者が在宅での生活を続けていけるように医療と介護の連携に努めます。

評価指標

項目	現状	第9期計画		
	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民公開講座の開催回数	2回	2回	2回	2回

(2) 認知症支援策の推進

認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるため、認知症高齢者本人や家族の視点を重視しながら、地域の認知症への理解を深めるとともに、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布されたことを踏まえ、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進します。

① 認知症の予防と理解の促進

認知症は誰もがなりえるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。こうした中、認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現が求められています。

認知症になっても、住み慣れた地域で安全に安心して生活するためには、家族や地域住民、支援関係者等に認知症に関する正しい知識と理解が求められます。

そのため、認知症は他人事ではなく一緒に考える機会を講演会やグループワークなどを行うことで創出するとともに、パンフレット等を通じて普及啓発を推進します。

また、地域における啓発を推進する認知症キャラバンメイトや認知症サポーターを計画的に養成するとともに、ステップアップやスキルアップ研修を実施し、積極的に活動を推進します。

さらに、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防・改善、運動の習慣化、他者との交流、楽しさや達成感を味わうこと、またこれらが無理なく生活に取り入れることで認知症の発症を遅らせることができる可能性があることが示されており、いきいき百歳体操や高齢者サロンや認知症カフェなどの通いの場での活動の推進、また、楽しく気軽に続けられる脳トレ活動の取組を推進します。

評価指標

項目	現状	第9期計画		
	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーターの登録者数(累計)	2,850人	2,900人	2,950人	3,000人
もの忘れ相談の参加者数	20人	22人	24人	26人

② 認知症高齢者・家族等の支援

認知症は、いかに早期に診断を受け、治療を開始し、対応するかにより、認知症高齢者とその家族等のその後の生活が大きく変わるといわれています。

そのため、より早期に認知症の確定診断を行い、専門的医療を必要とする人をスムーズに専門機関へつなげていくことが重要です。

認知症専門機関と地域において支援活動を行う関係者との連携を推進し、認知症高齢者や家族等へのきめ細かな情報提供・相談支援などを行うことにより、適切な認知症ケア体制の推進に努めます。

そのため、医師会や関係機関等と連携し、認知症が疑われる初期段階の高齢者に対して、アウトリーチによる包括的・集中的な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の活動に引き続き取り組むとともに、定期的に定例会を開催し、認知症地域支援推進員は「認知症初期集中支援チーム」と情報連携を図ります。

また、認知症の人が安心して生活できるよう認知症の人の家族等に対して「位置情報検索機器（GPS機器）」導入補助や見守りシールの配布を実施し、本人の安全及び家族等の見守り支援を強化するとともに、認知症サポーターの登録者を増やし、サポーター自らが活動し、認知症の人やその家族への支援につながる仕組みを整備し、「チームオレンジ」のさらなる構築へ向けた取り組みを行います。

若年性認知症対策については、県が配置する若年性認知症支援コーディネーターと連携し、適切な対応ができるよう支援します。

さらに、認知症の人の介護者の負担軽減や生活と介護の両立が図れるよう、認知症の人及びその介護者が集う認知症カフェ等の取り組みを推進します。

評価指標

項目	現状	第9期計画		
	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症初期集中支援チーム支援対応件数	15件	17件	19件	21件
認知症カフェの数	6か所	6か所	7か所	7か所
認知症に関する相談窓口の認知状況 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果)	19.4%			現状値以上

(3) 高齢者の尊厳の確保

誰もが地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の活用や高齢者の虐待防止など、地域をあげて推進し、高齢者の尊厳と権利を守る仕組みづくりを進めます。

① 高齢者の権利擁護の推進

認知症等により判断能力が不十分となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けていくためには、適切なサービスや制度を選択し、利用契約を行うことや日常的な金銭管理・財産管理を行うことなどへの支援が必要です。また、地域において権利擁護が必要な人を把握し、相談に応じ、成年後見制度の利用に結びつけるために、地域における福祉・医療・地域の関係者や法律の専門家・行政などが連携して対応する必要があります。

そのため、令和2年度に策定した「小松島市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、関連部署や関係機関が連携した体制づくりに取り組むとともに、身近な相談機関である地域包括支援センター等との情報交換や情報の共有化を図る機会を設けるとともに、令和3年12月に開設した「小松島市成年後見センターひだまり」では、広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援の機能をもつ地域連携ネットワークの中核機関として、支援が必要な人が適切に利用できるよう運営していきます。

さらに、成年後見制度を広く市民に理解してもらうよう広報活動に努めるとともに、経済的事情などにより成年後見制度の利用が困難な高齢者のために、市長による審判申立てを行うなど、円滑な制度利用を支援します。

評価指標

項目	現状	第9期計画		
	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センターにおける権利擁護事業の支援件数	145件	150件	155件	160件
小松島市成年後見センターひだまりにおける成年後見制度に関する相談件数	136件	138件	140件	142件

② 虐待や暴力の防止に向けた取り組みの充実

市民一人ひとりの高齢者虐待に対する正しい認識を深めることが、虐待を未然に防ぐことへの第一歩となります。また、虐待を受けている高齢者の多くは、認知症等により介護や支援を必要とする状態であったり、虐待している家族や介護者自身も何らかの援助が必要な状態であることも多いことから、養護者・家族に対する支援を充実するとともに、介護に関する正しい知識を広めることも重要です。

高齢者が住み慣れた地域で、自己決定、自己実現ができる尊厳ある暮らしが続けられるよう、広報誌やリーフレット、また、講演会などを通じて、高齢者の権利擁護、高齢者虐待に関する正しい理解の普及啓発を推進します。

高齢者虐待を未然に防ぎ、問題が深刻化する前に早期発見し、高齢者や養護者・家族等に対して適切な支援を行うため、地域住民をはじめとして、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、老人クラブ連合会、自治会等による地域全体での見守り体制を強化するとともに、地域包括支援センターを中心として虐待の予防・早期発見、適切な事案対応に向けた連携体制づくりを推進します。

2 高齢期の健康と生きがいづくり

(1) 健康づくり・介護予防の推進

令和7年（2025年）、令和22年（2040年）を見据えた高齢化の進展に対応し、現役世代の人口が急減する中での社会の活力維持向上や、労働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確保を実現する観点から、地域の実情に応じた多様な保健事業や介護予防・日常生活支援総合事業をより効果的に推進し、地域のつながり機能を強化していきます。

① 健康づくり・生活習慣病予防の推進

心身ともに健康な状態を維持し、活力ある高齢期を迎えるためには、早期（成年期～壮年期）からの継続した健康づくりや生活習慣病予防が重要であり、市が実施する各種健（検）診の受診等により定期的に自分の身体の状態を把握することや、健康に関する知識を習得し、それを実践することによって、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことが不可欠です。

「健康こまつま21第3次計画」に基づき、健康づくりに関する正しい知識や情報の提供を行い、健康づくりに関する市民の意識を高めていくとともに、特定健診・保健指導やがん検診の実施、健康教育・健康相談など保健事業の充実、食生活改善推進員（ヘルスメイト）など健康づくりボランティアの活動支援などに努めます。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施にあたっては、フレイルのリスクを持つ人への保健指導や市内の通いの場を一枚にまとめたマップの配布を行うことで生活習慣病予防やフレイル予防につながるよう支援するとともに、介護・医療・健診情報などの活用を含め保健センターや保険年金課等と連携して取り組みを進めます。

評価指標

項目	現状	第9期計画		
	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
現在の健康状態が「とてもよい」または「まあよい」と回答した割合（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果）	65.5%			現状値以上

② 介護予防の推進

介護予防は、高齢者が要介護・要支援状態となることの予防や軽減、悪化の防止として行うものです。特に、生活機能が低下した高齢者に対しては、「心身機能」、「身体活動」、「社会参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要です。日常生活の中で活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを積極的に支援して、生活の質の向上をめざしていくことが望まれます。

介護予防・生活支援サービス事業については、要支援認定者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、専門的なサービスを必要とする人には従前相当サービスを提供し、一方で、地域に根ざした介護予防活動の実現のために多様な担い手によるサービス提供を推進します。

一般介護予防事業については、年齢や心身の状態によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人との繋がりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくよう、介護予防サポーターの養成等を行うとともに若年のサポーター養成にも取り組みます。

また、「いきいき百歳体操」活動団体や活動者数の増加を図る取り組みを推進します。

介護予防事業の機能強化や、住民主体の多様な生活支援サービス提供体制の整備により、要支援者等の介護予防・重度化防止に取り組み、結果として要介護認定率の上昇を最小限に抑えるよう努めます。

評価指標

項目	現状	第9期計画		
	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防に関する各種講座・教室※への延べ参加者数	3,200人	3,300人	3,400人	3,500人
介護予防サポーターの新規養成人数 (再掲)	12人	12人	13人	14人
高齢者サロンの参加者数(延べ人数) (再掲)	2,000人	2,000人	2,100人	2,200人
いきいき百歳体操活動団体数	22団体	23団体	24団体	25団体

※介護予防に関する各種講座・教室：介護予防健康教室、血管若返りアンチエイジングセミナー、脳トレクラブ、阿波踊り体操教室、まめまめ運動教室、出張講座

(2) 生きがいつくりの促進

高齢者が地域社会の一員として様々な活動に積極的に参加し、いきいきと暮らせるよう、社会参加・交流の促進、生涯学習活動の推進、雇用・就労への支援など、豊かな知識と経験が活かせる機会の提供に努め、高齢者の生きがいつくりを推進します。

① 社会参加・交流の促進

高齢者がいつまでも心豊かに暮らしていくためには、高齢者一人ひとりが生きがいを見出すことが重要となります。また、高齢者が、社会参加や地域貢献等の活動を積極的に行うことが、活力あるまちづくりを進める大きな原動力となります。

特に、地域の特性を活かしてニーズにあった活動を展開する老人クラブでは、同じ地域の高齢者がつながりを持ち、声をかけあい、生きがいと健康づくり、社会参加などを目的に活動しており、高齢者の閉じこもりの防止や見守り、災害時の安否確認、避難支援等につながっていることから、安心して暮らし続けることができる地域づくりの重要な担い手としてその活動を支援していきます。

また、市内に高齢者が参加することのできるクラブ、サークル団体、イベント等は、老人クラブを含め数多くあるため、それらを把握し、高齢者の多様な価値観やライフスタイルに応じた社会参加に必要な情報が提供できる体制づくりを進めます。

さらに、身近な敬老の祝賀事業である「敬老のつどい」を引き続き開催します。

評価指標

項目	現状	第9期計画		
	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
老人クラブ連合会を中核としたスポーツ大会、各種講座の開催回数	90回	90回	90回	90回
単位老人クラブ数	27団体	27団体	27団体	27団体
ボランティアに定期的に参加している割合（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果）	11.4%	/	/	現状値以上

② 生涯学習活動の推進

生涯学習活動を通じて多世代を含めた仲間との出会い、地域とのつながりにより社会や地域の一員であると再確認することができ、いきいきと高齢期を過ごすきっかけとなります。

本市では、総合福祉センターでシルバー大学校が開校され、その卒業生（OB・OG）によって文化活動をはじめ、様々な活動が行なわれています。

また、ディスコンなどのニュースポーツや卓球などの愛好者が自主的に集まり、技術の向上や大会での優秀な成績を目指して活動するなど高齢者自身で生きがいを見つけていきいきとした生活を送っています。

今後も、高齢者一人ひとりが生きがいを見つけて、いきいきとした生活が送れるよう、年齢にふさわしい学習活動、文化活動、趣味活動、スポーツ・レクリエーション活動など、多様な生涯学習の機会を提供するとともに、活動実施状況の情報発信に努め、高齢者の生涯を通じた活動を支援します。

評価指標

項目	現状	第9期計画		
	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
学習・教養サークルに定期的に参加している割合（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果）	7.8%			現状値以上

③ 雇用・就労への支援

高齢者が長年培ってきた豊かな知識、技能や経験などは、本人にとっても社会にとっても大きな財産であることから、これらを活かした就労等の社会貢献を支援する環境づくりが、重要な課題となっています。

少子高齢化が進み労働力人口が減少している中で、健康で意欲と能力がある限り年齢に関わりなく、働き続けることが出来る生涯現役社会の実現に向けた取り組みが進められており、シルバー人材センターは、人手不足に悩む地域の労働力不足を補完する役割として重要になります。

高齢者のための就労の場の確保と提供、就労に関する情報提供、支援等を一層充実させるとともに、その一環としてシルバー人材センターの活動への支援を引き続き行ない、働くことを通じた生きがいづくりを支援していきます。

評価指標

項目	現状	第9期計画		
	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シルバー人材センターの就業人数	14,100人	14,200人	14,300人	14,400人

3 安心して暮らせる生活支援体制の充実

(1) 在宅生活の支援

生活支援等の担い手について、生活支援コーディネーター、協議体が中心となり、サービス提供者と利用者とは「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加を進めるとともに、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、高齢者の居住に配慮した住まいの整備促進、住宅及び公共空間のバリアフリー化、地域をあげた防災・防犯対策の推進などに努めます。

① 生活支援サービスの充実

今後ますます高齢化率は上昇すると見込まれており、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、日々の生活を円滑に行えるよう、多様なニーズに対応する生活支援サービスを行うとともに、民間企業、NPO法人、ボランティア団体等の様々な主体と連携を強化していくことが重要です。

地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創る地域共生社会の実現を目指しており、令和6年度からの重層的支援体制整備事業の運用開始に伴い、属性を問わない支援体制を構築していきます。

また、高齢者の生活支援サービスについては、70歳以上の一人暮らし高齢者、65歳以上で在宅生活をしている寝たきり高齢者、80歳以上の高齢者のみ世帯を対象に、会食サービス、配食サービス等を実施し、安否確認を行うとともに、一人暮らし高齢者等の不安を解消し、福祉の向上を図るため、緊急通報装置を貸与し、在宅生活を安心して送れるように取り組みます。

評価指標

項目	現状	第9期計画		
	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
会食・配食サービスの延べ提供食数	4,830食	4,850食	4,900食	4,950食
緊急通報装置の設置台数	130台	135台	140台	145台

② 高齢者の住まいの確保

地域生活の基盤となる居住の場について、事業者と連携して民間活力を導入し、高齢者のニーズや状況に合った多様な住まいの確保を図ります。

また、認知症で身寄りが確認できない一人暮らし高齢者や、家族等に虐待されている疑いのある高齢者に緊急的な保護が必要となった場合に、適切な措置が取れるまでの間、一時的に預かる居室を確保します。

施設	内容	施設数
養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ○主に経済的な理由で居宅での養護を受けることが難しい 65 歳以上の高齢者が入所できる、養護することを目的とした施設です。 ○今後も、低所得高齢者や居宅での生活が困難な高齢者は増加すると考えられますが、目的に合った高齢者を見極め、適切な対応に努めます。 	1 か所
生活支援ハウス	<ul style="list-style-type: none"> ○独立して生活するには不安のある方に住まい、生活相談、緊急時の対応、各種保健・福祉サービスに関する利用手続きの援助、地域住民との交流などのサービスを提供する施設です。 ○施設と連携を図りつつ、入所希望者に対する適切な対応に努めます。 	1 か所
ケアハウス	<ul style="list-style-type: none"> ○居宅で生活することが困難な方に日常生活上必要なサービスを提供する施設です。 	2 か所
有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ○入居者に対し生活介助や家事支援、健康管理などを行う施設です。 	2 か所
サービス付き高齢者向け住宅	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する住まいです。 	2 か所

※令和5年4月1日現在（一部、県提供データを使用）

③ 安心して暮らせる生活環境づくり

高齢者が住み慣れた自宅等で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険制度に基づく住宅改修費、低所得世帯に対する住宅改造費の助成を行い、高齢者の在宅生活の質の向上を図ります。

また、防災対策については、自然災害発生時などの緊急時に迅速に対応するため各関係機関と連携して避難行動要支援者に対する個別計画の作成を引き続き推進するとともに、社会福祉協議会や自主防災会など地域で避難支援に携わる可能性のある者との連携強化に努めます。

その他、防犯対策については、高齢者、認知症等により判断力が不十分となった方の消費者被害を防ぐため、本市及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う「小松島市消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」運営をはじめ、消費者庁と本市及び民間事業所との協働により、「見守りフローシート」を導入し、判断能力の低下した高齢者が犯罪や消費者被害に遭うことのないよう、防犯対策や消費生活対策の充実に努めます。

評価指標

項目	現状	第9期計画		
	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
避難行動要支援者登録者数(累計)	1,624人	1,649人	1,674人	1,699人
「消費者安全確保地域協議会」の情報共有及び連携強化事業所数	4事業所	6事業所	8事業所	8事業所

(2) 介護保険サービスの円滑な提供

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険サービスの量と質の確保に努めるとともに、被保険者にとって利用しやすい仕組みとするため、介護給付費等費用の適正化や低所得者対策、災害・感染症対策などの取り組みを推進します。

① サービス提供体制の充実

高齢者数が年々増加する社会状況のもと、介護保険制度は平成12年の創設以来、サービスの提供基盤が着実に整備され、現在では我が国の高齢者福祉を支える制度として定着しています。

本市では、第8期期間中は新たな施設整備は行いませんでしたが、今後、高齢化の進行により在宅サービスの更なる拡充、地域に根ざした入所施設など施設整備の必要性が高まることが予想されます。利用者及び事業者のニーズを的確に把握し必要なサービス量の確保に努めていきます。

また、要介護（支援）者の必要性に応じたりハビリテーションサービスが利用できるよう、急性期・回復期から生活期への切れ目のないサービス提供が求められています。

そのためには安定した介護人材の確保が必要であり、本市で実施している生活支援サービス従事者研修等を活用し、人材の確保、育成に努めるとともに、介護現場が魅力ある職場であることを継続的に周知していきます。

加えて、国・県等と連携し、介護ロボットやICTの活用など職場環境の整備に向けた情報提供や、業務の効率化の観点から、介護職員等の負担軽減のため、国が示す方針に基づく手続きに関する簡素化など業務効率化に関する取り組みを推進します。

さらに、介護保険サービスと生活支援サービス、障がい福祉サービス等を利用者の状況に応じて効果的に組み合わせることが重要であることから、分かりやすい情報提供体制に努めていきます。

評価指標

項目	現状	第9期計画		
	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問リハビリテーションの利用率	5.82%			現状値以上
通所リハビリテーションの利用率	35.4%			現状値以上

出典：地域包括ケア「見える化」システム

② 介護保険事業の円滑な運営

高齢者、特に 75 歳以上の後期高齢者の増加により介護保険サービスの利用者は増加することが見込まれることから、利用者の生活の質に直結する介護保険サービスの質のさらなる向上と、その人にあった効果的な介護保険サービスの利用を促進するためのケアマネジメントへの取り組みが重要になってきます。

介護支援専門員の資質向上への取り組み支援、介護サービス提供事業者への指導・助言や介護サービス相談員の派遣、また、徳島県介護給付適正化計画との整合性を図りながら、利用者目線に立った持続可能な事業運営を主眼とした介護給付等費用適正化事業の着実な実施などを通じて介護保険サービス全体の質の向上に引き続き取り組んでいきます。

また、居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業所については、指定の有効期間中に計画的に実地指導を行うよう取り組んでいきます。

評価指標

項目	現状	第9期計画		
	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付費通知件数	年2回	年2回	年2回	年2回
住宅改修等の点検件数	362件	365件	370件	375件
ケアプラン検討会の総件数	60件	62件	64件	66件

③ 災害・感染症対策に係る体制整備

自然災害は、いつどこで起こるか分からないため、日頃からの災害が起こったらどう行動するかを話し合っておくことや必要物資の備蓄が重要です。

防災関係機関と連携し介護事業所等に対して定期的な避難訓練の実施を促し防災意識の向上に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症は令和5年に第5類に移行しましたが、高齢者にとっては油断ならない感染症であることには変わりありません。感染症拡大期間中に培った教訓を活かし、今後も新たな感染症拡大時には衛生管理や拡大防止策の徹底及び必要物資の確保を啓発していきます。

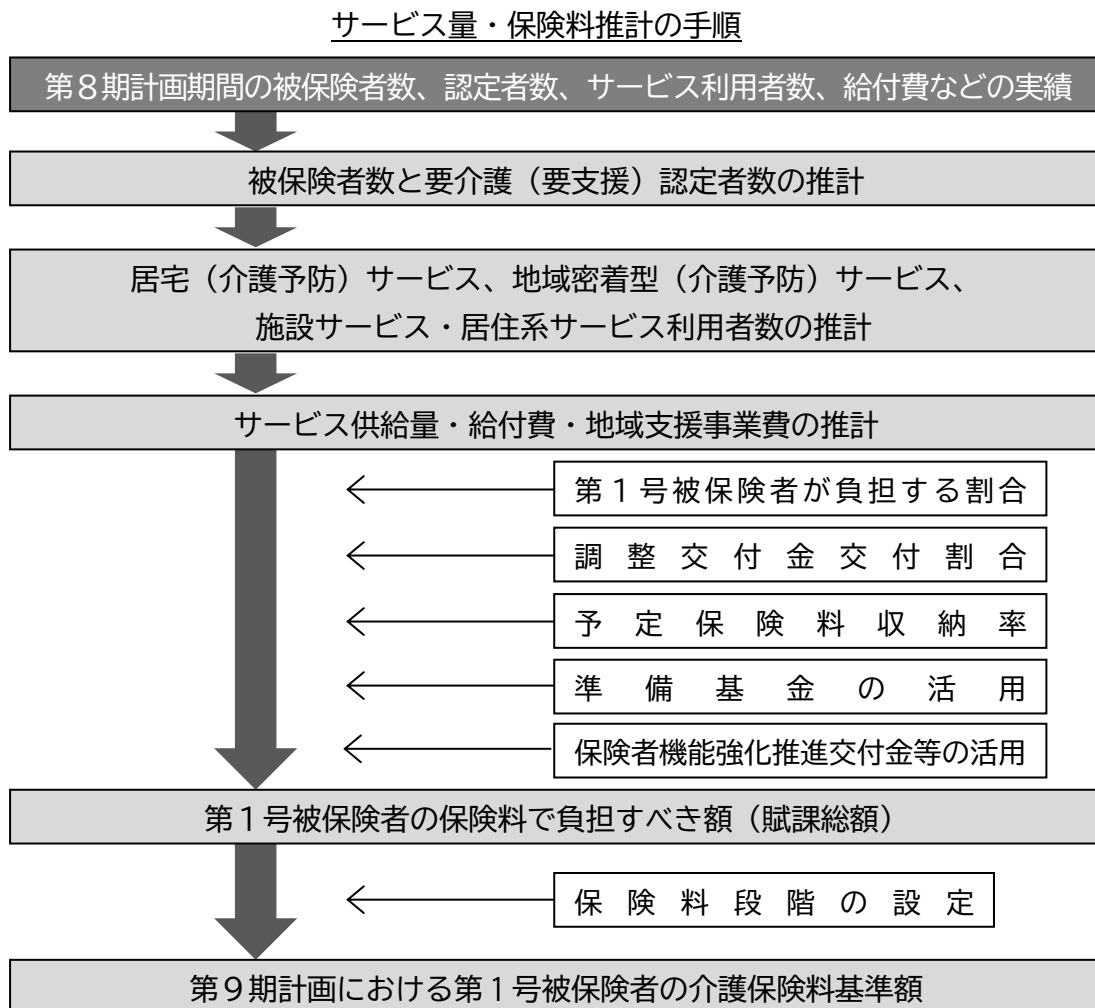
第5章 介護保険事業等の今後の見込み

1 介護保険料設定の基本的な考え方

(1) サービス量・保険料推計の手順

本計画期間（令和6年度～令和8年度）における第1号被保険者の介護保険料については、国の地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を活用し、以下の手順に沿って算出します。

その手順は、おおむね、第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）における被保険者数、認定者数、サービス利用者数、給付費などの実績に基づき、本計画期間に供給が見込まれるサービス供給量・給付費の推計を行い、次に保険料の算定にあたっての諸係数などを勘案しながら、第1号被保険者の介護保険料基準額を設定する流れとなっています。



(2) サービス量を見込むにあたっての考え方

高齢者数や認定者数などの推計については、地域包括ケア「見える化」システムを活用し見込みます。

また、サービス利用者数や給付費については、地域包括ケアシステムの構築に向けて、国が推進している「介護離職ゼロ施策」や「地域医療構想」などの施策に加え、徳島県策定の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」や「介護給付適正化計画」、また「保健医療計画」との整合性を図るとともに、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」や「在宅介護実態調査」・「サービス提供事業所調査」の集計・分析結果から地域の実情に応じたニーズを把握し見込みます。

2 将来フレームの設定

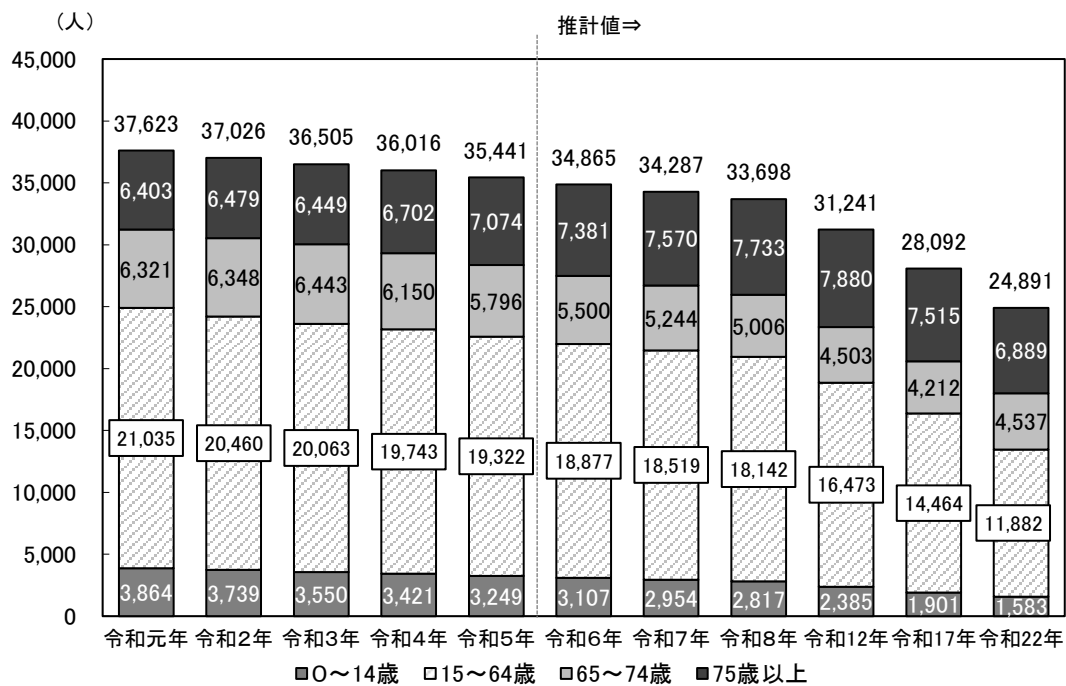
(1) 人口推計

人口推計は、令和元年から令和5年までの9月末現在の住民基本台帳人口を実績人口として、コーホート変化率法により予測を行いました。

これによると、本市の総人口は、令和5年9月末現在の35,441人から減少を続け、計画期間最終年度の令和8年には33,698人になるものと推計されます。

このうち、介護保険第1号被保険者となる65歳以上人口は、令和元年9月末現在の12,724人から令和3年には12,892人へ増加し、その後は減少を続け、令和22年には11,426人になるものと推計されます。

【年齢区分別人口の実績と推移】



資料：令和4（2022）年～5（2023）年は住民基本台帳（9月末）令和6（2024）年以降はコーホート変化率法による推計

(2) 介護や支援の必要な人の今後の見通し

人口推計結果とこれまでの被保険者数に対する要介護・要支援認定者数の出現率等から、令和6年以降の要介護・要支援認定者数の推計を行いました。

その結果、要介護・要支援認定者数は、令和3年の2,528人から増加傾向が続き、令和17年には2,938人となっていますが、その後、減少に転じ、令和22年には2,863人になると推計されます。

【要介護度別の要介護・要支援認定者数の推計結果】

(単位：人)

	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
第1号被保険者	2,487	2,533	2,543	2,559	2,580	2,592	2,749	2,902	2,835
要介護度別	要支援1	248	235	222	230	232	256	260	239
	要支援2	465	456	437	448	448	448	481	474
	要介護1	447	459	440	451	456	456	493	498
	要介護2	510	534	566	567	571	574	603	627
	要介護3	332	359	378	377	382	385	404	424
	要介護4	322	318	320	309	313	316	325	344
要介護5	163	172	180	177	178	181	187	201	209
第2号被保険者	41	42	42	43	43	43	40	36	28
総数	2,528	2,575	2,585	2,602	2,623	2,635	2,789	2,938	2,863

(3) 日常生活圏域の設定

介護保険事業計画では、認知症高齢者や一人暮らし高齢者などが住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、必要な介護サービスの量を見込み、そのための基盤整備のあり方を明らかにするため、地域特性に応じた日常生活圏域（サービス提供圏域）を定める必要があります。

日常生活圏域の設定にあたっては、在宅での生活を望む要介護・要支援認定者が、住み慣れた地域でのつながりを失うことなく、なじみのスタッフによる必要なサービスが提供されることや、要介護・要支援状態になるおそれのある高齢者を発見し、適切なサービスにつないでいくなど、地域との密接な関係を維持し、様々なサービスを継続的・包括的に提供できることが必要となります。

本市では、第8期計画に引き続き市全域を1つの日常生活圏域として設定し、福祉サービス等の提供や支援体制の整備を促進します。

3 利用者数と給付費の見込み

(1) サービス利用者数

介護給付及び予防給付の利用者数の実績値と今後の見込みは、次のとおりです。

[介護給付] ～第9期～

(単位：人/月)

	第8期実績値			第9期推計値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅サービス	2,381	2,499	2,733	2,766	2,795	2,827
訪問介護	397	425	477	477	479	481
訪問入浴介護	9	9	15	15	15	16
訪問看護	140	159	184	185	187	189
訪問リハビリテーション	64	72	84	84	86	88
居宅療養管理指導	199	210	246	248	250	252
通所介護	272	281	290	291	294	298
通所リハビリテーション	493	502	537	541	550	552
短期入所生活介護	89	85	97	91	92	93
短期入所療養介護(老健)	16	13	18	20	20	20
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	2	2	2
福祉用具貸与	685	723	767	792	800	815
特定福祉用具購入費	10	12	9	11	11	12
住宅改修費	7	8	9	7	7	7
特定施設入居者生活介護	0	0	0	2	2	2
地域密着型サービス	215	228	224	233	236	284
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	78	87	81	89	90	109
認知症対応型通所介護	13	15	14	15	16	16
小規模多機能型居宅介護	22	23	23	23	24	24
認知症対応型共同生活介護	102	103	106	106	106	106
地域密着型特定施設入居者生活 介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護	0	0	0	0	0	29
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
施設サービス	416	427	419	424	429	434
介護老人福祉施設	147	147	150	150	150	150
介護老人保健施設	211	212	203	203	203	203
介護医療院	44	67	66	71	76	81
介護療養型医療施設	14	1	0			
居宅介護支援	1,072	1,119	1,164	1,202	1,214	1,230
合計	4,084	4,273	4,540	4,625	4,674	4,775

[介護給付] ～中期推計～

(単位：人/月)

	第10期以降推計値			
	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)	令和27年度 (2045年度)
居宅サービス	2,892	2,994	3,039	2,756
訪問介護	485	489	493	505
訪問入浴介護	16	17	18	17
訪問看護	191	194	199	204
訪問リハビリテーション	90	92	94	83
居宅療養管理指導	258	264	267	273
通所介護	302	306	310	301
通所リハビリテーション	564	568	581	548
短期入所生活介護	97	104	107	96
短期入所療養介護(老健)	21	23	24	22
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	2	2	2	2
福祉用具貸与	845	914	923	684
特定福祉用具購入費	12	12	12	12
住宅改修費	7	7	7	7
特定施設入居者生活介護	2	2	2	2
地域密着型サービス	291	300	301	294
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	113	120	120	114
認知症対応型通所介護	16	17	17	17
小規模多機能型居宅介護	25	26	27	26
認知症対応型共同生活介護	108	108	108	108
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29	29	29	29
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
施設サービス	454	456	462	435
介護老人福祉施設	150	151	153	141
介護老人保健施設	203	206	210	201
介護医療院	101	99	99	93
介護療養型医療施設				
居宅介護支援	1,287	1,385	1,382	918
合計	4,924	5,135	5,184	4,403

[予防給付] ～第9期～

(単位：人/月)

	第8期実績値			第9期推計値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防サービス	565	539	530	542	544	551
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	10	11	10	9	9	9
介護予防訪問リハビリテーション	7	7	12	9	9	9
介護予防居宅療養管理指導	10	9	5	5	5	5
介護予防通所リハビリテーション	291	270	265	279	280	281
介護予防短期入所生活介護	1	2	0	2	2	2
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	233	229	228	227	228	234
特定介護予防福祉用具購入費	5	5	4	4	4	4
介護予防住宅改修費	7	5	6	7	7	7
介護予防特定施設入居者生活介護	1	1	0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス	1	1	0	2	2	2
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	1	1	1
介護予防認知症対応型共同生活介護	1	1	0	0	0	0
介護予防支援	421	390	381	388	393	401
合計	987	930	911	932	939	954

[予防給付] ～中期推計～

(単位：人/月)

	第10期以降推計値			
	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)	令和27年度 (2045年度)
介護予防サービス	586	605	593	532
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	9	10	10	11
介護予防訪問リハビリテーション	9	9	9	10
介護予防居宅療養管理指導	5	5	5	5
介護予防通所リハビリテーション	299	299	299	276
介護予防短期入所生活介護	2	2	2	2
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	250	268	257	217
特定介護予防福祉用具購入費	4	4	4	4
介護予防住宅改修費	8	8	7	7
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス	2	2	2	2
介護予防認知症対応型通所介護	1	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	1	1	1	1
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
介護予防支援	432	459	440	408
合計	1,020	1,066	1,035	942

(2) サービス給付費

サービスごとの介護給付費及び予防給付費の見込みは次のとおりです。

[介護給付費] ～第9期～

(単位：千円)

	第9期推計値			
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
介護給付費計(A=a1+a2+a3+a4)	3,742,506	3,791,479	3,924,125	11,458,110
居宅サービス(a1)	1,544,924	1,563,122	1,573,500	4,681,546
訪問介護	228,461	229,432	230,113	688,006
訪問入浴介護	8,575	8,586	9,119	26,280
訪問看護	103,466	104,646	105,543	313,655
訪問リハビリテーション	41,931	42,935	43,886	128,752
居宅療養管理指導	26,630	26,876	27,088	80,594
通所介護	352,108	355,626	359,725	1,067,459
通所リハビリテーション	492,861	501,049	502,308	1,496,218
短期入所生活介護	142,556	144,373	143,229	430,158
短期入所療養介護(老健)	16,389	16,409	16,409	49,207
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	3,024	3,028	3,028	9,084
福祉用具貸与	115,598	116,830	119,455	351,883
特定福祉用具購入費	3,069	3,069	3,334	9,472
住宅改修費	5,032	5,032	5,032	15,096
特定施設入居者生活介護	5,224	5,231	5,231	15,686
地域密着型サービス(a2)	503,289	510,126	610,806	1,624,221
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	73,668	75,036	87,317	236,021
認知症対応型通所介護	29,832	31,700	31,700	93,232
小規模多機能型居宅介護	61,009	63,997	63,997	189,003
認知症対応型共同生活介護	338,780	339,393	339,266	1,017,439
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	88,526	88,526
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
施設サービス(a3)	1,487,990	1,509,275	1,528,167	4,525,432
介護老人福祉施設	480,555	481,164	481,164	1,442,883
介護老人保健施設	712,709	713,611	713,611	2,139,931
介護医療院	294,726	314,500	333,392	942,618
介護療養型医療施設				
居宅介護支援(a4)	206,303	208,956	211,652	626,911

※端数処理の関係上、各サービスの計は一致しない場合があります。

[介護給付費] ～中期推計～

(単位：千円)

	第10期以降推計値			
	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)	令和27年度 (2045年度)
介護給付費計(A=a1+a2+a3+a4)	4,058,678	4,128,916	4,188,637	3,905,916
居宅サービス(a1)	1,605,333	1,642,699	1,680,076	1,580,453
訪問介護	232,671	234,834	237,147	243,530
訪問入浴介護	9,116	9,649	10,178	9,649
訪問看護	106,161	107,651	110,517	113,230
訪問リハビリテーション	44,837	45,788	46,739	40,192
居宅療養管理指導	27,728	28,374	28,694	29,313
通所介護	364,994	369,813	378,128	367,819
通所リハビリテーション	512,006	515,095	525,846	494,634
短期入所生活介護	151,157	163,774	170,684	150,879
短期入所療養介護(老健)	17,055	18,444	19,910	17,798
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	3,028	3,028	3,028	3,028
福祉用具貸与	122,983	132,652	135,608	96,784
特定福祉用具購入費	3,334	3,334	3,334	3,334
住宅改修費	5,032	5,032	5,032	5,032
特定施設入居者生活介護	5,231	5,231	5,231	5,231
地域密着型サービス(a2)	622,094	634,257	637,829	630,265
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	89,978	95,906	96,567	91,914
認知症対応型通所介護	31,700	34,544	34,544	34,544
小規模多機能型居宅介護	66,129	69,520	72,431	69,520
認知症対応型共同生活介護	345,761	345,761	345,761	345,761
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	88,526	88,526	88,526	88,526
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
施設サービス(a3)	1,610,028	1,614,412	1,632,925	1,538,870
介護老人福祉施設	481,164	484,532	490,599	452,642
介護老人保健施設	713,611	720,125	732,571	703,240
介護医療院	415,253	409,755	409,755	382,988
介護療養型医療施設				
居宅介護支援(a4)	221,223	237,548	237,807	156,328

※端数処理の関係上、各サービスの計は一致しない場合があります。

[予防給付費] ～第9期～

(単位：千円)

	第9期推計値			
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
予防給付費計(B=b1+b2+b3)	175,906	176,718	177,775	530,399
介護予防サービス(b1)	153,601	154,110	154,730	462,441
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	3,575	3,579	3,579	10,737
介護予防訪問リハビリテーション	3,670	3,675	3,675	11,020
介護予防居宅療養管理指導	395	396	396	1,187
介護予防通所リハビリテーション	123,691	124,125	124,404	372,220
介護予防短期入所生活介護	622	622	622	1,866
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	13,586	13,651	13,992	41,229
特定介護予防福祉用具購入費	983	983	983	2,949
介護予防住宅改修費	7,079	7,079	7,079	21,237
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス(b2)	1,107	1,109	1,109	3,325
介護予防認知症対応型通所介護	92	92	92	276
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,015	1,017	1,017	3,049
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
介護予防支援(b3)	21,198	21,499	21,936	64,633

[予防給付費] ～中期推計～

(単位：千円)

	第10期以降推計値			
	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)	令和27年度 (2045年度)
予防給付費計(B=b1+b2+b3)	189,988	193,116	190,290	175,254
介護予防サービス(b1)	165,245	166,899	165,114	151,829
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	3,579	4,115	4,115	3,820
介護予防訪問リハビリテーション	3,675	3,675	3,675	3,884
介護予防居宅療養管理指導	396	396	396	396
介護予防通所リハビリテーション	132,810	132,810	132,810	122,106
介護予防短期入所生活介護	622	622	622	622
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	14,934	16,052	15,434	12,939
特定介護予防福祉用具購入費	983	983	983	983
介護予防住宅改修費	8,246	8,246	7,079	7,079
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス(b2)	1,109	1,109	1,109	1,109
介護予防認知症対応型通所介護	92	92	92	92
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,017	1,017	1,017	1,017
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
介護予防支援(b3)	23,634	25,108	24,067	22,316

※端数処理の関係上、各サービスの計は一致しない場合があります。

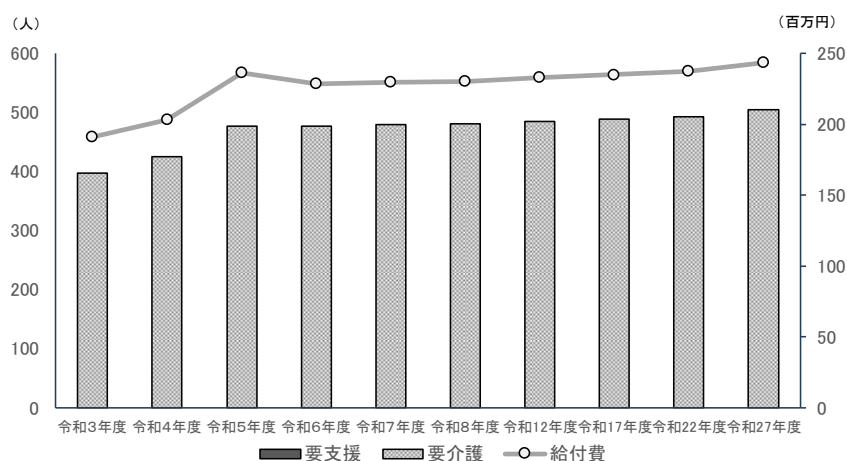
(3) 各サービスの見込み

各サービスの見込みについては以下のとおりです。

◆居宅サービス

[1] 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、食事、入浴、排泄などの身体介助や炊事、掃除などの生活援助を行うサービスです。



訪問介護

利用者数の推移と推計結果（月平均）

(人)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	397	425	477	477	479	481	485	489	493	505
計	397	425	477	477	479	481	485	489	493	505
前年比	-	107%	112.2%	120.1%	100.4%	100.4%	100.8%	100.8%	100.8%	102.4%
R3比	-	107%	120.1%	120.1%	120.6%	121.1%	122.1%	123.1%	124.1%	127.2%

利用回数の推移と推計結果（月平均）

(回)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	5,571	5,932	6,386	6,465	6,484	6,504	6,576	6,637	6,701	6,881
計	5,571	5,932	6,386	6,465	6,484	6,504	6,576	6,637	6,701	6,881
前年比	-	106.4%	107.6%	101.2%	100.2%	100.3%	101.0%	100.9%	100.9%	102.6%
R3比	-	106.4%	114.6%	116%	116.3%	116.7%	118.0%	119.1%	120.2%	119.2%

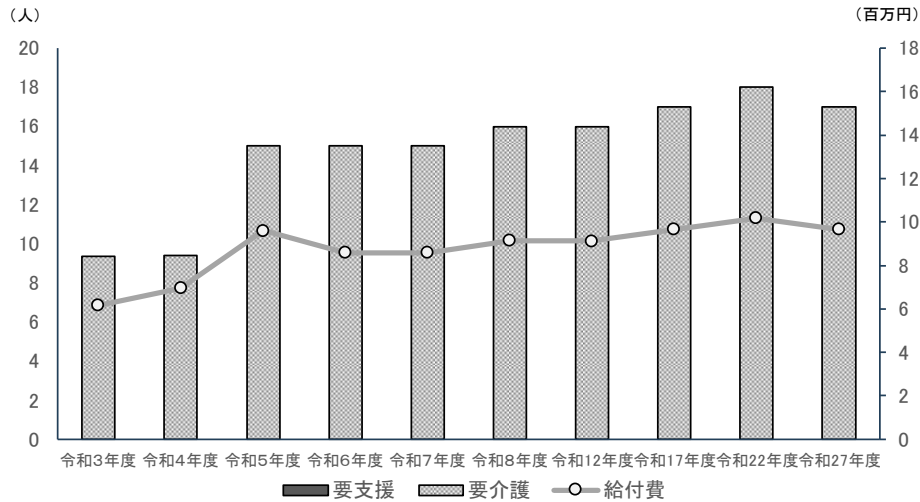
年間給付費の推移と推計結果

(千円)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	191,068	203,261	236,317	228,461	229,432	230,113	232,671	234,834	237,147	243,530
計	191,068	203,261	236,317	228,461	229,432	230,113	232,671	234,834	237,147	243,530
前年比	-	106.3%	116.2%	96.6%	100.4%	100.2%	101.1%	100.9%	100.9%	102.6%
R3比	-	106.3%	123.6%	119.5%	119.5%	120.4%	121.7%	122.9%	124.1%	127.4%

〔2〕訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

簡易浴槽等を積んだ移動入浴車等により居宅を訪問し、入浴の介護を行うサービスです。



訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護
利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護	9	9	15	15	15	16	16	17	18	17
計	9	9	15	15	15	16	16	17	18	17
前年比	-	100.0%	166.6%	100.0%	100.0%	106.6%	100.0%	106.2%	105.8%	94.4%
R3比	-	100.0%	166.6%	166.6%	166.6%	177.7%	177.7%	188.8%	200.0%	188.8%

利用回数の推移と推計結果 (月平均)

(回)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護	44	47	63	56	56	60	59	63	66	63
計	44	47	63	56	56	60	59	63	66	63
前年比	-	106.8%	134.0%	88.8%	100.0%	107.1%	98.3%	106.7%	104.7%	95.4%
R3比	-	106.8%	143.1%	127.2%	127.2%	136.3%	134.0%	143.1%	150.0%	143.1%

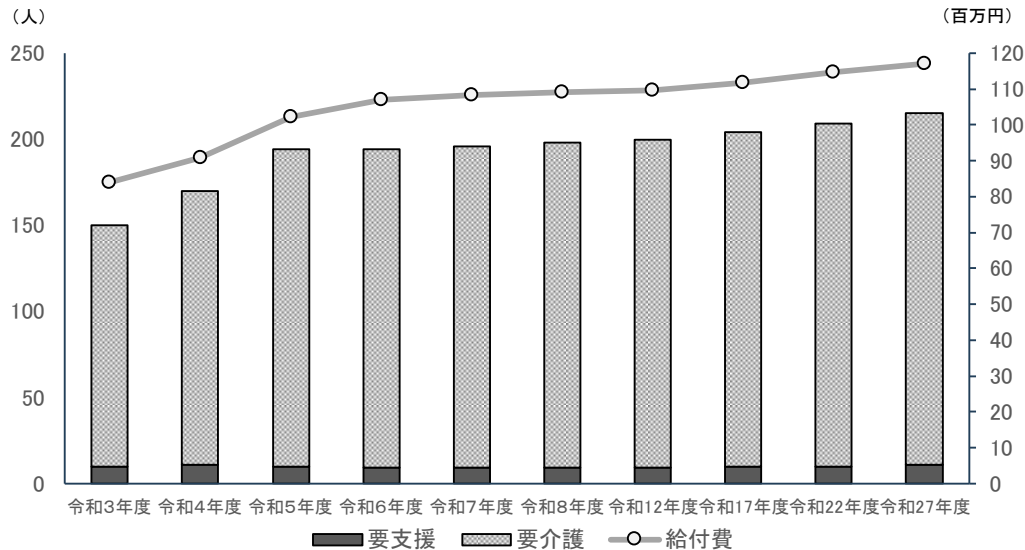
年間給付費の推移と推計結果

(千円)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護	6,139	6,941	9,592	8,575	8,586	9,119	9,116	9,649	10,178	9,649
計	6,139	6,941	9,592	8,575	8,586	9,119	9,116	9,649	10,178	9,649
前年比	-	113.0%	138.1%	89.3%	100.1%	106.2	99.9%	105.8%	105.4%	94.8%
R3比	-	113.0%	156.2%	139.6%	139.8%	148.5%	148.4%	157.1%	165.7%	157.1%

[3] 訪問看護／介護予防訪問看護

病院、診療所または訪問看護ステーションの看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。



訪問看護／介護予防訪問看護

利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	10	11	10	9	9	9	9	10	10	11
要介護	140	159	184	185	187	189	191	194	199	204
計	150	170	199	194	196	198	200	204	209	215
前年比	-	113.3%	117.0%	97.4%	101.0%	101.0%	101.0%	102.0%	102.4%	102.8%
R3比	-	113.3%	132.6%	129.3%	130.6%	132.0%	133.3%	136.0%	139.3%	143.3%

利用回数の推移と推計結果 (月平均)

(回)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	59	91	72	77	77	77	77	89	89	81
要介護	1,640	1,723	1,940	2,011	2,032	2,048	2,058	2,087	2,142	2,198
計	1,699	1,814	2,108	2,088	2,109	2,125	2,135	2,176	2,231	2,279
前年比	-	106.7%	116.2%	99.0%	101.0%	100.7%	100.4%	101.9%	102.5%	102.1%
R3比	-	106.7%	124.0%	122.8%	124.1%	125.0%	125.6%	128.0%	131.3%	134.1%

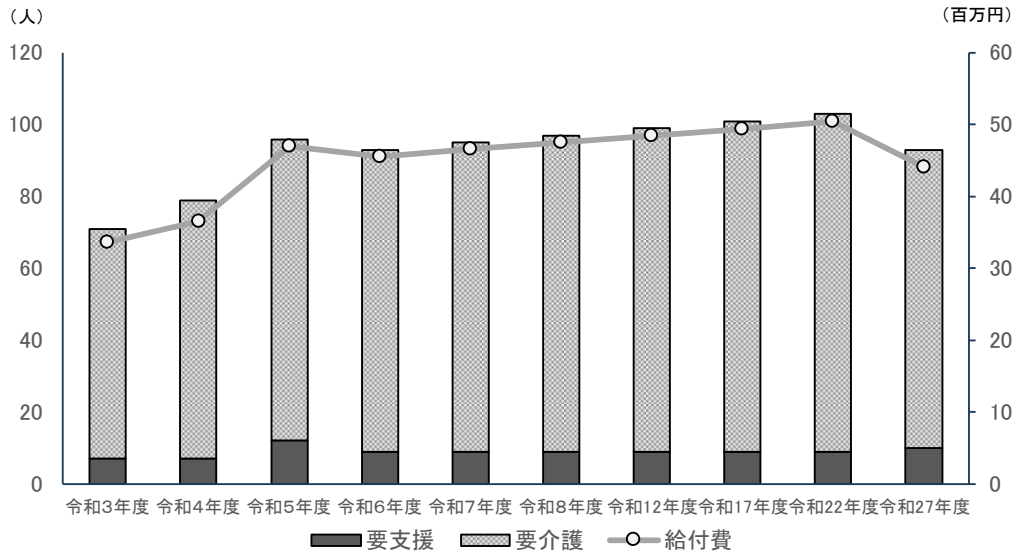
年間給付費の推移と推計結果

(千円)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	2,737	3,625	3,295	3,575	3,579	3,579	3,579	4,115	4,115	3,820
要介護	81,156	87,242	99,011	103,466	104,646	105,543	106,161	107,651	110,517	113,230
計	83,893	90,867	102,306	107,041	108,225	109,122	109,740	111,766	114,632	117,050
前年比	-	108.3%	112.5%	104.6%	101.1%	100.8%	100.5%	101.8%	102.5%	102.1%
R3比	-	108.3%	121.9%	127.5%	129.0%	130.0%	130.8%	133.2%	136.6%	139.5%

[4] 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士または作業療法士が居宅を訪問して心身の機能の維持回復を図るために必要なリハビリテーションを行うサービスです。



訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション
利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	7	7	12	9	9	9	9	9	9	10
要介護	64	72	84	84	86	88	90	92	94	83
計	71	79	96	93	95	97	99	101	103	93
前年比	-	111.2%	121.5%	96.8%	102.1%	102.1%	102.0%	102.0%	101.9%	90.2%
R3比	-	111.2%	135.1%	130.9%	133.8%	136.6%	139.4%	142.2%	145.0%	130.9

利用回数の推移と推計結果 (月平均)

(回)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	99	78	158	117	117	117	117	117	117	123
要介護	900	1,016	1,255	1,239	1,267	1,295	1,323	1,351	1,378	1,189
計	999	1,094	1,413	1,356	1,384	1,412	1,440	1,468	1,495	1,312
前年比	-	109.5%	129.1%	95.9%	102.0%	102.0%	101.9%	101.9%	101.8%	87.7%
R3比	-	109.5%	141.4%	135.7%	138.5%	141.3%	144.1%	146.9%	149.6%	131.2%

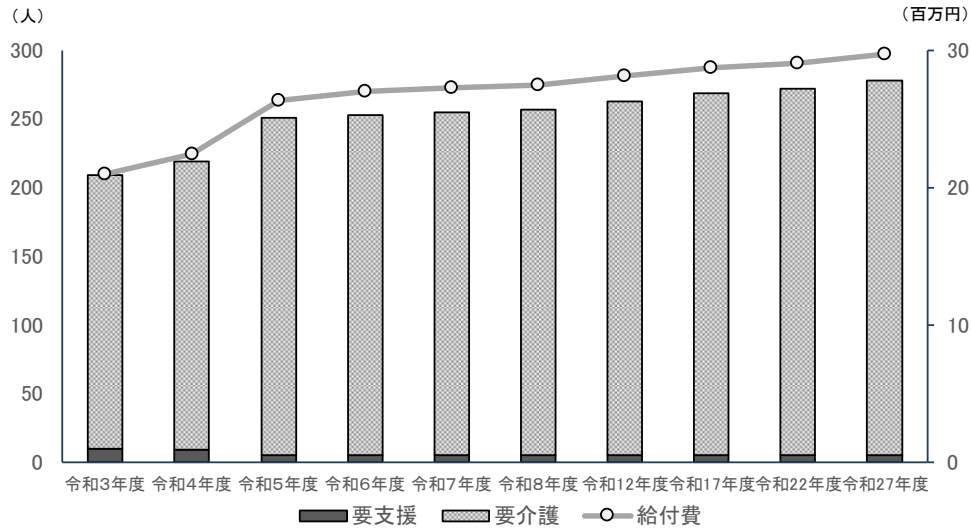
年間給付費の推移と推計結果

(千円)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	3,260	2,549	4,905	3,670	3,675	3,675	3,675	3,675	3,675	3,884
要介護	30,363	33,955	42,102	41,931	42,935	43,886	44,837	45,788	46,739	40,192
計	33,623	36,504	47,007	45,601	46,610	47,561	48,512	49,463	50,414	44,076
前年比	-	108.5%	128.7%	97.0%	102.2%	102.0%	101.9%	101.9%	101.9%	87.4%
R3比	-	108.5%	139.8%	135.6%	138.6%	141.4%	144.2%	147.1%	149.9%	131.0%

[5] 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。



居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	10	9	5	5	5	5	5	5	5	5
要介護	199	210	246	248	250	252	258	264	267	273
計	209	219	251	253	255	257	263	269	272	278
前年比	-	104.7%	114.6%	100.7%	100.7%	100.7%	102.3%	102.2%	101.1%	102.2%
R3比	-	104.7%	120.0%	121.0%	122.0%	122.9%	125.8%	128.7%	130.1%	133.0%

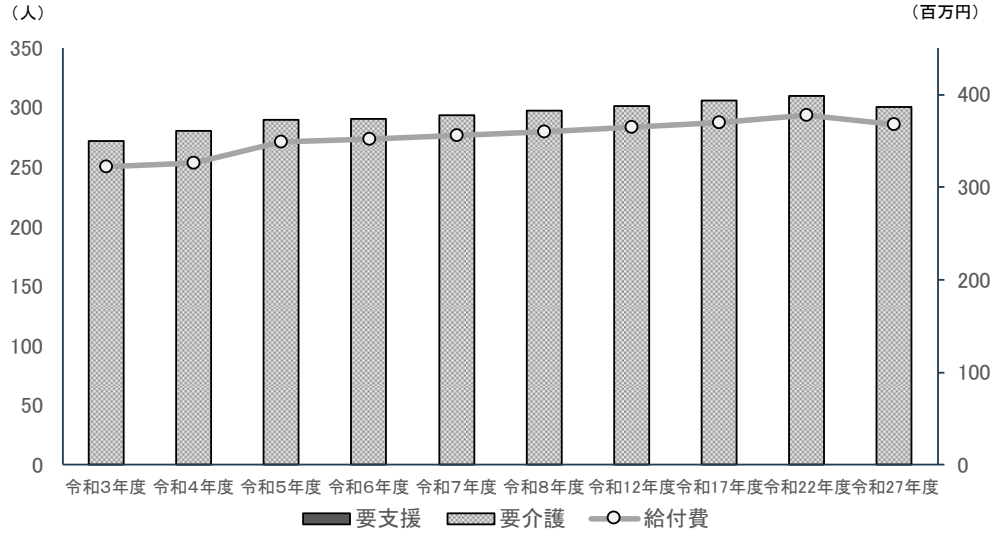
年間給付費の推移と推計結果

(千円)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	967	883	349	395	396	396	396	396	396	396
要介護	20,028	21,594	26,035	26,630	26,876	27,088	27,728	28,374	28,694	29,313
計	20,995	22,477	26,384	27,025	27,272	27,484	28,124	28,770	29,090	29,709
前年比	-	107.0%	117.3%	102.4%	129.8%	100.7%	102.3%	102.2%	101.1%	102.1%
R3比	-	107.0%	125.6%	128.7%	129.8%	130.9%	133.9%	137.0%	138.5%	141.5%

[6] 通所介護

デイサービスセンターなどに通い、日常動作訓練、入浴、食事などを提供するサービスです。



通所介護

利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	272	281	290	291	294	298	302	306	310	301
計	272	281	290	291	294	298	302	306	310	301
前年比	-	103.3%	103.2%	100.3%	101.0%	101.3%	101.3%	101.3%	101.3%	97.0%
R3比	-	103.3%	106.6%	106.9%	108.0%	109.5%	111.0%	112.5%	113.9%	110.6%

利用回数の推移と推計結果 (月平均)

(回)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	3,857	3,813	4,025	4,023	4,061	4,113	4,171	4,225	4,300	4,176
計	3,857	3,813	4,025	4,023	4,061	4,113	4,171	4,225	4,300	4,176
前年比	-	98.8%	105.5%	99.9%	100.9%	101.2%	101.4%	101.2%	101.7%	97.1%
R3比	-	98.8%	104.3%	104.3%	105.2%	106.6%	108.1%	109.5%	111.4%	108.2%

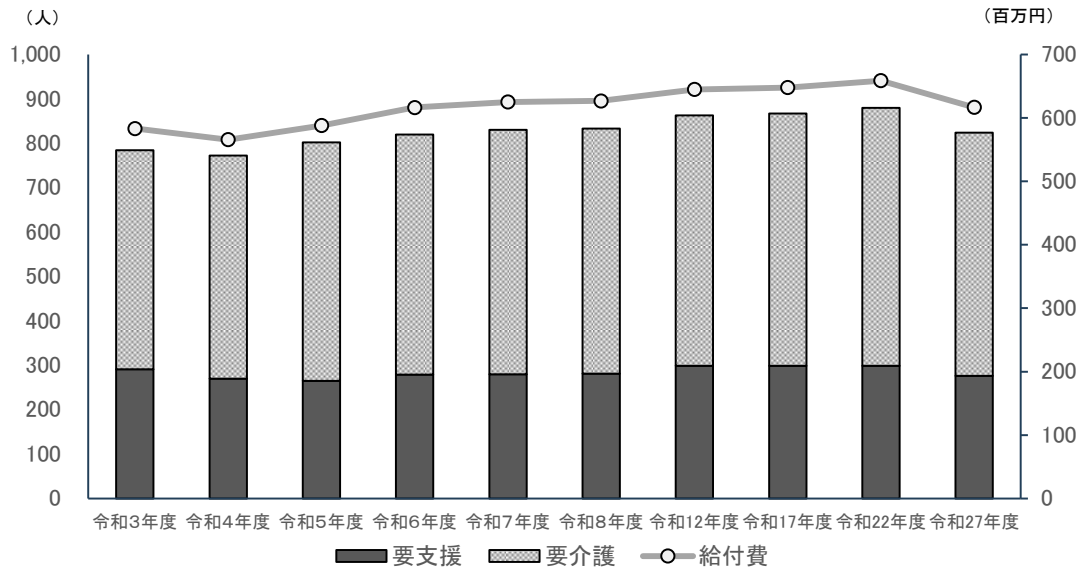
年間給付費の推移と推計結果

(回)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	322,598	325,766	348,775	352,108	355,626	359,725	364,994	369,813	378,128	367,819
計	322,598	325,766	348,775	352,108	355,626	359,725	364,994	369,813	378,128	367,819
前年比	-	100.9%	107.0%	100.9%	100.9%	101.1%	101.4%	101.3%	102.2%	97.2%
R3比	-	100.9%	108.1%	109.1%	110.2%	111.5%	113.1%	114.6%	117.2%	114.0%

[7] 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院、診療所への通所により、心身の機能維持・回復のために必要なりハビリテーションなどを行うサービスです。



通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション
利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	291	270	265	279	280	281	299	299	299	276
要介護	493	502	537	541	550	552	564	568	581	548
計	784	772	802	820	830	833	863	867	880	824
前年比	-	98.4%	103.8%	102.2%	101.2%	100.3%	103.6%	100.4%	101.4%	93.6%
R3比	-	98.4%	102.2%	104.5%	105.8%	106.2%	110.0%	110.5%	112.2%	105.1%

利用回数の推移と推計結果 (月平均)

(回)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	4,991	4,895	5,186	5,367	5,452	5,469	5,587	5,621	5,748	5,410
計	4,991	4,895	5,186	5,367	5,452	5,469	5,587	5,621	5,748	5,410
前年比	-	98.0%	105.9%	103.4%	101.5%	101.9%	102.1%	100.6%	102.2%	94.1%
R3比	-	98.0%	103.9%	107.5%	109.2%	109.5%	111.9%	112.6%	115.1%	108.3%

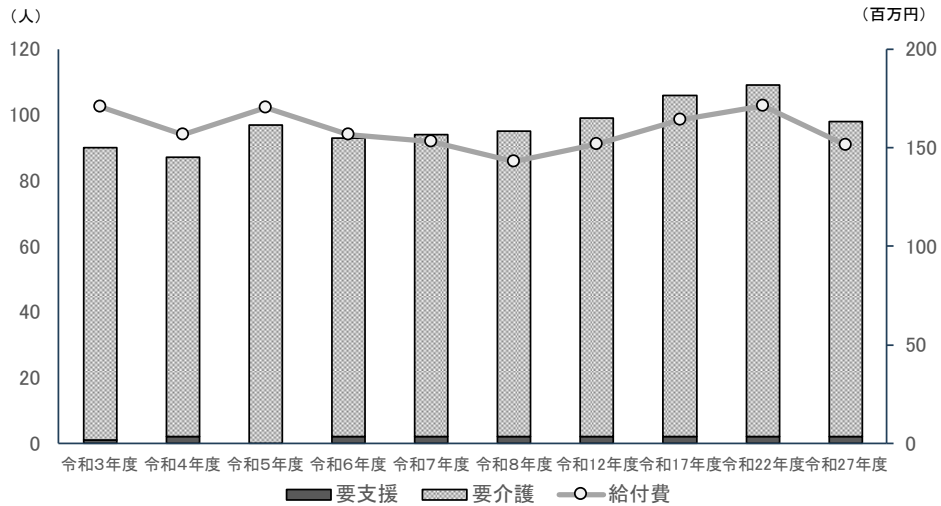
年間給付費の推移と推計結果

(千円)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	127,702	117,893	115,901	123,691	124,125	124,404	132,810	132,810	132,810	122,106
要介護	455,484	447,910	471,990	492,861	501,049	502,308	512,006	515,095	525,846	494,634
計	583,186	565,803	587,891	616,552	625,174	626,712	644,816	647,905	658,656	616,740
前年比	-	97.0%	103.9%	104.8%	101.3%	100.2%	102.8%	100.4%	101.6%	93.6%
R3比	-	97.0%	100.8%	105.9%	107.1%	107.45	110.5%	111.0%	112.9%	105.7%

[8] 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。本人の生活状態のみならず、家族の介護負担軽減を図る上で重要なサービスとなっています。



短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	1	2	0	2	2	2	2	2	2	2
要介護	89	85	97	91	92	93	97	104	107	96
計	90	87	97	93	94	95	99	106	109	98
前年比	-	96.6%	111.4%	95.8%	101.0%	101.0%	104.2%	107.0%	102.8%	89.9%
R3比	-	96.6%	107.7%	103.3%	104.4%	105.5%	110.0%	117.7%	121.1%	108.8%

利用日数の推移と推計結果 (月平均)

(日)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	4	10	7	7	7	7	7	7	7	7
要介護	1,706	1,511	1,475	1,352	1,366	1,360	1,430	1,546	1,604	1,422
計	1,710	1,521	1,482	1,359	1,373	1,367	1,437	1,553	1,611	1,429
前年比	-	88.9%	97.4%	91.7%	101.0%	99.5%	105.1%	108.0%	103.7%	88.7%
R3比	-	88.9%	86.6%	79.4%	80.2%	79.4%	84.0%	90.8%	94.2%	83.5%

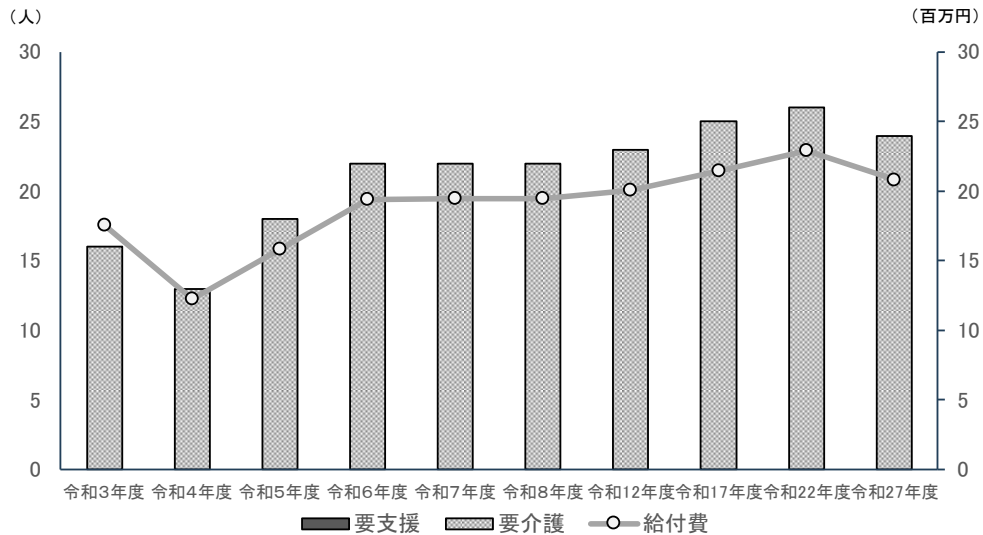
年間給付費の推移と推計結果

(千円)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	386	769	0	622	622	622	622	622	622	622
要介護	170,507	156,055	170,507	156,055	152,649	142,556	151,157	163,774	170,684	150,879
計	170,893	156,824	170,507	156,677	153,271	143,178	151,779	164,396	171,306	151,501
前年比	-	91.7%	91.8%	91.8%	97.7%	93.4%	107.0%	108.3%	104.2%	88.4%
R3比	-	91.7%	99.7%	91.6%	89.3%	83.7%	88.8%	96.1%	100.2%	88.6%

[9] 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護医療院や介護療養型医療施設に短期間入所し、医学的管理のもとで、看護、介護、機能訓練、日常生活上の世話をを行うサービスです。



短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護
利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護	16	13	18	22	22	22	23	25	26	24
計	16	13	18	22	22	22	23	25	26	24
前年比	-	81.3%	138.4%	122.2%	100.0%	100.0%	104.5%	108.6%	104.0%	92.3%
R3比	-	81.3%	112.5%	137.5%	137.5%	137.5%	143.7%	156.2%	162.5%	150.0%

利用日数の推移と推計結果 (月平均)

(日)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護	141	93	125	146	146	146	146	146	146	146
計	141	93	125	146	146	146	146	146	146	146
前年比	-	65.9%	134.4%	116.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
R3比	-	65.9%	88.6%	103.5%	103.5%	103.5%	103.5%	103.5%	103.5%	103.5%

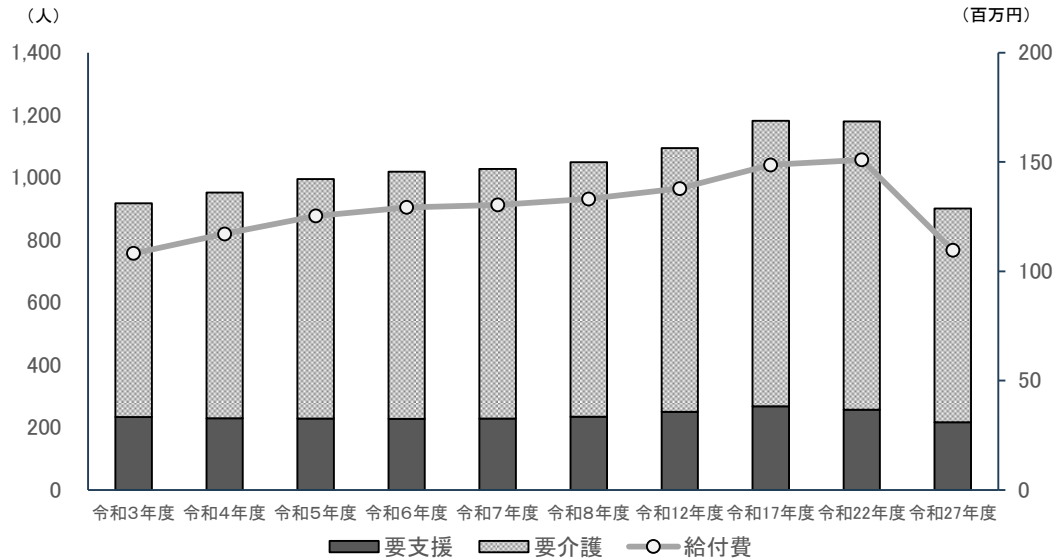
年間給付費の推移と推計結果

(千円)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	0	33	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護	17,525	12,243	15,835	19,413	19,437	19,437	20,079	21,468	22,938	20,826
計	17,525	12,276	15,835	19,413	19,437	19,437	20,079	21,468	22,938	20,826
前年比	-	70.0%	128.9%	122.5%	100.1%	100.0%	103.3%	106.9%	106.8%	90.8%
R3比	-	70.0%	90.3%	110.7%	110.9%	110.9%	114.5%	122.4%	130.8%	118.8%

[10] 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

在宅での介護に必要な福祉用具（車いす、特殊ベッドなど）の貸与（レンタル）を行うサービスです。サービスの利用率は高く、広く利用されているサービスです。



福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与
利用者数の推移と推計結果（月平均）

(人)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	233	229	228	227	228	234	250	268	257	217
要介護	685	723	767	792	800	815	845	914	923	684
計	918	952	995	1,019	1,028	1,049	1,095	1,182	1,180	901
前年比	-	103.7%	104.5%	102.4%	100.8%	102.0%	104.3%	107.9%	99.8%	76.3%
R3比	-	103.7%	108.3%	111.0%	111.9%	114.2%	119.2%	128.7%	128.5%	98.1%

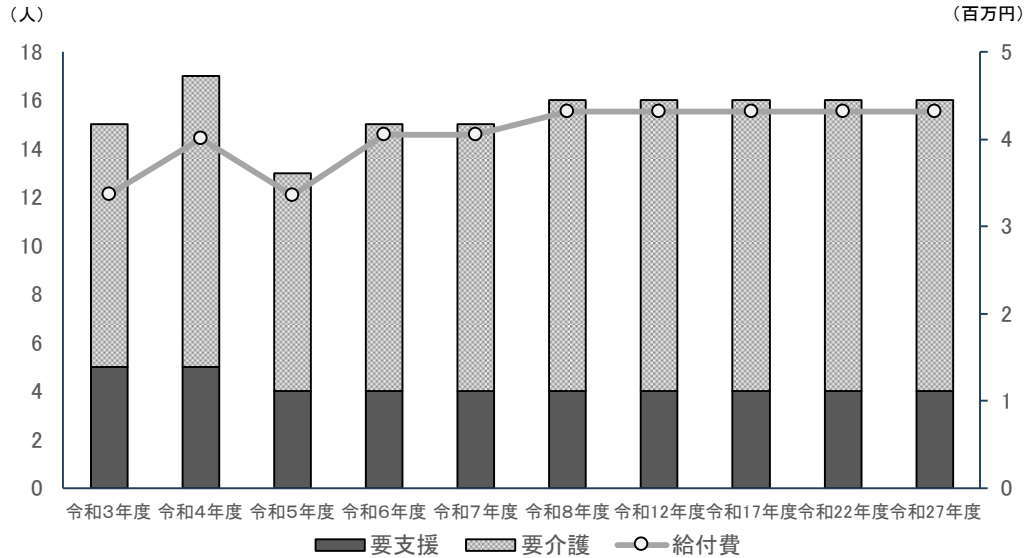
年間給付費の推移と推計結果

(千円)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	12,340	12,886	13,694	13,675	13,586	13,651	14,934	16,052	15,434	12,939
要介護	95,874	104,216	111,633	115,598	116,830	119,455	122,983	132,652	135,608	96,784
計	108,214	117,102	125,327	129,273	130,416	133,106	137,917	148,704	151,042	109,723
前年比	-	108.2%	107.0%	103.1%	100.6%	102.0%	103.6%	107.8%	101.5%	72.6%
R3比	-	108.2%	115.8%	119.4%	120.5%	123.0%	127.4%	137.4%	139.5%	101.3%

[11] 特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費

在宅での介護に必要な福祉用具（腰かけ便座、入浴用いすなど）の購入費を支給するサービスです。



特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費
利用者数の推移と推計結果（月平均）

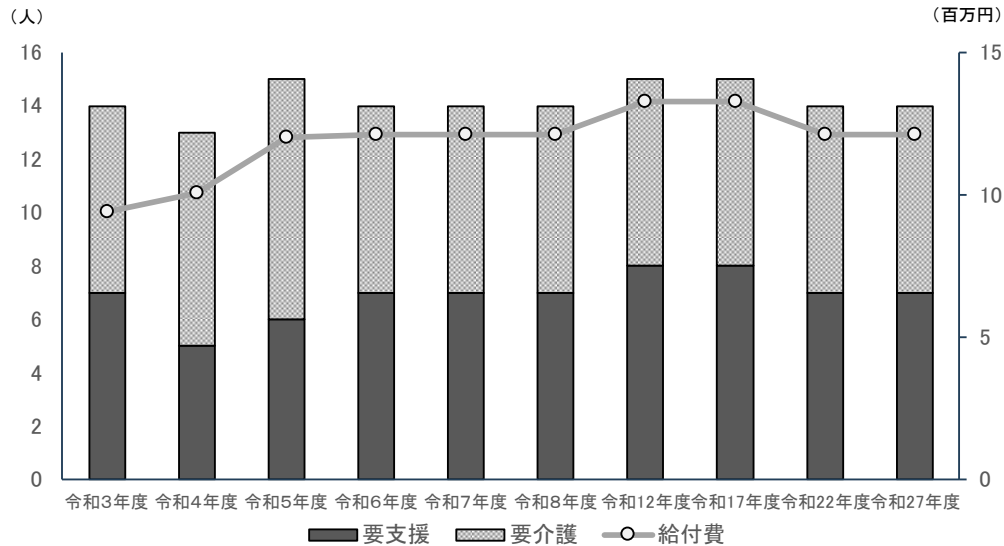
	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4
要介護	10	12	9	11	11	12	12	12	12	12
計	15	17	13	15	15	16	16	16	16	16
前年比	-	113.3%	76.4%	115.3%	115.3%	106.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
R3比	-	113.3%	86.6%	100.0%	100.0%	106.6%	106.6%	106.6%	106.6%	106.6%

年間給付費の推移と推計結果

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	901	1,040	983	983	983	983	983	983	983	983
要介護	2,465	2,965	2,374	3,069	3,069	3,334	3,334	3,334	3,334	3,334
計	3,366	4,005	3,357	4,052	4,052	4,317	4,317	4,317	4,317	4,317
前年比	-	118.9%	83.8%	120.7%	100.0%	106.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
R3比	-	118.9%	99.7%	120.3%	120.3%	128.2%	128.2%	128.2%	128.2%	128.2%

[12] 住宅改修費／介護予防住宅改修費

在宅での介護等に必要な住宅改修費（手すりの取り付けや段差の解消など）を支給するサービスです。



住宅改修費／介護予防住宅改修費
利用者数の推移と推計結果（月平均）

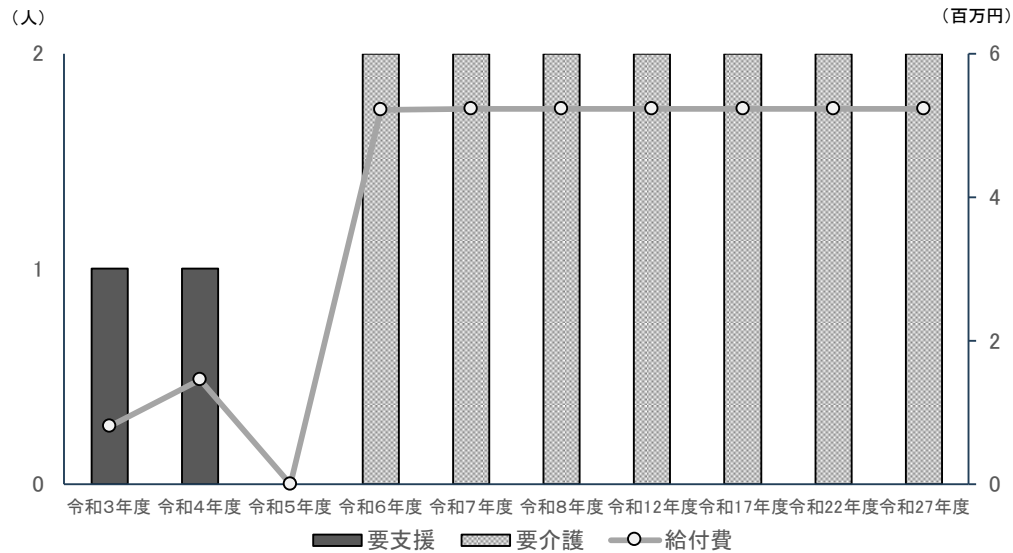
	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	7	5	6	7	7	7	8	8	7	7
要介護	7	8	9	7	7	7	7	7	7	7
計	14	13	15	14	14	14	15	15	14	14
前年比	-	92.8%	115.3%	93.3%	93.3%	93.3%	107.1%	100.0%	93.3%	100.0%
R3比	-	92.8%	107.1%	100.0%	100.0%	100.0%	107.1%	107.1%	100.0%	100.0%

年間給付費の推移と推計結果

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	4,090	4,249	5,912	7,079	7,079	7,079	8,246	8,246	7,079	7,079
要介護	5,324	5,820	6,097	5,032	5,032	5,032	5,032	5,032	5,032	5,032
計	9,414	10,069	12,009	12,111	12,111	12,111	13,278	13,278	12,111	12,111
前年比	-	106.9%	119.2%	100.8%	100.0%	100.0%	109.6%	100.0%	91.2%	100.0%
R3比	-	106.9%	127.5%	128.6%	128.6%	128.6%	141.0%	141.0%	128.6%	128.6%

[13] 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の入居者である要介護・要支援認定者について、入浴・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や機能訓練・療養上の世話をを行うサービスです。



特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護
利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2
計	1	1	0	2	2	2	2	2	2	2
前年比	-	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
R3比	-	100.0%	0.0%	200.0%	200.0%	200.0%	200.0%	200.0%	200.0%	200.0%

年間給付費の推移と推計結果

(千円)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	800	472	0	-	-	-	-	-	-	-
要介護	0	981	0	5,224	5,231	5,231	5,231	5,231	5,231	5,231
計	800	1,453	0	5,224	5,231	5,231	5,231	5,231	5,231	5,231
前年比	-	181.6%	0.0%	0.0%	100.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
R3比	-	181.6%	0.0%	653.0%	653.8%	653.8%	653.8%	653.8%	653.8%	653.8%

◆地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者が要介護・要支援状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするという観点から創設され、介護保険の対象としてサービスを利用できるのは、原則として本市の住民のみになります。サービス提供事業者をはじめ医療機関、近隣自治体との連携を密にし、サービスの必要性等について引き続き検討していきます。

[1] 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

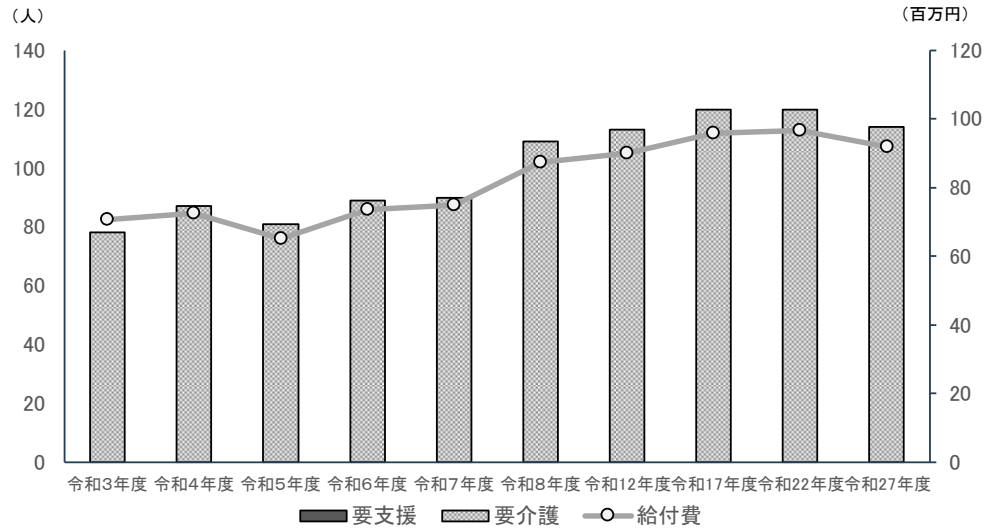
重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

[2] 夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回家庭訪問や利用者の通報に応じた随時の家庭訪問により、入浴、排泄、食事などの日常生活上の世話などを行うサービスです。

[3] 地域密着型通所介護

小規模な通所介護事業所（利用定員 18 人以下）が行う通所サービスで、日常動作訓練、入浴、食事などを提供するものです。



地域密着型通所介護

利用者数の推移と推計結果（月平均）

(人)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	78	87	81	89	90	109	113	120	120	114
計	78	87	81	89	90	109	113	120	120	114
前年比	-	111.5%	93.1%	109.9%	101.1%	119.8%	103.7%	106.2%	100.0%	95.0%
R3比	-	111.5%	103.8%	114.1%	115.4%	139.7%	144.9%	153.8%	153.8%	146.2%

利用回数の推移と推計結果（月平均）

(回)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	870	891	785	872	885	1,041	1,077	1,147	1,151	1,094
計	870	891	785	872	885	1,041	1,077	1,147	1,151	1,094
前年比	-	102.4%	88.1%	111.1%	112.9%	117.6%	103.5%	106.5%	100.3%	95.0%
R3比	-	102.4%	90.2%	100.2%	101.7%	119.7%	12.8%	131.8%	132.3%	125.7%

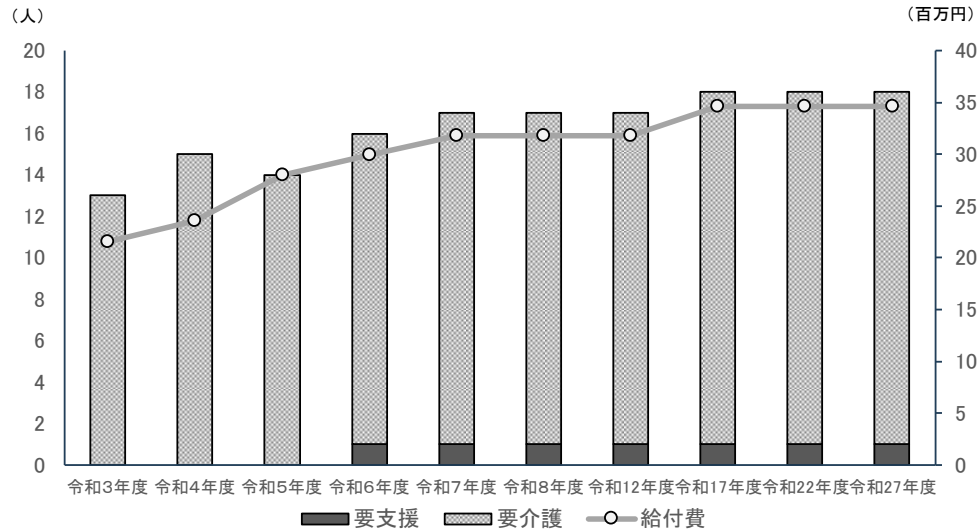
年間給付費の推移と推計結果

(千円)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	70,636	72,667	65,168	73,668	75,036	87,317	89,978	95,906	96,567	91,914
計	70,636	72,667	65,168	73,668	75,036	87,317	89,978	95,906	96,567	91,914
前年比	-	102.8%	89.7%	113.0%	101.9%	116.5%	103.0%	106.6%	100.7%	95.2%
R3比	-	102.8	92.3%	104.3%	106.2%	123.8%	127.4%	135.8%	136.7%	130.1%

[4] 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症の状態にある要介護・要支援認定者が、通所施設等に通い、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。



認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護
利用者数の推移と推計結果（月平均）

(人)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1
要介護	13	15	14	15	16	16	16	17	17	17
計	13	15	14	16	17	17	17	18	18	18
前年比	-	115.3%	93.3%	114.3%	106.3%	100.0%	100.0%	105.9%	100.0%	100.0%
R3比	-	115.3%	107.7%	123.1%	130.8%	130.8%	130.8%	138.5%	138.5%	138.5%

利用回数の推移と推計結果（月平均）

(回)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1
要介護	168	181	213	222	235	235	235	255	255	255
計	168	181	213	223	236	236	236	256	256	256
前年比	-	107.7%	117.7%	104.7%	105.8%	100.0%	100.0%	108.5%	100.0%	100.0%
R3比	-	107.7%	126.8%	132.7%	140.5%	140.5%	140.5%	152.4%	152.4%	152.4%

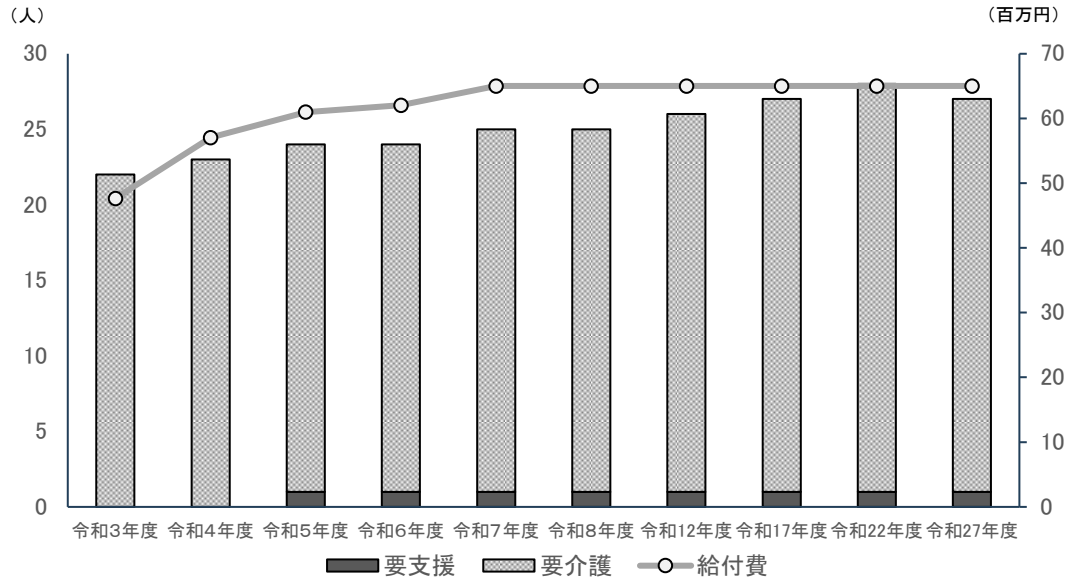
年間給付費の推移と推計結果

(千円)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	0	0	0	92	92	92	92	92	92	92
要介護	21,551	23,602	27,958	29,832	31,700	31,700	31,700	34,544	34,544	34,544
計	21,551	23,602	27,958	29,924	31,792	31,792	31,792	34,636	34,636	34,636
前年比	-	109.5%	118.5%	107.0%	106.2%	100.0%	100.0%	108.9%	100.0%	100.0%
R3比	-	109.5%	129.7%	138.9%	147.5%	147.5%	147.5%	160.7%	160.7%	160.7%

[5] 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模の住宅型施設で、施設への通いを中心に、居宅への訪問、短期間の宿泊を組み合わせて、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練を行うサービスです。



小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護
利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
要介護	22	23	23	23	24	24	25	26	27	26
計	22	23	24	24	25	25	26	27	28	27
前年比	-	104.5%	100.0%	100.0%	104.2%	100.0%	104.0%	103.8%	103.7%	96.4%
R3比	-	104.5%	104.5%	109.1%	113.6%	113.6%	118.2%	122.7%	127.3%	122.7%

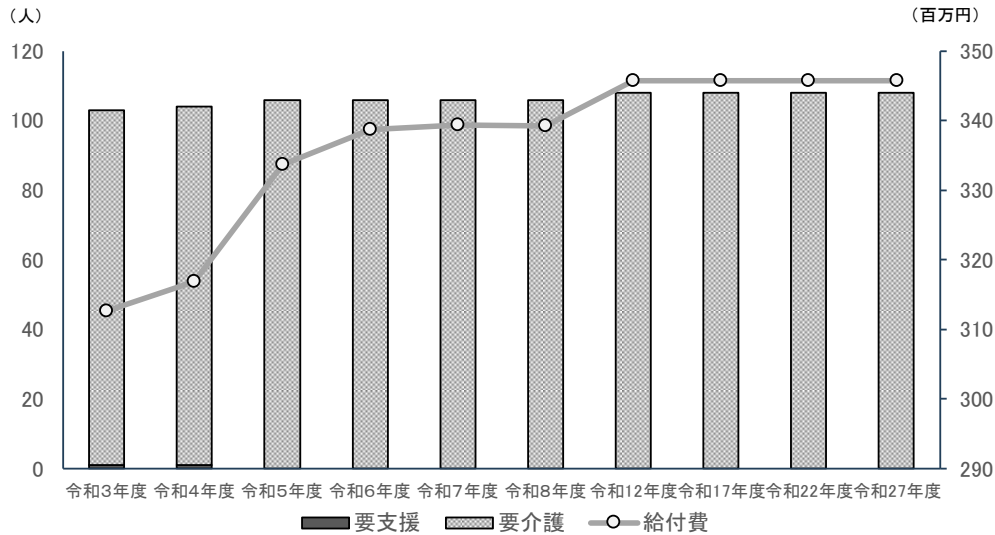
年間給付費の推移と推計結果

(千円)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	0	420	1,001	1,015	1,017	1,017	1,017	1,017	1,017	1,017
要介護	47,638	56,613	60,974	61,009	63,997	63,997	66,129	69,520	72,431	69,520
計	47,638	57,033	60,974	62,024	65,014	65,014	67,146	70,537	73,448	70,537
前年比	-	119.7%	106.9%	101.7%	104.8%	100.0%	103.2%	105.0%	104.1%	96.0%
R3比	-	119.7%	128.0%	130.1%	136.4%	136.4%	140.9%	148.0%	154.1%	148.0%

[6] 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要介護・要支援認定者に対し、少人数で共同生活を営む住居で、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。



認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護
利用者数の推移と推計結果 (月平均)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護	102	103	106	106	106	106	108	108	108	108
計	103	104	106	106	106	106	108	108	108	108
前年比	-	100.9%	101.9%	100.0%	100.0%	100.0%	101.9%	100.0%	100.0%	100.0%
R3比	-	100.9%	102.9%	102.9%	102.9%	102.9%	104.9%	104.9%	104.9%	104.9%

年間給付費の推移と推計結果

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	3,023	3,154	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護	309,668	313,688	333,720	338,780	339,393	339,266	345,761	345,761	345,761	345,761
計	312,691	316,842	333,720	338,780	339,393	339,266	345,761	345,761	345,761	345,761
前年比	-	101.3%	105.3%	101.5%	100.2%	100.0%	101.9%	100.0%	100.0%	100.0%
R3比	-	101.3%	106.7%	108.3%	108.5%	108.5%	110.6%	110.6%	110.6%	110.6%

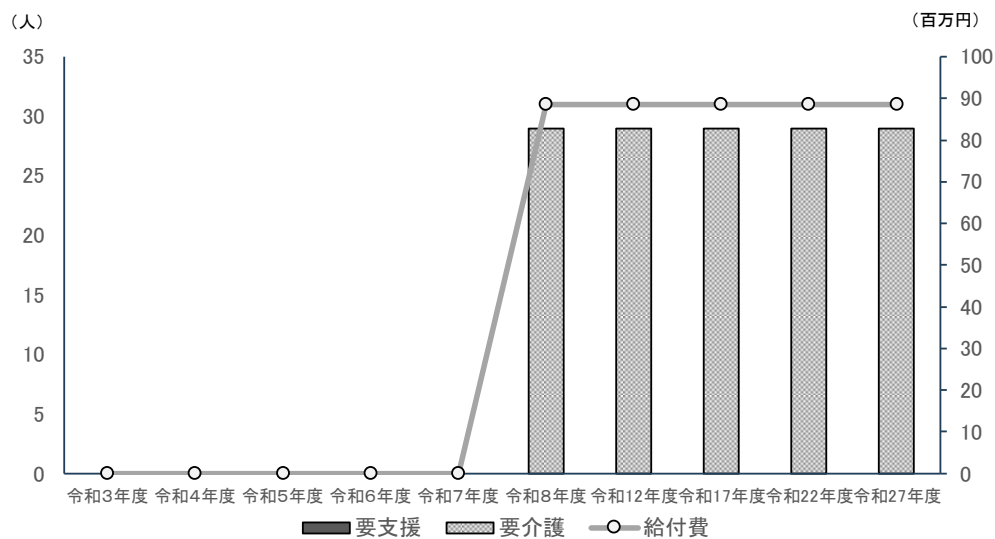
[7] 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の特定施設に入居している要介護認定者について、その地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、担当する者などを定めた計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うサービスです。

[8] 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護認定者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。

現在、計画年度内のサービス提供事業所の新設に向け協議しています



利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護	0	0	0	0	0	29	29	29	29	29
計	0	0	0	0	0	29	29	29	29	29
前年比	-	-	-	-	-	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
R3比	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

年間給付費の推移と推計結果

(千円)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護	0	0	0	0	0	88,526	88,526	88,526	88,526	88,526
計	0	0	0	0	0	88,526	88,526	88,526	88,526	88,526
前年比	-	-	-	-	-	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
R3比	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

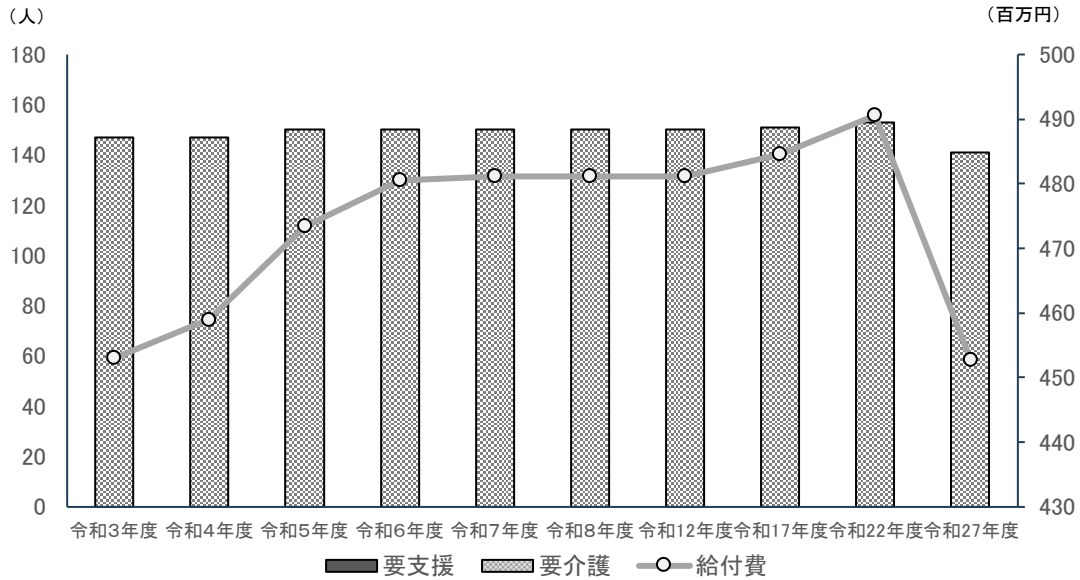
[9] 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。1つの事業所からサービスが組み合わせられ提供されるため、サービス間の調整が行いやすく、柔軟なサービス提供が可能になることや、一体的に提供する複合型事業所の創設により、医療ニーズの高い要介護認定者への支援を充実することが可能となります。

◆施設サービス

[1] 介護老人福祉施設

常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護認定者に、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。



介護老人福祉施設

利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	147	147	150	150	150	150	150	151	153	141
計	147	147	150	150	150	150	150	151	153	141
前年比	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.6%	101.3%	92.1%
R3比	-	100.0%	102.0%	102.0%	102.0%	102.0%	102.0%	102.7%	104.0%	95.9%

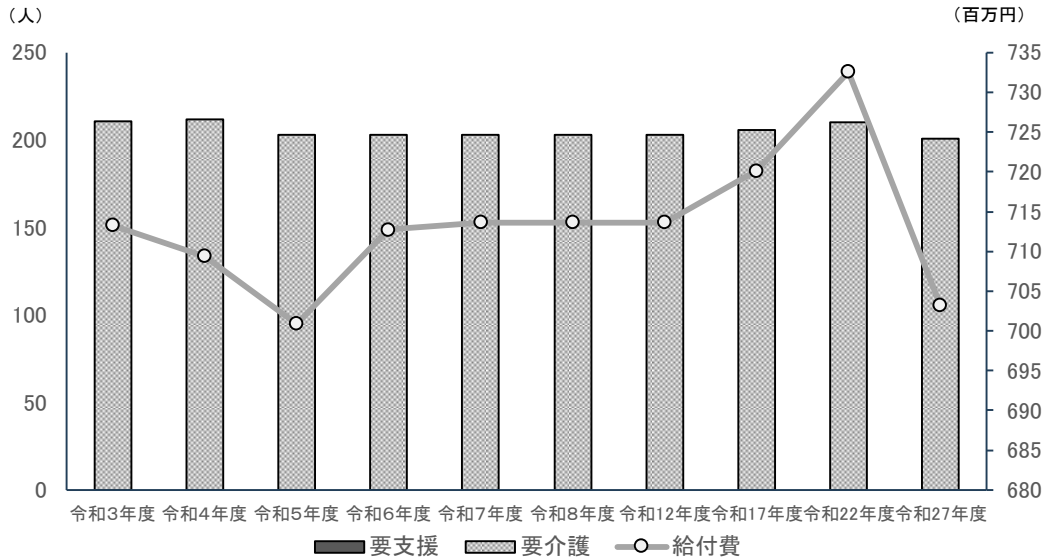
年間給付費の推移と推計結果

(千円)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	452,948	458,954	473,461	480,555	481,164	481,164	481,164	484,532	490,599	452,642
計	452,948	458,954	473,461	480,555	481,164	481,164	481,164	484,532	490,599	452,642
前年比	-	101.3%	103.15%	101.4%	100.1%	100.0%	100.0%	100.6%	101.2%	92.2%
R3比	-	101.3%	104.5%	106.0%	106.2%	106.2%	106.2%	106.9%	108.3%	99.9%

[2] 介護老人保健施設

症状安定期にある要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うサービスです。



介護老人保健施設

利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	211	212	203	203	203	203	203	206	210	201
計	211	212	203	203	203	203	203	206	210	201
前年比	-	100.4%	95.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	101.4%	101.9%	95.7%
R3比	-	100.4%	96.2%	96.2%	96.2%	96.2%	96.2%	97.6%	99.5%	95.2%

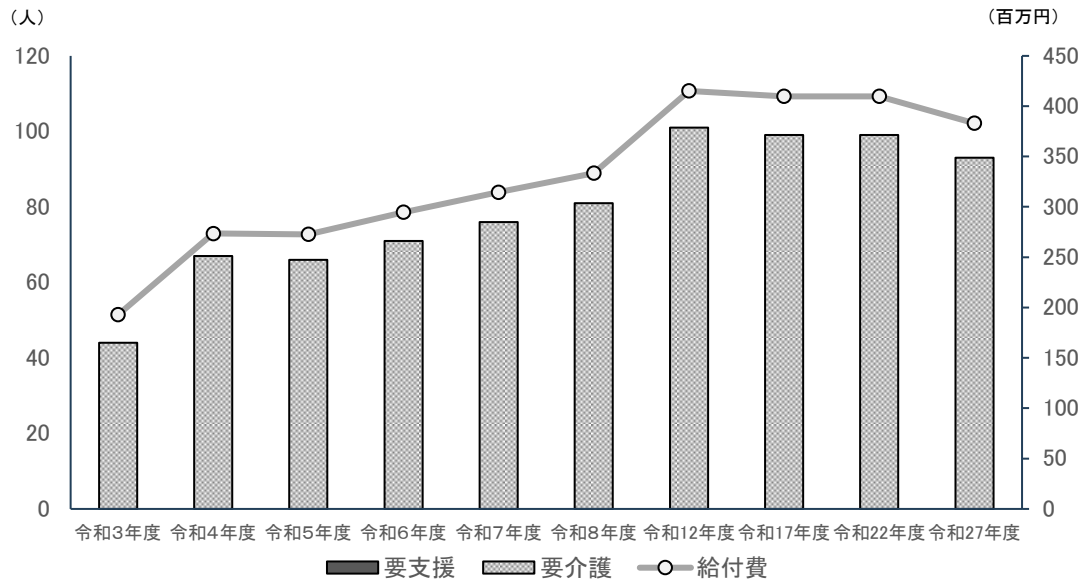
年間給付費の推移と推計結果

(千円)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	713,282	709,320	700,838	712,709	713,611	713,611	713,611	720,125	732,571	703,240
計	713,282	709,320	700,838	712,709	713,611	713,611	713,611	720,125	732,571	703,240
前年比	-	99.4%	98.8%	101.7%	100.1%	100.0%	100.0%	100.9%	101.7%	96.0%
R3比	-	99.4%	98.3%	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	101.0%	102.7%	98.6%

[3] 介護医療院

2017年度末で廃止となった「介護療養型医療施設」に代わり、長期的な医療と介護の両方を必要とする高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を提供できる施設です。



介護医療院

利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	44	67	66	71	76	81	101	99	99	93
計	44	67	66	71	76	81	101	99	99	93
前年比	-	152.2%	98.5%	107.6%	107.0%	106.6%	124.7%	98.0%	100.0%	93.9%
R3比	-	152.2%	150.0%	161.4%	172.7%	184.1%	229.5%	225.0%	225.0%	211.4%

年間給付費の推移と推計結果

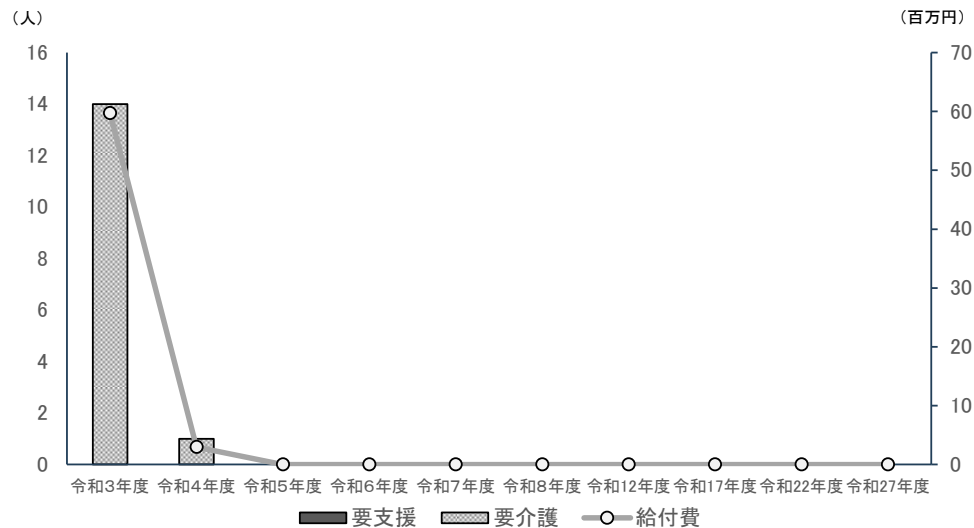
(千円)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	192,843	273,491	272,680	294,726	314,500	333,392	415,253	409,755	409,755	382,988
計	192,843	273,491	272,680	294,726	314,500	333,392	415,253	409,755	409,755	382,988
前年比	-	141.8%	99.7%	108.1%	106.7%	106.0%	124.6%	98.7%	100.0%	93.5%
R3比	-	141.8%	141.4%	152.8%	163.1%	172.9%	215.3%	212.5%	212.5%	198.6%

[4] 介護療養型医療施設

症状が安定し、かつ長期療養が必要な要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話などを行うサービスです。

平成 29 年度（2017 年度）末をもって廃止されることとなっていました。法改正に伴いさらに 6 年間の経過措置が設けられ、令和 5 年度（2023 年度）末に廃止となっています。



介護療養型医療施設

利用者数の推移と推計結果（月平均）

(人)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	14	1	0	-	-	-	-	-	-	-
計	14	1	0	-	-	-	-	-	-	-
前年比	-	7.14%	0.0%	-	-	-	-	-	-	-
R3比	-	7.14%	0.0%	-	-	-	-	-	-	-

年間給付費の推移と推計結果

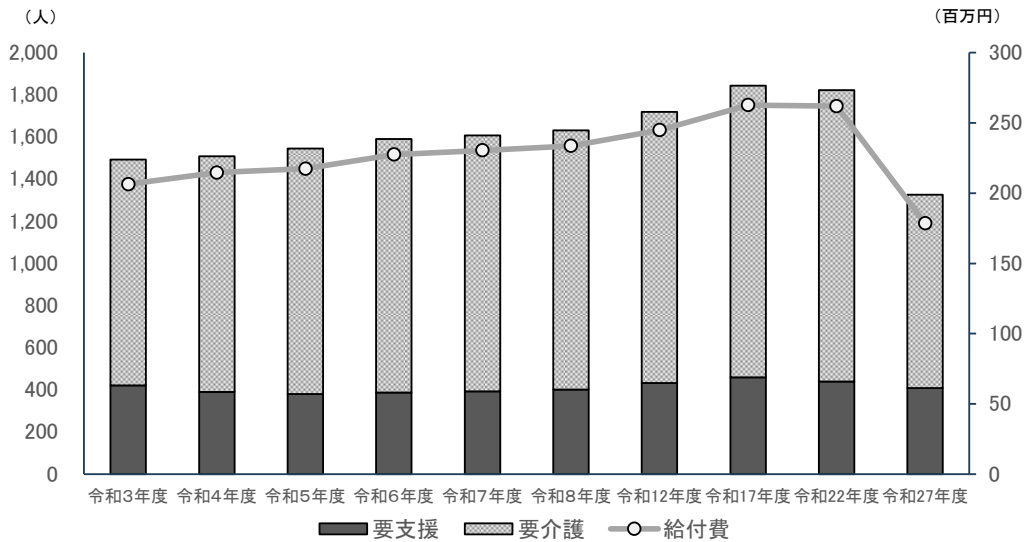
(千円)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	59,708	2,968	0	-	-	-	-	-	-	-
計	59,708	2,968	0	-	-	-	-	-	-	-
前年比	-	4.97%	0.0%	-	-	-	-	-	-	-
R3比	-	4.97%	0.0%	-	-	-	-	-	-	-

◆居宅介護支援

[1] 居宅介護支援／介護予防支援

居宅サービス等を適切に利用できるようなサービスの種類、内容等を定めた計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス提供事業者等と連絡調整その他の必要な支援を行うサービスです。



居宅介護支援／介護予防支援

利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	421	390	381	388	393	401	432	459	440	408
要介護	1,072	1,119	1,164	1,202	1,214	1,230	1,287	1,385	1,382	918
計	1,493	1,509	1,545	1,590	1,607	1,631	1,719	1,844	1,822	1,326
前年比	-	101.0%	102.4%	102.9%	101.1%	101.5%	105.4%	107.3%	98.8%	72.8%
R3比	-	101.0%	103.5%	106.5%	107.6%	109.2%	115.1%	123.5%	122.0%	88.8%

年間給付費の推移と推計結果

(千円)

	第8期実績値			第9期推計値			第10期以降推計値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援	22,646	21,285	20,521	21,198	21,499	21,936	23,634	25,108	24,067	22,316
要介護	183,689	193,383	196,903	206,303	208,956	211,652	221,223	237,548	237,807	156,328
計	206,335	214,668	217,424	227,501	230,455	233,588	244,857	262,656	261,874	178,644
前年比	-	104.0%	101.3%	104.6%	101.3%	101.4%	104.8%	107.3%	99.7%	70.9%
R3比	-	104.0%	105.4%	110.3%	111.7%	113.2%	118.7%	127.3%	126.9%	86.6%

4 第9期の介護保険料

(1) 介護保険事業費

①標準給付費見込額

介護給付費・予防給付費に、利用者負担の軽減を行うための費用（特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費等）、国保連合会への手数料の費用を加えて第9期計画期間の標準給付費を見込みます。

(単位：円)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
標準給付費見込額(C=D+E)	4,143,509,606	4,194,924,445	4,332,144,678	12,670,578,729
保険給付費見込額(D=d1+d2+d3+d4)	4,137,374,221	4,188,744,695	4,325,868,978	12,651,987,894
総給付費(d1=A+B)	3,918,412	3,968,197	4,101,900	11,988,509
介護給付費(A)	3,742,506	3,791,479	3,924,125	11,458,110
予防給付費(B)	175,906	176,718	177,775	530,399
特定入所者介護サービス費等給付額(d2) (財政影響額調整後)	112,448,148	113,262,369	115,019,370	340,729,887
高額介護サービス費等給付額(d3) (財政影響額調整後)	96,744,354	97,444,866	98,956,496	293,145,716
高額医療合算介護サービス費等給付額(d4)	9,769,719	9,840,460	9,993,112	29,603,291
算定対象審査支払手数料(E)	6,135,385	6,179,750	6,275,700	18,590,835

(単位：円)

	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)	令和27年度 (2045年度)
標準給付費見込額(C=D+E)	4,489,121,299	4,581,250,426	4,637,469,268	4,323,146,631
保険給付費見込額(D=d1+d2+d3+d4)	4,482,469,209	4,574,079,256	4,630,316,813	4,316,452,456
総給付費(d1=A+B)	4,248,666	4,322,032	4,378,927	4,081,170
介護給付費(A)	4,058,678	4,128,916	4,188,637	3,905,916
予防給付費(B)	189,988	193,116	190,290	175,254
特定入所者介護サービス費等給付額(d2) (財政影響額調整後)	120,069,744	129,438,983	129,101,352	120,829,412
高額介護サービス費等給付額(d3) (財政影響額調整後)	103,140,916	111,189,170	110,899,143	103,793,477
高額医療合算介護サービス費等給付額(d4)	10,592,549	11,419,103	11,389,318	10,659,567
算定対象審査支払手数料(E)	6,652,090	7,171,170	7,152,455	6,694,175

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

②地域支援事業費

地域支援事業費は、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業）を行うための費用です。

[第9期]

		実績			第9期計画		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
(1)介護予防・日常生活支援総合事業		82,527,010	76,627,011	92,378,190	89,026,730	89,026,730	89,026,730
訪問介護相当サービス	事業費(千円)	2,071,156	2,232,027	2,669,000	2,232,027	2,232,027	2,232,027
	人数(人)	10	13	16	13	13	13
訪問型サービスA	事業費(千円)	12,504,142	10,330,340	12,355,000	12,504,142	12,504,142	12,504,142
	人数(人)	106	94	85	106	106	106
訪問型サービスB	事業費(千円)	0	0	0	0	0	0
訪問型サービスC	事業費(千円)	0	0	0	0	0	0
訪問型サービスD	事業費(千円)	0	0	0	0	0	0
訪問型サービス(その他)	事業費(千円)	55,550	88,000	120,000	88,000	88,000	88,000
通所介護相当サービス	事業費(千円)	29,169,486	25,343,378	30,310,000	29,169,486	29,169,486	29,169,486
	人数(人)	90	81	77	90	90	90
通所型サービスA	事業費(千円)	2,982,555	2,876,315	3,440,000	2,982,555	2,982,555	2,982,555
	人数(人)	16	15	12	16	16	16
通所型サービスB	事業費(千円)	0	0	0	0	0	0
通所型サービスC	事業費(千円)	312,000	132,000	360,000	312,000	312,000	312,000
通所型サービス(その他)	事業費(千円)	0	0	0	0	0	0
栄養改善や見守りを目的とした配食	事業費(千円)	0	0	0	0	0	0
定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り	事業費(千円)	0	0	0	0	0	0
その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	事業費(千円)	0	0	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	事業費(千円)	6,134,984	5,421,024	6,482,000	6,134,984	6,134,984	6,134,984
介護予防把握事業	事業費(千円)	0	0	0	0	0	0
介護予防普及啓発事業	事業費(千円)	14,778,685	14,390,124	17,407,000	19,778,685	19,778,685	19,887,685
地域介護予防活動支援事業	事業費(千円)	13,572,442	14,113,149	17,740,000	14,113,149	14,113,149	14,113,149
一般介護予防事業評価事業	事業費(千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
地域リハビリテーション活動支援事業	事業費(千円)	442,895	1,208,809	915,000	1,208,809	1,208,809	1,208,809
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	事業費(千円)	402,893	391,642	480,000	402,893	402,893	402,893

	実績			第9期計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
(2) 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	22,156,514	27,806,224	32,875,000	27,848,724	27,848,724	27,848,724
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	事業費(千円)	17,746,697	22,442,736	25,260,000	22,485,236	22,485,236
任意事業	事業費(千円)	4,409,817	5,363,488	7,615,000	5,363,488	5,363,488
(3) 包括的支援事業(社会保障充実分)	21,089,215	22,064,179	25,542,000	22,908,746	22,908,746	22,908,746
在宅医療・介護連携推進事業	事業費(千円)	4,081,622	4,151,014	4,082,000	4,819,000	4,819,000
生活支援体制整備事業	事業費(千円)	5,547,663	6,465,881	7,689,000	6,465,881	6,465,881
認知症初期集中支援推進事業	事業費(千円)	6,367,076	6,358,042	7,470,000	6,367,076	6,367,076
認知症地域支援・ケア向上事業	事業費(千円)	4,664,182	4,496,635	5,240,000	4,664,182	4,664,182
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	事業費(千円)	0	0	0	0	0
地域ケア会議推進事業	事業費(千円)	428,672	592,607	1,061,000	592,607	592,607
地域支援事業費計	事業費(千円)	125,772,517	126,497,211	150,795,000	139,784,200	139,784,200

※事業費は年間累計の金額、人数は1月当たりの利用者数

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

[中期推計]

		令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)	令和27年度 (2045年度)
(1)介護予防・日常生活支援総合事業		83,388,729	77,470,584	72,380,511	67,442,375
訪問介護相当 サービス	事業費(千円)	2,726,832	2,557,657	2,386,189	2,204,947
	人数(人)	15	14	13	12
訪問型サービスA	事業費(千円)	9,175,858	8,606,580	8,029,586	7,419,703
	人数(人)	80	75	70	65
訪問型サービスB	事業費(千円)	0	0	0	0
訪問型サービスC	事業費(千円)	0	0	0	0
訪問型サービスD	事業費(千円)	0	0	0	0
訪問型サービス (その他)	事業費(千円)	111,082	107,032	100,117	93,918
通所介護相当 サービス	事業費(千円)	23,239,777	21,797,960	20,336,604	18,791,948
	人数(人)	72	68	62	58
通所型サービスA	事業費(千円)	2,027,768	1,901,964	1,774,454	1,639,676
	人数(人)	11	11	10	9
通所型サービスB	事業費(千円)	0	0	0	0
通所型サービスC	事業費(千円)	289,924	279,354	261,305	245,126
通所型サービス (その他)	事業費(千円)	0	0	0	0
栄養改善や見守り を目的とした配食	事業費(千円)	0	0	0	0
定期的な安否確認、 緊急時の対応、 住民ボランティア等 の見守り	事業費(千円)	0	0	0	0
その他、訪問型サ ービス・通所型サ ービスの一体的提供 等	事業費(千円)	0	0	0	0
介護予防ケアマネ ジメント	事業費(千円)	5,964,994	5,748,492	5,377,090	5,044,162
介護予防把握事業	事業費(千円)	0	0	0	0
介護予防普及啓発 事業	事業費(千円)	20,661,754	17,981,404	16,819,649	15,778,246
地域介護予防活動 支援事業	事業費(千円)	17,181,033	16,554,665	15,485,090	14,526,317
一般介護予防事業 評価事業	事業費(千円)	111,082	107,032	100,117	93,918
地域リハビリテーシ ョン活動支援事業	事業費(千円)	1,466,281	1,412,825	1,321,544	1,239,719
上記以外の介護予 防・日常生活総合 事業	事業費(千円)	431,344	415,619	388,766	364,695

		令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)	令和27年度 (2045年度)
(2) 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業		27,625,193	26,486,480	26,106,149	24,808,016
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	事業費(千円)	22,346,648	21,425,517	21,117,859	20,067,769
任意事業	事業費(千円)	5,278,545	5,060,963	4,988,290	4,740,247
(3) 包括的支援事業(社会保障充実分)		22,969,000	22,969,000	22,969,000	22,969,000
在宅医療・介護連携推進事業	事業費(千円)	4,819,000	4,819,000	4,819,000	4,819,000
生活支援体制整備事業	事業費(千円)	6,500,000	6,500,000	6,500,000	6,500,000
認知症初期集中支援推進事業	事業費(千円)	6,400,000	6,400,000	6,400,000	6,400,000
認知症地域支援・ケア向上事業	事業費(千円)	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	事業費(千円)	0	0	0	0
地域ケア会議推進事業	事業費(千円)	650,000	650,000	650,000	650,000
地域支援事業費計	事業費(千円)	133,982,922	126,926,064	121,455,660	115,219,391

※事業費は年間累計の金額、人数は1月当たりの利用者数

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

(2) 第1号被保険者の所得段階別の人数の見込み

本市における第1号被保険者の所得段階別の人数は以下のとおりに推計しました。

	合計			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
第1段階	7,788	2,609	2,597	2,582
第2段階	4,151	1,391	1,384	1,376
第3段階	3,497	1,172	1,166	1,159
第4段階	3,829	1,283	1,277	1,269
第5段階	4,715	1,580	1,572	1,563
第6段階	5,618	1,883	1,873	1,862
第7段階	5,280	1,770	1,760	1,750
第8段階	1,968	660	656	652
第9段階	642	215	214	213
第10段階	306	103	102	101
第11段階	184	62	61	61
第12段階	99	33	33	33
第13段階	357	120	119	118
合計	38,434	12,881	12,814	12,739
所得段階別加入割合補正後 被保険者数	36,662	12,289	12,222	12,151

(3) 保険料基準額の算定

第9期保険料基準額の算定は下記のとおりです。

はじめに今後3年間の標準給付費、地域支援事業費見込額の合計(A)に第1号被保険者負担割合(23%で算定)を乗じて第1号被保険者負担分相当額(B)を求めます。

次に本来の交付割合による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付金見込額の差(C-D)、財政安定化基金への償還金(E)を加算し、基金取崩の額(F)、保険者機能強化推進交付金(G)を差し引きます。

この保険料収納必要額を予定保険料収納率と被保険者数、月数で割ったものが第1号被保険者の基準額(月額)となります。

項目	金額
標準給付費+地域支援事業費計[A]	13,089,931 千円
第1号被保険者負担分相当額[B]=[A]×23%	3,010,684 千円
調整交付金相当額[C]	646,883 千円
調整交付金見込額[D]	803,682 千円
財政安定化基金償還金[E]※1	0 千円
介護給付費準備基金取崩額[F]	122,400 千円
保険者機能強化推進交付金等[G]	31,027 千円
保険料収納必要額[H] =[B]+[C]-[D]+[E]-[F]-[G]	2,700,458 千円

項目	数値
保険料収納必要額[H]	2,700,458 千円
予定保険料収納率[I]	99.0%
所得段階別加入割合補正後被保険者数[J]※2	36,662 人
第9期の1号被保険者の介護保険料の基準額保険料[K]月額 [K]=[H]÷[I]÷[J]÷12 か月	6,200 円

※1 本市は財政安定化基金からの借入れを行っていないため、償還金(基金への返済)はありません。

※2 第1号被保険者保険料に不足を生じないように、所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた数の合計(=所得段階別加入割合補正後被保険者数)を被保険者数とみなして基準額を算定します。

(4) 所得段階別の介護保険料

■所得段階別対象者と基準額に対する割合

所得段階	対象となる方		基準額	調整率	保険料 (年額)
第1段階	○生活保護受給者の方 ○老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ○前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方で世帯全員が住民税非課税の方		74,400円 (年額) 6,200円 (月額)	0.455	33,852円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万以上120万円以下の方		0.685	50,964円
第3段階		上記以外の方		0.69	51,336円
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税を課税されている方がいる	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方		0.90	66,960円
第5段階		上記以外の方		1.00	74,400円
第6段階	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方		1.20	89,280円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方		1.30	96,720円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方		1.50	111,600円
第9段階		前年の合計所得額が320万円以上420万円未満の方		1.70	126,480円
第10段階		前年の合計所得額が420万円以上520万円未満の方		1.90	141,360円
第11段階		前年の合計所得額が520万円以上620万円未満の方		2.10	156,240円
第12段階		前年の合計所得額が620万円以上720万円未満の方		2.30	171,120円
第13段階		前年の合計所得額が720万円以上の方		2.40	178,560円

【介護保険における課税年金収入額と合計所得金額】

- 課税年金収入額とは、課税対象となる老齢（退職）年金のことで、遺族年金・障害年金は含まれません。
- 合計所得金額とは、収入金額から、必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ただし、介護保険料の算出には下記を差し引いた金額となります。
 - ・土地建物などの譲渡に係る特別控除がある場合には、特別控除額
 - ・本人が市民税非課税の場合には、年金収入に係る所得金額

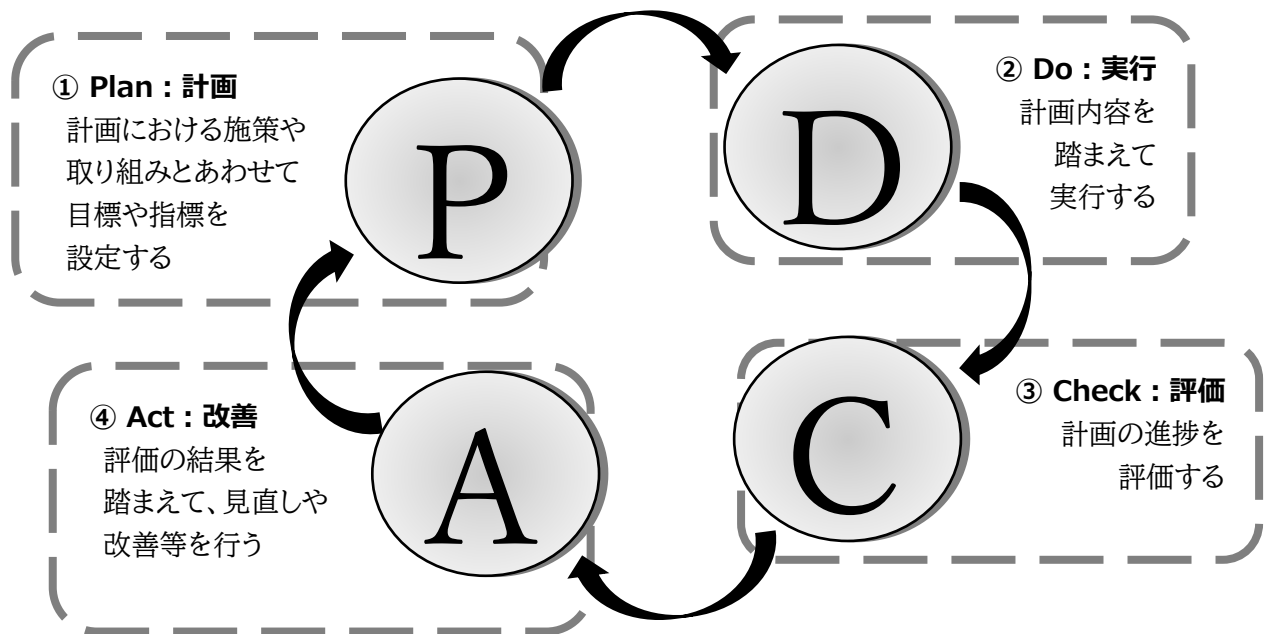
第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制及び進行管理

本計画を推進するにあたり、国や徳島県の基本的な指針や関連計画、また、本市総合計画等との整合性を図るとともに、国・徳島県との連携のみではなく、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくために、地域包括ケアシステムの中核機関となる地域包括支援センターをはじめとした関係機関との連携強化に努めます。

また、進行管理については、PDCAサイクルに基づき、各種施策の進捗状況の把握に努めるとともに、必要に応じて目標等の見直しについて検討を行います。

■PDCA サイクルによる点検・評価



2 保険者機能強化推進交付金等の活用

平成 30 年度より市町村や都道府県の自立支援・重度化防止等に関する取り組みを推進するための保険者機能強化推進交付金が創設されました。また、令和 2 年度には保険者による介護予防及び重度化防止に関する取り組みについてさらなる推進を図るため、新たな介護予防・健康づくり等に資する取り組みに重点化した介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

保険者機能強化推進交付金等を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取り組みを進めるとともに、新たな事業への積極的な展開を含めて、各種施策の一層の強化を図ります。

3 計画の周知

本計画をホームページに公表するとともに、広報誌等を活用し介護保険制度や各種施策をわかりやすく紹介し周知を行います。

また、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加していることを踏まえ、地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員・児童委員連絡協議会、老人クラブ連合会等の地域における活動組織との連携をより強化し、広報・啓発活動に努めます。

参考資料

1 小松島市介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

平成20年5月1日
小松島市告示第85号

(設置)

第1条 小松島市が実施する、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業計画の策定及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく老人福祉計画の見直しについて、幅広く意見を求めるとともに、総合的、計画的な推進を図るため、小松島市介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、介護保険被保険者及び高齢者（以下「高齢者等」という。）の施策について、次に掲げる事項を協議検討する。

- (1) 高齢者等の実態調査に関すること。
- (2) 高齢者等の現状と施策に関すること。
- (3) その他、介護保険事業計画及び老人福祉計画の策定に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員21名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健、医療、福祉及び費用負担関係者
- (2) 公募による者
- (3) 学識経験者
- (4) 行政関係者
- (5) その他市長が適当と認めたもの

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとする。
- 3 会長は、委員会を代表し、議事その他会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、委員会が第2条の規定による「小松島市介護保険事業計画及び老人福祉計画」を市長に報告した時点をもって終了するものとする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、最初に招集すべき委員会は、市長が招集する。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、関係事項について説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は介護福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、平成20年5月1日から施行する。
- 2 小松島市介護保険事業策定審議会要綱は、廃止する。

附 則 (平成23年小松島市告示第90号)

この告示は、平成23年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月27日から施行する。

2 小松島市介護保険事業計画等策定委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

氏名	団体・役職等	備考
古川 明美	元徳島文理大学保健福祉学部准教授	会長
加藤 好包	小松島市地域密着型サービス運営委員会委員長 小松島市地域包括支援センター運営協議会会長	副会長
武蔵 佳伸	公募委員	
藤野 和也	小松島市医師会会長	
稲田 米昭	社会福祉法人小松島市社会福祉協議会会長	
大和 忠広	小松島市民生委員児童委員連絡協議会会長	
岩佐 徹	小松島市老人クラブ連合会会長	
田中 陽子	小松島市社会福祉協議会地域包括支援センター管理者	
佐藤 純子	徳島県東部保健福祉局副局長（徳島保健所長）	
梶田 貴仁	介護サービス事業所（社会福祉法人 愛心会）	
久米川 雅信	介護サービス事業所（社会福祉法人 健祥会）	
家神 記志子	介護サービス事業所（社会福祉法人 小松島敬和会）	
川内 玲子	介護サービス事業所（医療法人 松風会）	
大西 伸輔	介護サービス事業所（医療法人 慈友会）	
坂口 正敏	介護サービス事業所（医療法人 栄寿会）	
東田 武志	介護サービス事業所（医療法人 道志社）	
蔭山 真応	小松島市副市長	
勢井 陽子	小松島市保健センター所長	

3 策定の経過

日程	実施項目
令和5年6月9日～ 令和5年6月22日	アンケート調査の実施 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 在宅介護実態調査
令和5年8月15日～ 令和5年8月31日	アンケート調査の実施 サービス提供事業所調査
令和5年10月27日	第1回策定委員会 (1) 会長・副会長の選出 (2) 計画の策定について (3) 計画策定スケジュールについて (4) アンケート調査の集計・分析結果について
令和5年11月24日	第2回策定委員会 (1) 第8期計画実施状況について (2) 計画骨子案について
令和6年1月11日	第3回策定委員会 (1) 計画素案について
令和6年1月15日～ 令和6年2月5日	パブリックコメント（意見公募）の実施
令和6年2月7日	第4回策定委員会 (1) 計画最終案について

4 用語の解説

用語	解説
あ 行	
NPO	ボランティア活動などに取り組む民間の営利を目的としない団体。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う。平成10年(1998年)12月施行の特定非営利活動促進法(NPO法)によって、法人格が与えられた。
か 行	
介護給付費	要介護状態と認定された被保険者に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等に関する給付費。
介護サービス相談員	介護にまつわる相談を受けたり、介護サービス利用者への説明等を行う人。また、市町村、サービス提供事業者へ報告、提案も行い、介護の現場と行政をつなぐ橋渡し役でもある。
介護予防	高齢者が要介護・要支援状態になることをできる限り防ぐこと、あるいは要介護・要支援状態であっても、状態がそれ以上悪化しないようにすること。
介護予防サポーター	介護予防活動を地域で支えるために、ボランティア活動を行う住民グループの核となる人たち。
介護予防・日常生活支援総合事業	利用者の状態・意向を踏まえ、介護予防、生活支援(配食・見守り等)、権利擁護、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供する事業。
かかりつけ医	健康や病気のことを気軽に相談したり、身体に不調があるときにいつでも診察してくれる身近な医師のこと。初期患者の問題を的確に把握し、適切な指示、緊急に必要な処置の実施や他の医師への紹介を行い、個人や家庭での継続的な治療について主治医としての役割を果たす。
キャラバンメイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人のこと。キャラバンメイトになるためには所定のキャラバンメイト研修を受講し登録する必要がある。
協議体	生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、市町村が主体となって、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置される組織。多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。
ケアプラン(居宅(介護予防)サービス計画)	介護サービスが適切に利用できるよう、心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービスの種類及び内容、担当者などを定めた計画のこと。
ケアマネジメント	利用者一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できる様々な資源を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。
ケアマネジャー(介護支援専門員)	平成12年(2000年)4月に施行された「介護保険法」に基づく資格で、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等が心身の状況に応じて適切な在宅サービスや施設サービスを利用できるように市町村、事業者及び施設との連絡調整を図り、要介護者等が自立した日常生活を営むために必要な専門知識を有し、要介護者等のケアマネジメントを行う人のこと。
傾聴ボランティア	相手の話を否定しないで聴くという聴き方を学んだ人たちが、話す機会の少ない高齢者、精神障がい者、悩みを抱えた方々等の話を聴く活動のこと。

用語	解説
さ 行	
サロン	地域の中で仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へ広がる可能性をもつ。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき全国の都道府県、市町村に設置され、そのネットワークにより活動を進めている団体。住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの援助や、社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関の連携を進めるとともに、具体的な福祉サービスの企画や実施を行う。
食生活改善推進員 (ヘルスメイト)	「私達の健康は、私達の手で」をスローガンに、食を通じた健康づくり活動を行う、全国組織のボランティア団体。健康づくりの3本柱である栄養・運動・休養を基本とした、適切な食生活の普及をめざす健康づくりの案内役。
シルバー人材 センター	地域社会に密着した臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務を一般家庭、事業所、官公庁等から受注し、自らの生きがいの充実や社会参加を求める高齢者にその意欲や能力に応じて就業機会を提供することにより、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした、高齢者が自主的に運営する団体。
生活支援コーディネーター	生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等、生活支援サービスの体制整備を行う役割を担う人。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されている。
た 行	
ターミナルケア	治癒の可能性のない終末期の医療・看護・介護のこと。主に痛みの緩和などを中心に行われる。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
地域ケア会議	高齢者への支援の充実、介護支援専門員等のケアマネジメント実践力の向上、地域課題の解決等を目的として開催する会議のことで、「地域ケア個別会議」「地域ケア推進会議」から構成される。
地域支援事業	介護や支援が必要となっても、できる限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続することができるようにすることを目的として、平成18年(2006年)に創設された介護保険のサービスの類型。このサービスを利用できるのは各市町村の区域内の住民に限定される。
地域包括ケアシステム	2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が地域で包括的に確保される体制。

用語	解説
地域密着型サービス	要介護認定者等の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、提供されるサービス。
チームオレンジ	診断後の早期の空白期間等における心理面・生活面の早期からの支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み。
な 行	
任意事業	介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者や介護者などを対象とし、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とした事業。事業の種類としては、「介護給付等費用適正化事業」や「家族介護支援事業」などがある。
認知症	脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などが徐々に低下して日常生活に支障をきたすようになった状態のこと。認知症は病気であり、単なるもの忘れとは区別される。
認知症カフェ	認知症高齢者とその家族が集える場所。お茶や軽食を楽しみながら参加者同士が交流を図り、介護にまつわる専門家が情報提供も行っている。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を温かい目で見守る人のこと。各地域で実施される「認知症サポーター養成講座」を受講することで、認知症サポーターになることができる。
認知症サポート医	認知症患者やその疑いのある方が、早期から地域の中で必要な医療や介護に繋がることができるよう、案内役やパイプ役を担う医師のこと。また、かかりつけ医へのアドバイスや、関係機関や他職種との連携・協力体制の整備などを行う、地域の認知症医療の指導者でもある。
認知症初期集中支援チーム	認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問して、状況を確認した上で認知症の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行う医療系専門職、介護系専門職、専門医によるチームのこと。
認知症地域支援推進員	地域における医療及び介護の連携強化並びに認知症の人やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職員。厚生労働省が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講し、地域包括支援センター等に配置される。
は 行	
避難行動要支援者	災害時に一人または家族だけでは避難することが困難な在宅の高齢者や障がい者等。
フレイルサポーター	フレイル（加齢に伴う筋力や心身の活力が低下した状態）の兆候を早期に発見し、要介護状態に陥るのを予防することを目的とした市民ボランティアのこと。
包括的支援事業	地域支援事業のうち、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等。
ボランティア	一般に「自発的な意志に基づいて人や社会に貢献すること」を意味する。「自発性：自由な意志で行うこと」「無償性：利益を求めないこと」「社会性：公正に相手を尊重できること」といった原則がある。
ま 行	
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者・障がい者福祉等福祉全般）についての相談を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じている。

用語	解説
や 行	
予防給付費	要支援1・2の対象者に実施される介護予防サービス、介護予防地域密着型サービス等に関する給付費。
ら 行	
老人クラブ	地域を基盤とした高齢者の自主的組織のこと。加入年齢は概ね60歳以上、自らの生きがいを高め、健康づくりを進めることを目的として、各地域において社会参加活動、社会奉仕活動をはじめとして地域を豊かにする活動などを行う。

こころで まわりを つつむ しあわせな まち

小松島市高齢者福祉計画

第9期介護保険事業計画

令和6年3月

発行	小松島市
編集	保健福祉部介護福祉課 〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号 電話 (0885) 32-3507 FAX (0885) 35-0272 E-mail kaigofukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp